

令和 3 年第 4 回定例会

(12 月 9 日招集)

# 山都町議会会議録

令和3年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

○12月9日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 議案第83号 山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の設定について	4
日程第6 議案第84号 山都町国民健康保険条例の一部改正について	6
日程第7 議案第85号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について	7
日程第8 議案第86号 山都町営グラウンド条例の一部改正について	10
日程第9 議案第93号 町道廃止について	12
日程第10 議案第94号 町道認定について	12
日程第11 議案第95号 事業契約の締結について（下市PFI住宅整備）	14
日程第12 発議第3号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について	20
散会	21

○12月14日（第2号）

出席議員	22
欠席議員	22
説明のため出席した者の職氏名	22
職務のため出席した事務局職員	23
開議	23
日程第1 一般質問	
9番 飯開政俊議員	23
10番 吉川美加議員	35
5番 中村五彦議員	49
3番 眞原 誠議員	57
散会	69

### ○12月15日（第3号）

出席議員	70
欠席議員	70
説明のため出席した者の職氏名	70
職務のため出席した事務局職員	70
開議	71
日程第1 一般質問	71
6番 矢仁田秀典議員	71
4番 西田由未子議員	85
散会	99

### ○12月16日（第4号）

出席議員	100
欠席議員	100
説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した事務局職員	101
開議	101
日程第1 議案第87号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	101
日程第2 議案第88号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	114
日程第3 議案第89号 令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	115
日程第4 議案第90号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	116
日程第5 議案第91号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について	117
日程第6 議案第92号 令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	118
散会	120

### ○12月17日（第5号）

出席議員	121
欠席議員	121
説明のため出席した者の職氏名	121
職務のため出席した事務局職員	122
開議	122
日程第1 議案第96号 権利の放棄について	122
日程第2 議案第97号 権利の放棄について	122

日程第3	議案第98号	権利の放棄について	122
日程第4	議案第99号	権利の放棄について	122
日程第5	議案第100号	権利の放棄について	122
日程第6	議案第101号	権利の放棄について	122
日程第7	議案第102号	令和3年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	128
日程第8	議案第93号	町道廃止について	132
日程第9	議案第94号	町道廃止について	132
日程第10	諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	133
日程第11	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出につ いて		134
閉会			134

12月9日（木曜日）

令和3年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年12月9日午前10時0分招集
2. 令和3年12月9日午前10時0分開会
3. 令和3年12月9日午前11時17分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 提案理由説明
  - 日程第5 議案第83号 山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の設定について
  - 日程第6 議案第84号 山都町国民健康保険条例の一部改正について
  - 日程第7 議案第85号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について
  - 日程第8 議案第86号 山都町営グラウンド条例の一部改正について
  - 日程第9 議案第93号 町道廃止について
  - 日程第10 議案第94号 町道認定について
  - 日程第11 議案第95号 事業契約の締結について（下市PFI住宅整備）
  - 日程第12 発議第3号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春

税務住民課長	田 上 るみ子	健康ほけん課長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環境水道課長	高 橋 季 良
農林振興課長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山の都創造課長	藤 原 章 吉	地籍調査課長	藤 岡 勇
学校教育課長	嶋 田 浩 幸	生涯学習課長	上 田 浩
そよう病院事務長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂 本 靖 也 外2名

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和3年第4回山都町議会定例会を開会します。

12月14日と15日の会期日程において一般質問を予定しておりますが、8番、藤川多美君から一般質問辞退の申出がっております。12月14日を4名、15日を2名としたいと思います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番、中村五彦君、6番、矢仁田秀典君を指名します。

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月17日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの9日間に決定しました。

**日程第3 諸般の報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。提案理由の説明をいたします。

令和3年第4回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。町政の課題や本議会に提案いたします議案について、御説明申し上げます。

初めに、さきの町議会議員選挙におきまして、町民の皆様の大きな期待と支援を得られ、見事当選されましたことに対しまして、改めて心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。今後4年間、まちづくりと課題解決に、議会と執行部で議論を出し合いながら取り組んでまいりたいと思いますので、御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

また、新たに藤澤議長並びに藤原副議長を選任され、各常任委員会の構成も決定いただきましたので、豊富な経験と手腕を発揮されまして、町政の発展に御尽力をいただけますよう、重ねてお願いを申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、第5波と見られる感染拡大が収まりを見せる中、9月30日をもって緊急事態宣言が解除されました。幸いにして本町では9月中旬以降、陽性者の報告はありませんが、新たな変異株が確認され、世界中に拡大する様相を呈しています。年末年始を控え、人々の交流が活発となる時期となることも重なり、大変危惧をされる状況です。町民の皆様には冷静な対応をいただき、引き続き基本的な感染防止の徹底をお願いいたします。

一方で、町内医療機関の皆様のご理解と御協力によりまして、5月8日からワクチンの集団接種事業に取り組んでまいりました。11月12日現在で、12歳以上の接種対象者の9割の方が2回目の接種を終了しました。町民の皆さんの御理解と御協力に感謝申し上げます。現在、3回目のワクチン接種に向けた意向調査等の準備を進めており、令和4年3月の接種開始を目指しています。

また、町では、コロナ禍で影響を受けた方への様々な支援策を用意しております。事業者の皆さんには、広報紙などで確認をいただきまして、効果的な支援につながりますことを願っております。

併せまして、町内宿泊施設をお得に利用できる「山の都に泊まろうキャンペーン」を実施していますので、町民の皆様にご地域の宿として、ぜひ御活用をいただきたいと思っております。

次に、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。九州中央自動車道矢部蘇陽間の事業化に向けた小委員会が開催され、三つのルートが示されました。広く意見募集を行うオープンハウスやアンケート調査が実施され、3,500件を超える皆様のご熱意を伝える場となりました。来年度の事業化決定に向けまして、関係者、自治体との連携を強化しながら、関係機関へ働きかけを強めたいと思っております。

11月には、令和3年度第60回農林水産祭むらづくり部門で、白糸第一自治振興会が栄えある天皇杯を受賞されました。通潤橋と棚田を核とした地道なむらづくり活動を地域住民の共通認識に



よる地域力が評価されたものです。棚田を多く抱える本町におきましても、高齢化や担い手不足など、共通する課題克服の手本となる活動が他地域へ広がることを期待するものです。

また、農作物は幸いにして、台風や大雨、病害虫などの被害はありませんでしたが、主力でありますトマト、キャベツなど、夏秋野菜の価格低迷が農家の皆さんに少なからず影響があったと思います。今後も九州の主要産地としての取組に期待したいと思います。

今後も、JAをはじめ、関係団体との連携により、産地育成の支援を行ってまいります。

最後になりましたが、熊本地震や豪雨災害からの復興もようやく終盤を迎えましたが、油断することなく、災害対策を講じる必要があります。自治振興区を基本とした自主防災組織がほぼ全域で設立されましたが、国内では毎年のように人命に関わる大きな被害が発生をしており、その後の生活再建には長い期間が必要です。日頃から防災と減災への取組を怠ることなく、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明をいたします。

今回の定例会に提出する議案等は20件で、条例4件、補正予算6件、その他10件です。

議案第83号から議案第86号は、それぞれ必要な条例の一部改正や新たな条例の制定を行うものです。

議案第87号から第92号は、令和3年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第93号及び第94号は、それぞれ町道の廃止及び認定に関するものです。

議案第95号は、町営住宅建設事業契約の締結に関するものです。

議案第96号から議案第101号は、水道料金の徴収に関するものです。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦に関するものです。

以上、提案理由について説明いたしました。詳細については、担当課長から説明をさせていただきますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

## **日程第5 議案第83号 山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第83号「山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** おはようございます。議案第83号について御説明申し上げます。

議案第83号、山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について。

山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出、山都町長。

提案理由です。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域内の産業の振興を促進するため、同法に基づく固定資産税の特例に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次ページをお開き願います。

2ページから4ページまでが条例案でございます。6条立てで構成されており、第1条が趣旨、第2条から第4条までが課税免除に係る定めとなっております。

その概要につきまして、5ページ目の議案第83号資料により御説明させていただきます。

まず、条例制定の目的です。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されました。本町においても、過疎地域の持続的な地域社会の形成及び地域資源を活用した地域活力のさらなる向上を実現するため、山都町過疎地域持続的発展計画を9月議会で議決いただき、策定いたしました。これにより、過疎債など、過疎法に基づく各種財政支援を受けることが可能となりました。その支援制度の一つに、地方税の減収補填措置がございます。過疎計画に記載された産業振興促進区域内において、一定の事業用資産を取得した事業者について、条例に基づいて課税免除または不均一課税を行った場合、地方税の減収の75%が普通交付税で補填されるというものです。

なお、本町では、産業振興促進区域は町全域となっております。

これを受けまして、本町では、過疎地域における地域産業の振興を図るため、固定資産税の課税免除に関する条例を制定するものです。

課税免除の適用要件等について御説明させていただきます。

事業種別でございます。ここに記載しております製造業、情報サービス業等、農林水産等販売業、旅館業の四つの事業となります。

対象設備です。新增設した事業の用に供する家屋、償却資産、家屋の敷地、建物及びその附属設備の改修となっております。

なお、米印1にありますように、土地に当たっては、取得後1年以内に家屋の建設の着工が必要です。米印2は、建物及びその附属設備の改修については、資本金が5,000万円以下の事業者に限られます。

資産の取得時期については、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間が対象となっております。

課税免除の適用要件は、取得した対象設備の合計額が500万円以上となります。ただし、製造業及び旅館業については、資本金の額が5,000万円を超える場合は、表に記載しております金額以上となっております。

課税免除期間は、課税当初年度から3か年となります。

以上が本条例の概要でございます。

条文に戻っていただきまして、条文の最後を御覧いただきたいと思います。  
附則でございます。附則、この条例は公布の日から施行する。  
以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第83号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号「山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第84号 山都町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第84号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おはようございます。

それでは、議案第84号について御説明いたします。

議案第84号、山都町国民健康保険条例の一部改正について。

山都町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出、山都町長。

提案理由です。出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、山都町国民健康保険条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

別添資料で説明しますので、議案第84号資料を御覧ください。

まずは、中段の四角の枠の中の左側を御覧ください。

現行では、出産育児一時金は40万4,000円ですが、産科医療補償制度加算の対象となる出産については、当該制度の掛金分1万6,000円が加算され、支給総額は42万円となっています。

上段の改正内容を御覧ください。このたび産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられるとともに、出産育児一時金の支給総額について、42万円を維持することとされたことを踏まえ、出産育児一時金の支給額が現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げられたことに準じ、山都町国民健康保険条例を改正するものです。

施行期日は令和4年1月1日です。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第6条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に改めております。

改め文を御覧ください。

附則です。この条例は、令和4年1月1日から施行する。

この条例による改正後の山都町国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 資料として見せてもらったものをもう1回送ってもらっていいですか。すみません。

一番下のほうに、産科医療補償制度についてとありますが、この掛金が下がることによって、もしも分娩時の重度脳性麻痺等になったときの補償が下がるということはないんですか。そのままでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** 補償内容は変わりません。下がりません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号「山都町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第85号 山都町短期滞在施設条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第7、議案第85号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、議案第85号を御説明します。

議案第85号、山都町短期滞在施設条例の一部改正について。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出、山都町長。

提案理由です。矢部地区の建物について、本町への移住希望者等が使用する山都町短期滞在施設として新たに追加し、当施設を管理運営するため、山都町短期滞在施設条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

山都町短期滞在施設条例の一部を改正する条例。

山都町短期滞在施設条例の一部を次のように改正する。

別表矢部地区の表2号棟の項の次に次のように加える。

名称、3号棟A。所在地、千滝163番地1。面積、57.97平米。構造、鉄骨造。使用料、月額8,300円。以下、3号棟Bから3号棟Fまで同様の内容ですので省略させていただきます。

次のページが新旧対照表となります。左側が現行の別表で、右側が改正案となります。

さらに、次のページをお開きいただくと、右側の改正案の一番下に、今回追加する矢部地区の3号棟AからFを記載しております。

次のページの追加資料を御覧ください。

1ページになります。1ページに運用状況を記載しております。現在、蘇陽地区に6棟6戸、清和地区に2棟2戸、矢部地区に2棟2戸ございまして、全部で10棟10戸となりますけれども、蘇陽地区の2棟については、建物に傾きが生じておりまして使用を停止しておりますので、現在8棟8戸の運用となります。

利用状況です。これまで55世帯が利用され、27世帯が定住されております。定住率は54%です。

使用料の算定方法については、家屋使用料、土地使用料、附帯費用を合算して算出しております。土地家屋については、固定資産税評価額を基礎に、行政財産使用料条例に基づき算出しております。土地については評価額の4%、家屋については評価額の7%で算定しております。附帯費用については、合併浄化槽点検費用、建物共済年間保険料、それと、公営住宅法に定める修繕比率、管理事務費率により算定した額を合算して算出しております。

次のページに、位置図を用意しております。

矢部地区の矢部小学校の西側にある元教職員住宅であった建物です。見晴山公園の入り口付近に位置する建物になります。

3ページは、施設の現況写真になります。

建物は、昭和58年建築、鉄骨造2階建て、1棟6戸の集合住宅で、38年が経過しております。建物の外観や内部を確認し、短期滞在施設として利用可能な建物と判断し、改修工事を行ったものです。

最後のページ、4ページに、住宅の間取りを添付しております。

改修工事は、畳替え、トイレ便器の更新、フローリングや天井の張り替え、建物内部の壁等の改修を行っております。

改め文を御覧ください。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第80号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 矢仁田です。この見晴山の短期滞在施設ですけれども、6戸が入居されたとき駐車場の問題が発生しやせんかなと危惧しますけれども、その辺で何か対応は考えていらっしゃるのかをお聞きします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 確かに御指摘がありましたとおり、敷地内には4台程度止められるかなと思います。それと、南側のほうが長くスペースが残っておりますので、その辺りを活用しながら駐車スペースを今後検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ちょっとお尋ねしたいんですけど、定住率のことです。定住率54%ということですけども、これは入ったときから、短期滞在施設ですので、何らかの理由で短期間滞在して、出ていかれるわけですね。ここに滞在しない理由とか、そういうのは調べられておりますか。どちらのほうに行かれたかというのも調べられておりますか。そうした場合、何が原因で定住に結びつかないのかということも調べられておられましたらお答え願いたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 短期滞在施設を出られて、定住されずに出られる方についても、転出先と理由も併せて情報収集、ヒアリングをして聞き取っております。

出ていかれる理由としては、仕事が見つからなかったですとか、新たな居住、短期滞在施設を出られて居住施設が見つからなかったとか、そういう理由が主だと思います。それと、家庭の事情でまた家の近くに戻らないといけないとか、そういう理由が主な理由であったと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ありがとうございます。今、就職先が見つからないとか、理由はいろいろあるかと思います。私も多分そうだろうなと思っておりましたけれども、今後、そういう理由に基づいて、町で対応できる場所があれば、できるだけ対応していきながら、短期滞在施設を利用した人が、できるだけこの町に住みやすいような、本当に住んでよかったというような町を目指しているわけですので、そういういろんな理由を調べて、町の方向性あたりもそこら辺から導き出していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号「山都町短期滞在施設条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8 議案第86号 山都町営グラウンド条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第86号「山都町営グラウンド条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。議案第86号について御説明いたします。議案第86号、山都町営グラウンド条例の一部改正について。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和3年12月9日提出、山都町長。

提案理由です。朝日西部グラウンドについて、行政財産から普通財産に移行し利活用を図るため、山都町営グラウンド条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例をここに公布する。山都町長。

山都町営グラウンド条例の一部を改正する条例。

山都町営グラウンド条例の一部を次のように改正する。

第13条ただし書中、「朝日西部グラウンド及び」を削る。

附則。この条例は公布の日から施行する。

次のページを御覧ください。新旧対照表を載せております。

今回の改正につきまして御説明をいたします。次の資料を御覧ください。

位置図と現況写真を載せております。

1については、旧朝日西部小のグラウンド位置に当たります。

朝日西部グラウンドの面積は、地籍調査が終わっておりまして、全体で1万2,904平米ございます。

現在のグラウンドの利用状況につきましては、平成25年以降の利用の実績はございません。今回、このグラウンドの約半分を利活用しまして、太陽光発電施設の設置要望がっております。

このことについては、設置会社から地元の説明し、同意を得ているところでございます。

教育委員会としましては、町有地の有効活用を図りたいと考え、行政財産から普通財産に移管し、貸付けの方向で進めさせていただきたいと考えております。

なお、グラウンドの約半分の貸付残地につきましては、平成30年5月に地元からの要望で指定されましたヘリポートの機能を継続するというので、現在のところ考えております。

これで説明を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第86号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** これ、関係していると思うので質問させてください。あそこの体育館の取壊しですね。そのスケジュールはいつ頃になっているんですか。ちょっと確認させてください。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 体育館の取壊しについては今後検討してまいります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 確認です。グラウンドのおよそ半分を、太陽光発電をなさる企業に貸し出すということでよかったのでしょうか。そうすると、その土地の賃借料というか賃貸料が町の中に入ってくると。そういう解釈でよいのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** そのとおりでございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** ここは井無田のキャンプ場、それから天文台の近所になりますが、天文台の近所に太陽光ができた後も、観光客の方からいろいろ影響があるんじゃないかというお話もありました。そういった天文台に関する事で、この太陽光に貸すということで、何か議論はありましたか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** 今の御質問は天文台関連ですか。

**○議長（藤澤和生君）** 8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 説明が不足しておりましたけれども、結局、星空を見ましようという、そういう環境的な場なのに、そういうふうに太陽光を設置していいのかということは、何ですかね、天文台の近所にできたときから、そういうお話がありました。全体的に井無田の、その台地そのものが私は星空を見る環境というふうに思っておりますので、何かそういうことを。環境的なことで太陽光に貸すということで、何か議論があったかなということをお聞きしたかったところです。



○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） これは地元の方にお尋ねしたんですけど、そういうことはございませんでした。質問に関することはございませんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今のことにちょっと関連ですけど、パネルを置くことによって、太陽光の反射光がどれだけ影響するかというのを、何ですか、あれ何て言いますかね、環境アセスメントを取るときには、それが問題になることがあるんですね。だから、広さ的に、さっきおっしゃった1万2,000平米の半分だから6,000平米ぐらいということですよ。6,000平米ぐらいって言ったなら、そんなに大規模ではもちろんありませんけれども、今御質問あったように、ここだけではなくて、井無田地区には広大なパネルがもう設置されていて、それに対する環境的な面については、やはり住民の方から意見はなくても、いろいろ問題が上がってきているからですね。町としては、やっぱり配慮するような検討はしていくべきではないかなと思いますけれども、その辺についてはいかがですか。企業の方とどういう協定を結ばれているのかをお尋ねしたいです。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。議員お尋ねの環境に対する影響はというところでございますが、パネル自体は旧グラウンド敷地内の平面に立てますので、反射鏡、反射の障害はないのかなと思っておるところでございます。面積は約半分の5,677平米でございます。協定の中身につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

なお、今後、行政財産を普通財産に移管しますので、それ以降は清和支所に所管を移しまして、貸付け業務を行う予定でございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号「山都町営グラウンド条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第93号 町道廃止について

日程第10 議案第94号 町道認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第93号「町道廃止について」及び日程第10、議案第94

号「町道認定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** それでは、議案第93号を説明いたします。

議案第93号、町道廃止について。

本町は、別紙の路線を町道として廃止する。

令和3年12月9日提出、山都町長。

提案理由です。町道の路線を廃止するには、道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

1、廃止検討路線の一覧です。

整理番号1の1、仲町長野線。起点、山都町浜町字古町、終点、長原字小倉迫。延長1,237.7メートル。運動公園周辺道路の整備に伴う再編のための廃止です。

整理番号1の2、長原後谷線。起点、長原字山宮谷、終点、長原字後谷。延長234.1メートル。同じく、運動公園周辺道路整備に伴う再編のため廃止です。

議案第94号、町道認定について。

本町は、別紙の路線を町道として認定する。

令和3年12月9日提出、山都町長。

提案理由です。町道の路線を認定するには、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

次のページをお願いいたします。

認定検討路線の一覧です。

整理番号2の1、仲町千滝線。起点、山都町浜町字古町、終点、千滝字風ノ木。延長513.8メートル。廃止する仲町長野線の終点を変更し、新たに認定するものです。

整理番号2の2、運動公園線。起点、長原字後谷、終点、長原字小倉迫。延長150メートル。運動公園周辺道路整備に伴い、新たに認定するものです。

整理番号2の3、千滝長野線。起点、下市字山中谷、終点、長原字山宮谷。延長705.3メートル。運動公園周辺道路整備に伴い、新たに認定するものです。

整理番号2の4、元仁田尾支線。起点、鶴ヶ田字向原、終点、鶴ヶ田字宇土。延長540.3メートル。大川大矢線の旧道部分を新たに認定するものです。

申し訳ありません。整理番号2の4、元仁田尾支線の起点、大平字向原でございます。申し訳ございません。

添付の資料を御覧ください。

航空写真で示しております。運動公園周辺の道路整備に伴い、紺色で示しております点線の1の1、仲町長野線及び1の2、長原後谷線を廃止し、赤色で示しております2の1、仲町千滝線、2の2、千滝長野線、2の3、運動公園線を新たに認定するものです。

資料2を御覧ください。

町道大川大矢線、道路改良工事の完了に伴い、赤色で示しております旧道部分を元仁田尾支線として新たに認定するものですが、現在通行止めになっております元仁田尾大橋については、道路メンテナンス事業で今後解体撤去を予定しておりますので、元仁田尾大橋を含めて認定を行うものでございます。

また、青色の点線で示している区間につきましては、改良工事が完了しましたので、大川大矢線として区域の変更を行う予定でございます。

資料3ページ以降は、それぞれの路線の廃止及び認定する道路の起点、終点の写真でございます。

以上で、議案第93号及び94号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第93号及び議案第94号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うことにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号「町道廃止について」及び議案第94号「町道認定について」は、経済建設常任委員会に付託し、会期中の審査を行うことに決定しました。

---

#### **日程第11 議案第95号 事業契約の締結について（下市PFI住宅整備）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、議案第95号「事業契約の締結について（下市PFI住宅整備）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** それでは、説明いたします。

議案第95号、事業契約の締結について。

次の事業について事業契約を締結することとする。

令和3年12月9日提出、山都町長。

- 1、事業名、山都町下市PFI住宅整備事業。
- 2、事業場所、山都町下市市内。
- 3、契約金額、2億7,498万円、税込みです。
- 4、契約の相手方、熊本市中央区紺屋今町2の1、積水ハウス株式会社九州南チャーメゾン営業所、所長国本伸一。

5、事業者選定の方法です。公募型プロポーザル方式です。

提案理由です。本件の事業契約を締結するには、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

資料①をお願いいたします。事業契約概要でございます。

1と2は説明しましたので省略いたします。

3、事業者選定年月日、令和3年11月1日。

4、事業内容、民間事業者による公営住宅12戸の設計、施工及び監理です。住戸タイプ、2LDK、住戸床面積、64平方メートル程度、戸数、12戸、床面積、782.16平方メートル、駐車場、24台、駐輪場、12台。

財源の内訳です。全体契約額2億7,498万円、うち交付金1億3,723万円、社会資本整備総合交付金、50%補助でございます。起債1億3,720万円、公営住宅建設事業債、一般財源55万円。

6、応募事業者は、記載しております4事業者でございます。

資料②をお願いいたします。事業仮契約書です。

1、事業名、山都町下市PFI住宅整備事業。

2、事業場所、上益城郡山都町下市地内。

3、事業期間、令和3年12月20日から令和4年11月30日まで、契約金額2億7,498万円。

上記の事業について、山都町と積水ハウス株式会社九州南シャームゾン営業所とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項により公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定による山都町議会の議決をなされたとき、本契約としての効力を生じるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、町は一切の責任を負わないものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者の記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年11月16日、山都町長、梅田穰。

事業者、熊本市中央区紺屋今町2の1、積水ハウス株式会社九州南シャームゾン営業所、所長 国本伸一。

資料3をお願いいたします。審査結果の前に、少し補足説明をさせていただきます。

事業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式で行い、提案価格の評点を40点、選定委員による技術評価の評点を60点とし、総合評価点の最も高かった事業者を優先交渉者とするものです。

それでは説明いたします。

(1) 提案価格の評点。価格点につきましては、応募者の中で最も低い価格を提案した事業者を40点とし、その他の事業者については、当該応募者の価格に応じて、それぞれ価格点を決定しております。

予定価格、税込み2億9,260万9,000円に対して、2億5,392万4,000円と、最も低い価格を提案

した大和ハウス工業が価格点40点です。その他の事業者については記載のとおりでございます。

(2) 審査項目による審査。評価ランクをAからEの5段階で評価を行い、審査項目ごとの技術評価点を算定式により算出し、事業者ごとに技術評価点が決定されるものです。

資料④をお願いいたします。技術評価点の結果です。

技術評価点60を評価項目ごとに配点し、事業者からの提案を受け、選定委員の評価点を合計し、その平均で事業者の評価点が決定されています。最も評価点の高かった事業者は、積水ハウス株式会社九州シャーメゾン営業所の48.80です。

資料5をお願いいたします。(3) 総合評価点の算出結果でございます。

事業者ごとにそれぞれ価格点、技術評価点を合計した結果、事業者選定委員会において、価格点36.93、技術評価点48.80、合計85.73で、積水ハウス株式会社九州南シャーメゾン営業所が優先交渉者に決定されました。

資料⑥を御覧ください。積水ハウスから提案のありました住宅完成のイメージ図でございます。

上が南西側から見たもの、下が南側から見た完成予想図となっております。屋根の部分に太陽光発電パネルを設置する計画となっております。鉄筋コンクリート造の2階建ての6棟が中央のエントランスホールでそれぞれつながった住宅となっております。

次の資料7を御覧ください。

水色で着色した部分が住戸となっております。黄色い部分は共用施設でございますが、住宅中央は、入居者の交流の場となる屋内エントランスホールとなっております。緑色は芝生及び植栽等の範囲です。赤色は道路及び駐車場となります。

以上で議案第95号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長(藤澤和生君)** 議案第95号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番(矢仁田秀典君)** この問題につきましては、前の経済建設常任委員会で、できるだけ地元業者を使うように、あるいは地元の木材関係を使うようにという申入れをしてあったと思いますが、その結果がこの技術評価点のその他の提案事項に表れているのかなとは思いますが、悲しいかな、このくらいしか点数として表れないのかなと。

それと、それ以上に、いろんな面で優れとったということで解釈してよろしいでしょうか。

**○議長(藤澤和生君)** 建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長(山本敏朗君)** それではお答えいたします。

まず、先ほど議員が言われましたとおり、町に対する経済効果等を踏まえると、やっぱり地元産の木材を使うというのが一番でございます。ただ、今回は、若者向けの住宅ということでございますので、従来の形にとらわれない、いろんな提案の中で、選定委員のほうで、木造住宅よりも今回の住宅がやっぱり優れているということで判定をされた部分でございます。

また、その他の提案の中でありましたのは、例えば浴室でございますけれども、町の要求としましては、お風呂の浴室タイプを1メートル60、1メートル60のサイズということで示しております。

した。今回、積水ハウスのみ、1メートル60の1メートル80と、浴室のほうが20センチ広い提案でございました。そういった部分と、あと、洗面台につきましても、要求としましては75センチ以上ということで明記しておりますけれども、積水ハウスはそこを90センチで提案してきたということでございます。また、使うのが若者向けの世帯ということでございますので、やっぱり収納がある部分がいいということで、今回、積水ハウスについてはクローゼットが3.6平米とか、それなりの収納を確保されております。

また、その他の業者におきましては、収納が少なかったり、室内での動きでちょっと不具合があるんじゃないかということで、いろんな部分を踏まえまして、今回、積水ハウスということで選定委員のほうで決定されたところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 太陽光パネルが設置されておりますが、これは売電専用でされているんですか。それとも、中の入居者が使うという。非常に単価が安くなっておりますが、これをつけるメリットがあったかどうかというところが心配です。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** お答えいたします。太陽光パネルにつきましては売電用でございまして、あくまでも入居者の住宅の中の電力を賄うということにしております。

今回、業者のほうからございましたけれども、令和4年度の国の概算要求の中で、国土交通省の住宅局の要求基準としまして、公営住宅にはゼロエネルギー、要するに、住宅の電力は住宅の中でどうにか賄うような提案を今後強化していくというこの部分もあったものですから、今回、太陽光発電を採用しておるとい部分でございます。

あと、電力が入居者専用になるということでございますので、それ以外の住宅との整合性、これにつきましては、家賃等を踏まえて今後検討していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** じゃあ、余った電気は売電はしないということですか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** 売電ではなくて、停電用とかで蓄電というような格好で確保する必要がございますので、現在のところ売電を考えているところではございません。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 蓄電池を今入れるととても、計算すると採算は合わんとですけども、かなり経費はアップすると思いますが、その点はよかったですか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。先ほど蓄電池のお話をしましたけれども、今回の提案には蓄電池のほうは提案が入っておりません。ただ、選定委員の別立ての意見として、やはり最終的には蓄電池をつけていく必要があるのではないかとということでございましたので、今後、それについては業者のほうと協議をするということでございます。

また、メンテナンス等につきましても、積水ハウスにつきましては、30年間については、躯体であったり、そういった漏水関係については無償で保障するということで、唯一30年間無償保証がついている部分は、一つの強みかなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はございませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 5番議員の質問に、あまり答えになっとらんと思っています。余った電力はどうするのかという質問が出とって、蓄電池はまだない、じゃあ現時点では多分余るんですね。昼間いらっしゃるということはあまりないでしょうから。ということは余ってくる。その余った電力はどうするのかと。5番議員の質問にあまり答えとんならんけん、もう1回。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 申し訳ありません。売電できるかできないか、ちょっとまだワット数とか正確に提案できてないものですから。最終的に余剰する電力があれば、売電等も今後考えていく必要があるのかと思っております。そこは今後、業者との協議の中で検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） もう少し今のことで、ちょっと分からないので御説明いただきたいんですけど。普通はパネルを置いた時点で売電をすると思うんですね、余ったものは。何ていいますか、今からとおっしゃいましたけど、その売電収入は企業側に行くのか、町に行くのか、どっちなのかな。それが一つと。やっぱり売電はしていかないと、余ったら売らなくてはいけないと思うんですね。FIT制度の中で、15年だったかな、固定買取り価格が最初のうちは高いですよ。そういう点について、どういうふうな協議がされているのかということと、30年間無償保証とおっしゃいましたが、じゃあ、維持管理について、例えば、その無償保証というのは、どこかが破損したとか、そういうことについての補修ですよ。例えば畳替えをしないとイケないとか、何か外壁を塗り替えなければいけないとかいうのが出てくると思うんですけど、その辺については補償内容じゃないと思うので、それはまた町が、何ていうのかな、この企業がそこまで維持管理までまとめてされるのかということ、2点お尋ねしたいです。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。施設につきましては、町は最終的に町営住宅

として買い上げることになっておりますので、売電収入は町のほうに入ってくるというふうに考えております。

あと、維持管理の部分でございますけども、通常の畳替えであったり、その分は従来どおり町のほうで負担していくと。業者が保証しますのは、建物本体の躯体であったり、屋根の雨漏り等があった場合は、そこは毎年、5年5年ごとの点検を行いながら、30年間無償で補償するということになっております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** すいません、ちょっとこの際なので教えてほしかったんですが、この財源の内訳の中で、起債で、公営住宅建設事業債ということで記載なされてますが、これの元利償還に対する交付金措置の率を、よければ教えてほしいんですけども。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** すいません、後ほど説明させていただきたいと思います。申し訳ございません。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** すいません。ちょっと町長にお聞きしたいんですけども、この土地自体は、三栄開発が町のために使ってくださいというふうで、無償で提供しております。すごい企業だなと、地元における企業として、非常に評価しておりました。

この応募グループの中に、尾上・三栄・ライフジャム共同体というふうで載っておりますけれども、できたら、ここのほうに優先をしてほしいなと思っておりますけれども、これは町長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** これにつきましては、三栄開発さんの非常な好意の中で寄附をいただいています。これは現実に山都町の財産でございますし、今回のこのPFIの入札等々は、応募企業の中にあつたというようなことでありますが、先ほど建設課長、また、選定委員会が公正公平の中で判断をされていまして、いろんな建設業の入札等々にも1回も私も口を挟むことはありませんし、たまたま三栄開発さんが共同企業体として参加をされておりますが、そういう部分を考慮した中での今回の選定はありませんし、私自身もそうだったと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号「事業契約の締結について（下市PFI住宅整備）」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 発議第3号 主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、発議第3号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 発議第3号について御説明を申し上げます。

発議第3号、令和3年12月9日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、矢仁田秀典。賛成者、山都町議会議員、眞原誠。

主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について。

上記の議案を、山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。主要地方道矢部阿蘇公園線は、観光や地域振興、防災対策などの効果が期待される重要な路線であるにもかかわらず、未整備の区間があるため、いまだネットワークを形成するに至っていない。主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会に特別委員会を設置し、本町議会も一丸となって、関係機関と協力の下、国及び県に対して要望活動を展開していくことが必要である。これが、この議案を提出する理由です。

次のページを御覧ください。

主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置に関する決議。

次のとおり、主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び委員会条例第5条による。

3、目的。主要地方道矢部阿蘇公園線の早期整備の実現に向けて、本町議会が一丸となって、関係機関と協力の下、国及び県に対して要望活動を展開していくことを目的とする。

4、委員の定数。7人。

構成につきましては、経済建設常任委員5人、総務常任委員1人、厚生常任委員1人。

以上、説明を終わりますが、全会一致での同意をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 発議第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時17分

12 月 14 日（火曜日）

令和3年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年12月9日午前10時0分招集
2. 令和3年12月14日午前10時0分開議
3. 令和3年12月14日午後2時42分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第6日)(第2号)

日程第1 一般質問

- 9番 飯開政俊議員
- 10番 吉川美加議員
- 5番 中村五彦議員
- 3番 眞原 誠議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである(13名)

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

8番 藤 川 多 美

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

6人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日2人したいと思います。

順番に発言を許します。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） おはようございます。9番、飯開政俊です。

本年は2月に町長選があり、梅田町政の2期目がスタートいたしました。そして、10月に私たち町議選があり、14名の議員が決まり、今後4年間、このメンバーでの行政運営が行われます。

いつも申し上げておりますように、町長をトップとした執行部と私たち議員が町を進めるため、車の両輪となるよう頑張っていかなければならないと改めて自覚したところです。私は時間があるときは、よく山都町総合計画に目を通して見えています。町の基本計画と現在の進捗状況を見比べています。

そこで今回は、山都町にどのような将来を描き、どのようなまちづくりを目指されているか伺います。

この町の現状は、基幹産業である農林業従事者の減少、商店街を構成する個人商店の後継者不足など、人口減少、高齢化が進行しております。それに加えて、コロナ禍で多くの事業者が苦しんでおられます。そういう厳しい中でも、町は未来を見据え、あらゆる町民の窮状に手を差し伸べるとともに、令和5年、浜町までの九州中央自動車道の開通を控え、道の駅、総合運動公園の建設、観光地の整備など、ハード事業に取り組みながら、経済の町内循環を実現しなければなりません。そのためにはもう一つ、ソフト面の充実も併せて進める必要があります。進める計画、事業など、まちづくり実現のために、共に協力し、共に歩んでいただくよう、町民の皆様へ発信することです。

私は、今回立候補するに当たり、五つの公約を掲げて選挙運動を展開してまいりました。公約実現のため、今後、行政のまちづくりの方向を問いただし、町民が誇りと希望を持てるような政策の実現のため、掲げた公約をはじめ、通告に従い、質問台より質問をさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） まず1番目に、農林業の活性化につきまして、本町の基幹産業は農林業が一番です。このうち、農業について、町としての今後どのような方向を目指されているか、

お尋ねします。

農業には二つの機能があります。一つは経済活動で、今この町の農業の販売額は100億円前後あります。本町に外貨を持ってきてくれます。もう一つは環境保全です。水源涵養など多面的機能です。

また、国を挙げてしなければならない二酸化炭素の削減ですが、私がハウスで二酸化炭素の濃度の調査をすると、普通400ppmある二酸化炭素は、日が昇り、温度が上がると、2時間もかからず250ppmくらいに二酸化炭素が減ります。作物が光合成により二酸化炭素を吸い、酸素を出しているからです。この山都町は山林と田畑に囲まれています。SDGsにかなった町だと確信できます。

それでは、本題に入ります。今、本町の農業は中山間地の農業としては県内指折りです。ただ、先ほど申し上げたように、高齢化が進んでいる問題です。私はこの問題を解決するには、集落営農組織を立ち上げ、集落の農業をはじめ、インフラの工事などに向かわれる体制が急がれます。

そこでまず、現在の農業従事者の年齢構成はどうなっていますか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えいたします。本町の農業従事者の年齢構成ということでございますが、農林業センサスにおいて、2020年と10年前の2010年の比較を見ますと、自営農業に主として従事し、仕事として従事した人であります基幹農業従事者というのがございますが、その数を見ますと、10年前の3,154人という人数に比べまして、約25%に当たる829人が減少ということで、2,325人ということになっております。

統計では、5歳刻みの数字が出ているわけですが、生産活動を中心として支える人口と言われる15歳から64歳の人口、生産年齢人口というものにおきましては、10年前の1,500人に比べまして、約47%に当たる715人が減少しておりまして、現在というか、その結果790人ということに数字が上がっております。割合では、全体の数の中では34%を占める割合となっております。65歳以上の基幹的農業従事者数においては約1,600人ということで、全体の割合としては66%を占める状況です。

基幹的農業従事者数の推移から見ますと、生産活動を中心となって支える世代、担い手の世代というか、高齢化しているということで、担い手の世代は減少ということで申し上げましたが、従事者の高齢化が進んでいる傾向にあるというのが現状となっております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今伺いましたように、非常に高齢化が急速に進んでおります。10年後の姿を描くと非常に心配をされますので、私は二、三年後、農業政策の中で、人・農地プランは各自治体で取り組みなさいと法制化が計画をされております。本町における人・農地プランへの取組の実態はどのような状態でしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えいたします。人・農地プランは、集落の農業の将来像

と言われて、集落内の中心となる担い手や、今後の農地の利用の在り方を集落での話し合いによってつくり上げられるものとされておりますけど、現在、人・農地プランの対象の集落におきまして、プランの実質化という見直しの作業を行われております。集落内での話し合いによりまして、集落の中心となる担い手を明確化して位置づけるというようなことについて、プランの見直しのための取組を行っているということでございます。本町におきましては、対象集落は59集落ございまして、そのうち、集落での話し合いを終えている34の集落が、人・農地プランの実質化の見直しを終えているという状況でございます。

今回の見直しに先立ちまして、集落代表者への説明会を重ねたり、また、集落へ出向いて説明会なども行ってきましたが、集落代表者の方々には、コロナの影響下の中で集落内での集まりもなかなかできづらい中、地域での話し合いを牽引するために御苦労もいただいているような状況もでございます。

国におきましても、議員からありましたように、取組が本町で進んでいる地域、遅れている地域の現状がないか、苦労されている点がないかなど、直接のヒアリングの機会もいただいております。そこら辺をしっかりと国にもおつなぎしまして、令和3年度中には対象の全集落のプランの作成が完了できますように、支援を継続していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 3年度中に、全集落のプランができるようにと努力をされるということでございます。本当に国のほうでも法制化という話が二、三年後には出るそうですので、どうかよろしく願い申し上げます。

また、その先にあります集落営農の法人のことですけれども、今8集落がこの町で法人を立ち上げられておられますけれども、その法人の現在の課題と、また、それに向かう改善策を、簡単によろしいですけれども説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えいたします。現在集落の法人化は、昨年度二つの集落が法人設立をされまして、現在、法人は六つというような形となっております。

課題というか、法人化になりまして、実際、組織が運営されていく中で、様々な課題に直面しているという場面がございます。例えば、高齢化による労働力、後継者の確保、経営体制の安定化、また、法人税の支払いの取扱いなど、課題は各団体において多岐にわたっていると思っております。

これを受けまして、6法人によるネットワークを構築したいということで、連携会議を町が事務局として開催を始めました。各個人がそれぞれに抱えている課題がございますが、お互いに持ち寄り共有することで情報の連携の体制を図って、そこに町、県、農業公社、農協も会に参画して連携しながら、課題の解決支援や経営指導など、包括的に支援するような体制ができないかということで整備を進めております。関係機関からは改善策の案として、例えば、経営の安定化に向けて、米から高収益作物への導入ができないか、法人間が連携して労働力や導入機械をシェア

する仕組みなどができないかというような提案があつているところです。

組織内においての会員の意識の統一や、リーダーとなる人を育てていくことも急務としてありますので、併せて現在、協議、検討しておりますので、今後も引き続き、県、農業公社、農協と連携して、集落営農の組織、法人の支援に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 人・農地プランで、この町の集落の方々が、本当に自分たちの集落はどのような姿に持っていきたいかと話し合っていたが、また、その先にあります法人化ですけども、今これだけ高齢化が進んできますと、一人一人で自分の農地を維持したり、一人で経営のできるような年齢構成ではなくなってきたというのが、全体の10年後の姿になるかと思っておりますので、法人は非常に経営が厳しいという話も聞いておりますけれども、結構上手にやられている法人もありますので、いろんな形で連携を取られまして、集落営農法人が今後経営が安定し、この町の農業の形をつくっていただけるように、御指導をお願い申し上げます。

では2番目に、商工事業の経営安定のために。

この町の経済を支えている職種は、農林業の次は、建設業を含む商工関係であり、3番目が福祉事業です。この二つの事業者の経営を安定させることが、私たちが生活する上でどんなに大事か理解していただきたいです。商工業の経営安定がなければ、町の持続的な発展はありません。

例えば、日常の中で何不自由なく暮らせるのは、商工会の中におられる多くの事業者の方々が頑張って仕事をされているからです。よく例に出すのですが、今から寒い季節がやってきますが、水が凍り、パイプが破損したときに、すぐに駆けつけ対応していただいております。それに今、ちょっとした会議の後で、話の続きで食事でもして帰ろうかとなったとき、寄り道のできる店があるということが、私たち町民にとり本当にありがたいと思えるし、この業種の仕事をされる商工会の方々が、今後も継続して仕事をしていただくことが町民の生活に必要不可欠です。

ただ、この商工会の職種の中には、このコロナの中で大変苦勞されているのは皆様も御存じのとおりです。昨年の食べ行く券、商品券は、町民の方々の理解もあり、大変好評でした。ただ、まだコロナの収束が不透明でありますので、今後も支援の継続が必要と思われまます。

そこで、商工会からどのような支援の要望が来ていますか。また、行政としてどのように考えておられるかを伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。商工会のほうからは、本年11月19日付で、山都町商工会会長名で、山都町商工会活動補助金予算措置に関する要望書と併せて、令和4年度の山都町商工会観光事業関連補助金について要望書の提出がありました。

要望内容は5点です。

1点目が、新型コロナウイルス感染症対策事業として、事業所のコロナ感染防止対策補助の継続。それと二つ目が、山の都創造事業補助金、店舗改修ですとか企業支援の補助金ですが、その事業の継続と上限額の増額、併せて事業承継、事業再構築、業態転換に対する新たな補助メニュー



一の創設です。それと三つ目に、山都町後継者育成事業として、今年度開催している経営革新講座の継続。それと四つ目に、町内限定の購買促進地域クーポン発行事業や、元気回復プロジェクトの継続に関するものです。最後に五つ目ですが、浜町、馬見原商店街の活性化事業等の要望が出されたところです。

全国の緊急事態宣言は10月1日をもって解除されております。町内の商工観光関連事業者や飲食事業者については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けて、完全に元に戻ったわけではございません。御指摘のありましたとおり、町内商工事業者については、地域住民の生活の利便性を支えるという側面があります。地域社会の運営には欠くことのできない存在です。商工事業者の経営が活性化しなければ、町の持続的発展もあり得ないと考えております。

商工会からの要望事項を踏まえまして、国のコロナ関連の補正予算が追加されておりますので、それらを活用し、可能な限り感染防止対策や経済対策に振り替えていきたいと考えております。令和2年度については、しごと応援給付金、食べ行く券、応援商品券など、1億6,700万円ほどの支出をしております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 先ほど申し上げましたけれども、食べ行く券をはじめ、いろいろな行政のほうからの支援が商工会の方々にも非常に助かったと言われる部分があります。今現在、本当にまだ先が見えない状態ですので、今後とも商工会からの御要望にはできるだけ応えていきたいとお願いを申し上げます。

続きまして、経済の町内循環に対する町民の意識につきまして質問します。

私は4年前の一般質問の中で、商店街の活性化への取組について質問しましたが、回る経済ということで、町内に入ってきた外貨を町内で循環させ、商店街の活性化を目指すとして申し上げてきました。一昔前には、経営哲学の言葉に、出ざるを制し、入るを量るという言葉がありましたが、町内への収入を量り、町外への出費をできるだけ控え、町内での買物、町内の事業者を利用していただけるよう、町民の意識改革に取り組んでいくことが大切と思います。

ここにいる私たち議員、役場の職員の皆様が、町内の利用を率先して行い、町民の理解をいただくことが大切と思いますが、執行部として、町民の意識改革にどのような考えを持たれておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。まず、国が運営しておりますRE S A Sというシステムがございます。産業構造や人口動態、人の流れなどに関するビッグデータを集約し、可視化するシステムのことです。そのデータは古いんですが、2015年の地域経済分析システムを確認しますと、地域経済の自立度を計る地域経済循環率というのが出ております。山都町の場合は54.9%と、県内で下から11番目となっております。値が低いほど、地域経済、ほかの地域から流入する所得への依存度が高いということですから、地域経済の疲弊度が高まっていると考えられます。参考までに、郡内で高い順から申し上げますと、嘉島町の126.7%、益城町の96.8%、

御船町68.6%、甲佐町65.3%と、郡内では最下位ということです。

大きな原因としては、人口減少や少子高齢化による経済活動の衰退やモータリゼーションの進展により行動範囲が拡大し、ロードサイド店の進出で地元商店街に所得が還元され難くなってきたことが挙げられます。御指摘のありましたとおり、町内でお金を循環させるということは当然必要になりますし、地域住民の消費はできるだけ地域内で消費する意識づけも当然必要になってくると思います。あわせて、地域の得意な産業を生かして地域間の取引を活性化させることで所得の循環を構築していく、そういうことに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今の数字を聞けば、非常に厳しい現状が分かるかと思えます。私たちはやはり本気をもって対策に取り組んで、せめて郡内でも下から何番目かにはなるように努力していただきたいと思えます。お願いしておきます。

続きまして、福祉事業の経営実態につきましてお伺いします。

福祉事業には、介護サービス、障害福祉サービスがあります。これに保育園事業を加えると、1,000名近い方々が働いておられます。本町では、先ほど申し上げましたように高齢化が進み、デイサービスセンターなどへの予備の方々がこれから増えていくことは確実です。そのとき、受入れ体制が急がれます。ただ、この事業者に聞き取りをいたしますと、経営が非常に厳しいということです。そのことにより、勤務職員に対する給与は非常に厳しいということで、離職者がおられ、人材確保にも苦労されておられます。

今回の選挙期間中にも多くの方から、給与をもう少し上げていただけるような政策をお願いしますと、要望を受けました。この問題は全国的な問題で、国でも取り上げられていますが、よく考えてみてください。この小さい町で1,000名近い方が働いておられるわけですから、この方々の生活の安定が町の経済活動にも大きな影響があります。

そこでまず、福祉事業の経営実態と現場で従事している職員の実態をどのように把握されておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。今年度、介護福祉法人を対象とした事業運営に係るアンケート調査及び意見交換会、それから、サービス事業所別のアンケート調査及び意見交換会を開催し、課題の共有を図っております。その中で、介護や福祉に関わる人材の確保及び従業員の高齢化については、どの事業所も苦慮されており、共通した課題として明確になりました。

町内では、介護福祉事業所15法人、障害者福祉事業所5法人、保育園5法人に約1,000名の方が従事しておられます。町民の方々が安心して暮らしていけるためには、福祉従事者の人材は非常に大切であると認識しております。

国の政策目標の一つとして、社会の基盤を支える現場で働く介護職員や保育士などの所得向上を目指し、令和4年2月から給与月額3%程度引き上げるための措置を行うこととしております。

詳細についてはまだ明示されておりませんが、福祉従事者の所得向上につながることを期待しているところです。

人材確保の面では、就職フェアの開催や事業所と人材のマッチングなど、町と事業所と連携した取組を計画しております。昨年から蔓延しているコロナウイルス対策には大変な御苦勞をされていると察しております。コロナ対策交付金による支援を昨年度、今年度と行いました。

今後も意見交換会を随時開催する計画でありますので、事業所が抱える課題を共有し、要望を伺いながら、効果ある支援を行いたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 本当に事業者の方々の経営の厳しさは理解をしておられると思いますので、そちらのほうはきちっと今後とも支援のほうをよろしくお願い申し上げます。

また、福祉事業への若い人材育成に向けての取組について伺います。

福祉従業員の方々も高齢化し、若い人材が欲しいけど、なかなか確保できない状態です。どこの町でも苦勞されています。宮崎県の都農町では、現場で従事している既存の職員に対して、処遇改善の一環として町が直接給付しているところもあります。将来を考えれば、矢部高校に福祉科を開設し、外国からの留学生を迎えるようなことはできないかという意見もあります。確かに、阿蘇中央、甲佐高も福祉科を開設し苦勞されていますが、若い方の確保は喫緊の課題です。山都町の人口ピラミッドを見れば2015年には、福祉事業の充実、町民の生活の安定、経済活動によって、町の存亡に関わるほど大事な事業と思われれます。

そこで、福祉事業への若い人材育成に向けての取組はどう考えられておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。介護や福祉に関わる人材の確保、特に若い人材の確保、育成については、どの事業所も苦慮されております。専門的な資格を有する人材の確保は厳しい状況にあり、外国人労働者の雇用も視野に入れていく必要もあると思います。また、福祉事業に従事するためには、業務に応じた資格取得が必須であり、資格取得の負担感も否めないところでもあります。

人材確保の一つの手段として、学生のインターンシップやボランティアの受入れによって、介護や福祉に関わる人材確保につなげる取組があります。大学や専門学校等への協力依頼やリクルートなど、事業所と連携して進めていければと考えております。

昨年度から矢部高校、社会福祉協議会、町と連携し、矢部高校と地域をつなぐ取組として、世代間交流活動や認知症パズルの製作を実施し、高校生が子供や高齢者の方と触れ合う活動を進めてきました。特に認知症パズルの製作では、高齢化社会の現状や認知症についての学習も同時に行われ、あらゆる角度から福祉に興味を持ってもらう取組を行いました。小学校、中学校においても、福祉事業の御協力をいただいております。継続したこのような取組が、将来的な人材確保につながるものと期待しているところです。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今、いろんなことを考えておられますし、その事業を進めていただき

たいし、本当にこの問題は将来を見据えたときに必ず充実させていかなければなりません。どうか頑張ってくださいと思います。

続きまして、若者の定住・移住の進め方につきまして。

この町の課題であります高齢化率が高い問題は、子育て世代がいかにかこの町に住んでいただけるかということだと思います。浦川にできました山都テラスに、若い方々が子供たちと一緒に生活されているだけで、浜B地区の高齢化率が非常に下がりました。

そこで、若い方々に住んでいただくための政策について、まず、住環境についてお尋ねします。

若者が住みたいと思う家がなかなかなく、町を出ていかれたという話は以前よく耳にしていますが、現在は若者が住みたい家の建設、リフォームなどに努力され、改善されておられますが、これまで実施されてきた実績の内容と問題点はどのようなものですか。今後、空き家バンクをはじめ、どのような計画や改善策を計画されているか伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。これまで取り組んできました移住施策について申し上げます。

本町では少子高齢化が進み、人口減少への対策として、移住定住施策に力を入れてきたところです。移住希望者のお試し住宅として、平成25年に短期滞在施設の運用を開始しております。これまで54世帯が利用して、27世帯の定住につながっております。平成27年には、山の都地域しごとセンターを立ち上げて、移住者の総合相談窓口として機能しております。また、平成28年には空き家バンク制度を創設し、現在まで153戸が登録され、98戸の空き家が活用されております。さらに令和元年度には、若者定住促進住宅、山都テラスを分譲し、10区画を完売しているところです。

課題としては、有効な空き家の登録物件の確保が挙げられます。空き家となっても、年に数回の帰省ですとか退職後の住居とするために、バンク登録に至っていない物件も多くあります。今後、空き家改修補助金の限度額を増額することですとか、サブリースと言われる方法で、空き家の所有者から無償で貸し付けてもらい、町が改修工事を施した物件を移住者に貸し出す方法などを現在検討しているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 非常に改善もされておられますし、今後も改修助成金の見直しもあるというお話でございましたので、どうかその方向で努力をしていただきたいと思います。

次に、教育についてお尋ねを申し上げます。

今の若い保護者の中には様々な意見があり、大変だと思います。例えば学力の向上を目指してほしいと、宿題をはじめ、教育に熱心に取り組んでほしいという保護者もいれば、そこまで頑張らせなくてもいいのではないかと申される保護者もおられ、多様化を求められていますが、私は子供が成長し、社会に巣立つとき、一人立ちしなければなりません。グローバル社会で力強く生きていくためには、社会に出てからの勉強のほうが大変です。どんな仕事を選んでも、競争社会

で生き抜くため、その道の専門書をはじめ、様々な勉強をしなければなりません。そのときに一番大事なことは、どんな専門書を読んでも理解できる基礎学力です。

新しい小中学校学習指導要領の中にある目指す目標に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために、必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることとうたっております。

子供一人一人の基礎学力を伸ばしてやることは、子供本人にとり、どれだけ大事かを考えていただき、保護者への理解が進むよう、町を挙げて行い、子供の将来を考え、教育環境、教育水準向上への方策についてどのように考えておられるかお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** お答えします。子供たちの将来を見据え、基礎学力を伸ばすためには、新学習指導要領の趣旨である知識の理解の質を高め、資質、能力を育む主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育環境の整備、充実に努めることが大切であると考えます。

学校は、集団生活の中で、子供たちが学び、育ち合うところです。学校では、児童生徒の学力向上に向け日々取組に尽力されています。その取組の方針や内容を丁寧に保護者に御説明し、御理解いただくことが大事だと思います。

町教育委員会として、教育環境の向上のために、ハード面では、校舎の修理や備品の整備、ソフト面では、町支援員の配置や職員の指導力向上対策などに努めてまいりたいと思います。

また、児童生徒数の減少を見据え、現在、山都町学校規模適正化基本方針の策定に向け、教育委員会で協議中です。義務教育の9年間を弾力的なカリキュラムで編成する義務教育学校の検討を進めるとともに、小中学校の規模及び配置の在り方について、基本的な考え方を整理した適正化基本方針を策定したいと考えております。

その方針に沿って、子供たちにとって、より望ましい良好な教育環境の整備、充実に取り組み、家庭、地域の御協力をいただきながら、教育活動や学びの質など教育水準の向上に努めてまいりたいと考えます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 先ほど申し上げましたように、子供にとり、基礎学力の向上はいかに大事かということ、本当にそこをやはり考えていただきまして、山都町の学力の向上のために御努力をお願い申し上げます。

続きまして、活気ある高齢社会の実現につきまして質問をいたします。

山都町の65歳以上の高齢者は約7,000名おられます。全人口の5割を超えています。一人暮らしや高齢者だけの世帯も増加しております。ただ、世の中では人生100歳時代が到来したと言われております。100歳を迎えた高齢者は、現在も増え続けておられます。高齢者になれば、身体機能や認知機能が衰えていきますが、元気に過ごす100歳の人も多いと聞きます。

高齢者の元気の秘訣や食生活を学び、健康寿命を延ばし、社会活動、生産活動に参加いただく

ために、町としての取組についてお伺いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。人生100年時代と言われるようになりました。高齢者の中でも、65歳から74歳までの前期高齢者は若者扱いされることもしばしばあります。本町で、今年度100歳になられた方で表彰された方が約20名いらっしゃいます。100歳以上の方11名を合わせると、100歳以上の高齢者の方は31名いらっしゃいます。サラリーマンなど、仕事をしている人にとっては定年は大きな節目となりますが、定年延長の効果としては、人材確保ができること、その人が持つスキルを継承できること、これまでに築いたネットワークを担保できることなどが挙げられます。課題としては、健康面の不安と組織としての機動力が低下することだと考えております。

本町では、高齢化にとらわれず、元気な高齢者の方が数多くいらっしゃいます。健康寿命を伸ばせるよう、地域の集まりに保健師や社会福祉協議会等関係機関の職員が出向き、健康教室や健康体操等を開き、グラウンドゴルフやサロンなど、地域活動に積極的に関わっていただくよう促しております。

また、本町では、多くの高齢者の方が農業に従事されております。農業分野においては高齢になっても、自分の気力、体力が続く範囲で、生涯現役として活動することが可能です。高齢者でも働くこと以外に、地域活動に積極的に関わること、いろいろな方々と交流をしていただくことを意識づけしていただくことが、社会活動、経済活動にも十分寄与することができるとともに、長年培ってこられた技術と能力を次世代に継承することもできると考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 元気な高齢者に何うと、元気の秘訣は外に出て、大勢の人と言葉を交わしてきたことと申され、みんなのおかげとつながりに感謝されておりました。いかに元気であり続けるかは、本人にも社会にも重要な問題です。普通の生活の中で買物や用事を済ませることが難しくなる虚弱の人が増えると地域全体の活気がなくなると、東京大学の神谷哲朗先生は注意喚起されています。研究機構の調査研究の結果、栄養と運動、社会参加の三位一体の取組が健康を保っているということです。

そこで、高齢化率の高い町として、地域活力を持続させるための政策はどのように考えておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。地域活力を持続させるためには、高齢者の方が元気で生き生きと、それぞれの地域で活躍されることが大切です。その取組の支援として、社会福祉協議会や関係機関と連携して、通いの場や各地区で開かれているサロンの支援を行っております。また、上益城地域リハビリテーション支援センター主催で開催されているオンライン体操教室や百歳体操も行っており、オンラインの設備が整えば各地区の公民館で教室が行われるよう、広げていきたいと考えております。

3年前より、健康の維持増進に係る活動にポイントを付与する高齢者ハピネスポイント事業を

実施しています。本町では、日頃から農作業に従事されている高齢者も多く、当たり前に行っている農作業にも健康づくりや介護予防の意義があることを理解していただくために、農作業でポイントが獲得できるようにしております。そのほかに、グラウンドゴルフやビーチバレーなどのスポーツ活動においてもポイントを付与されております。

誰かにさせられるのではなく、ふだんの暮らしと地域活動とポイント還元という循環サイクルの継続を進め、元気ある高齢社会の実現に向けた取組を進めていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 最後に、町長のほうにこの問題につきましてお伺いをいたしますけれども、私は元気ある高齢社会の実現につきましては、まず、今、町の高齢者づくりに努力されている老人会の存在です。この老人会の組織の活動を支援し、行政と住民が協力し、高齢者が生涯にわたり社会参加を続けられる仕組みづくりが大事と思いますが、老人クラブとの連携はどのように考えておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 老人会組織は連合会組織等々をつくりながら、今、活動をしていただいております。5年前には4,300名ほどの会員さんがおられたと思っておりますが、今現在3,800名ぐらいの会員の中で会の運営がなされておるといようなことでございます。高齢化が進み、高齢者は多くなっておるわけでございますが、老人会の活動に参加をしていただけない町民の方、高齢者の方が多くなっているんじゃないかなと少し心配をしておるところでございます。

しかしながら、この組織を大事にすることによって、先ほど来、福祉課長が申しましたように、いろんな高齢者向けの対策であったり事業が進むものと思っておりますので、今後とも、老人会、単位老人クラブでもそうですし、また、各地区にあります連合会組織等々、最終的には、山都町老人会連合会等々のいろんな協議をしながら、我々が思つたことを老人会の会員の皆さんと共有しながら、そしてまた、これだけ高齢化が進んでおるわけでございますので、会員になっていただき、我々行政と老人会と会員の方々と一体となった中での高齢化社会の在り方を考えていきたいという思いでおります。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今、老人クラブより、事業費の増額、予算確保、財政厳しい折ですけれどもということでお願いが上っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、自主防災組織の強化につきまして。

今、防災に取り組むことの必要性は皆様も御存じのごとくで、国県をはじめ、各自治体でも熱心に取り組まれています。本町も、昭和63年5月3日に起きた豪雨災害、いわゆる5.3水害、そして、平成28年の熊本地震という大きな災害がありましたが、いずれの場合も町民の協力により、1人の死亡者も出さないというすばらしい成果を出しています。

ただ、全国では毎年のように大きな災害が発生しており、多くの犠牲者が出ています。今、山都町の実態を見ますと、先ほど申し上げたように、高齢者の単身世代が増えております。また、若者の減少により、消防団員の減少や仕事の関係で町外へ勤めている団員も多く、いざという

きの初期の行動には地域の協力関係が必要です。

そこでお尋ねします。本年の4月に全ての自治振興区で自主防災組織が立ち上がったということですが、まず第一段階はクリアできたのかなと思います。この自主防災組織の強化を今後どのように推し進めるかが大事かと思います。

また、自治振興区ごとは立ち上がりましたが、振興区の中の行政区との連携など、多くの課題があると思います。いざ災害が発生したときに、対応できるための防災訓練はどのようにされていますか。また、実施率はこの数年どのようになっていますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。訓練の実態でございますが、令和元年度におきましては、22組織中75%の参加率ということで訓練をいただきました。ただし、令和2年度からは御承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして行動制限がなされる中、防災講話や防災訓練の中止を余儀なくされたところでございます。しかしながら、安否確認、情報伝達など、接触を避ける工夫をいただいて訓練に参加いただいております。令和2年度が26組織中、3割から5割、令和3年度が33組織中、4割から6割ということで、ワクチン接種が進みまして、非常事態宣言も解除される中、訓練実施団体も増加し、また、防災講話の依頼も増えてまいりましたので、防災意識の向上の広がりを見せているものと思われま。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 各振興会への提案ですけれども、自治振興会での行事の中に、防災訓練も大きな行事として計画していただき、行政区との連携など実働する訓練に全町民が参加いただけるような取組が必要ではないかと思われま。その際、職員を派遣し、現状を確認し、問題点、改善点などを洗い出し、訓練の成果を上げていけるよう推進していただきたいです。それに加えて、防災訓練実施計画及び防災訓練の成果報告の提出等をしていただき、地域役員の防災意識の向上を図るような取組が必要と思われま。町はどのように考えておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 防災力の向上につきましては、施設整備、あるいは耐震化などのハード対策もございませうが、やはり議員御指摘のとおり、ソフト面、訓練の充実が最大の課題かなというふうに考えております。今後も、防災講話によりませう情報提供、それから防災意識の普及啓発、また地域の実情に応じた訓練を実施しながら、地域防災力の向上を図っていきませうというふうに考えませう。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 最終の目標は実働訓練を行っていただき、その際、帽子の着用、持ち出し物品の確認など、本番を想定しての訓練まで持っていけるように指導をしていただき、進めたいと思われま。

最後に、地域おこし協力隊との交流推進につきませう、時間内に入りますれば申し上げます。

今、山都町には8名の地域おこし協力隊員が在籍されておられます。ほかの市町村から山都町の募集に応じて、山都町の地域おこしに協力したいと、この町で自分が描く地域おこしと、地元



の方が描く地域おこしの方向が重なり、来られました。地域おこし協力隊の方々が本町に来町し、地域おこしに努力されていることに感謝します。

多くの地区では良好な関係を保ち活動されておられますが、地域においては、ミスマッチが大きい、連携がうまくいっていない地区もあると伺いました。せっかく山都町に貢献したいという強い思いで来られたのに、地元と隊員の乖離があることは残念です。できれば、協力隊員の方には、任期が終わった後も、この町で1町民としてまちづくり活性化のため住んでいただきたいと希望しておりますので、隊員が地域に根差していただくためにも、隊員が集える活動拠点を確保し、協力隊会議のほか、受入団体会議を関係課の担当者も出席して実施いただくようなことはできないでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。現在8名の地域おこし協力隊の方が活動されておりまして、それぞれの受入団体において多岐にわたる分野で活動されております。協力隊員同士が顔を合わせたり連携したりする機会も少なく、協力隊からも、隊員同士の交流の場や連携した活動ができないかなどの意見をいただいております。そういう活動の拠点となる場を今後は確保していきたいと考えているところです。

また、隊員との意見交換会や受入団体との意見交換会も行いながら、課題を共有しながら、ミスマッチングの解消、サポート体制の強化を図ってまいりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** ぜひ協力隊員につきましては、そういう御指導等、また協力をお願いを申し上げたいと思います。

選挙が終わりまして、今回、私が1番バッターとして質問させていただきました。本当に職員の皆様方と私たち議員が協力をして、この町を前に進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、9番、飯開政俊君の一般質問を終わります。

ここで10分間、休憩いたします。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時09分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** おはようございます。10番、吉川です。改選後、初の議会となりました。本日も年末のお忙しい中に傍聴にお越しいただき、誠にありがとうございます。10月の選挙を経て、皆様のおかげで3期目のスタートを切ることができました。今期も皆様方の代弁者として発言を重ねてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、紅葉のシーズンも既に終わり、寒い冬へと季節が変わってまいりました。コロナの流行も、今のところ下火となっています。このまま収束に向かうことを願うのみです。また、新しい生活様式も定着した感があり、そのことに伴って、町の行事も少しずつ再開されていると思います。清和地区でも老人会の清和地区大会が開催され、1年半開かれなかった清和っ子育て協議会もございました。清和文楽館では、コロナ禍で1年延期となっていた九州人形芝居フェスティバルが開催され、週末ごとに多くのお客様の拍手に包まれたところです。

窓から見えます九州脊梁の山々も冠雪の季節を迎えました。12月5日の熊日に詳細な記事が掲載されましたが、小川岳で11月18日夕刻に、登山者の道迷いという事故が発生しました。地元の登山ガイドのスペシャリストの動きによって事なきを得ましたが、日頃から山の整備を進めている九州ハイランド協会や登山ガイドの方々の、危険を予測した登山道の整備、また今回紹介されていた木の幹や枝につけられた目印の設置は、危険が起きてからではなく、常日頃から備えることの大切さを教えてくれました。私たちも登山の準備や届出を忘れないようにしなくてはならないし、この事例を踏まえて、いつ発生するか分からない災害に対して、想像力豊かに準備をしなければならぬと思いました。

10月の選挙期間中には、町の隅々を回らせていただき、町の課題に改めて向き合うことができました。まずは広大な面積を再認識いたしました。山の上から谷の底まで集落があり、そこには生活があることに気づかされます。お年寄りが田畑を耕し、選挙カーの声に子供たちが顔を出してくれました。ここに住む方々はどこに買物に行かれるのだろうか、子供たちは何時に起きてスクールバスに乗るのだろうかと思わずにはられません。

この4年間も選挙で訴えてまいりましたように、安心、安全、安住の地、山都町を目指し、自分なりに勉強し、見聞を広めながら、質問や提言をしてまいります。

今回は、あちらこちらに目立つ空き家の活用をどう考えるのか。広大な面積に暮らす方々の交通の便をどうするのか。また、学校に通う子供たちをどう見守っていくのかなどの質問をいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** では、まず最初に、全国的な問題でもあります空き家対策について質問をいたします。

空き家の課題は、田舎で人口が減少したり、人口が流出しているために発生しているばかりではなく、都市部でも、高齢化した住民が介護施設に入所したり長期に入院したりして、空き家が増えていると聞きます。空き家は火災の原因となったり、犯罪が隠れていたりして、住民の安心を保障できないものとなっています。

しかし一方では、山都町に移住したい方々にとっては大切な資源です。町にはまち・ひと・しごとセンターがあり、移住定住につながる仕事や住宅の紹介をしています。先日、現状を伺ったところ、センター開設以来8年間で、空き家バンクの契約件数が100件に達するとのことでした。驚きの数字です。この100件の空き家利用により、移住者150名を超えているそうです。

初日の質疑にもあったように、短期滞在者施設に入っていた方が、その後も山都町に定着する

率が50%台ということでした。町外に出られた方の理由としては、仕事が見つからなかったことや、また、住む家が見つからなかったということが多かったということでした。空き家バンクに登録している物件を紹介するとき、まだ荷物の片づいてない家、床がぶかぶかしている家、トイレがくみ取り式であるなど、住むためにかなりの投資をしなくてはならない実情があるそうです。希望者に残念な思いをさせていることがしばしばということでした。

先ほど9番議員からの質問にもあって、課長のほうにはお答えを若干いただいたところですが、現在空き家を改修するための補助金制度がございます。限度額は75万円。補助金は持ち主でも利用者でも活用ができるのですが、ネックになっているのは、契約が成立していないものに対しては補助対象でないというところです。所有者があらかじめ改修をしてから空き家バンクに登録をすれば、即決できるものもあるのではないのでしょうか。

この100件という実績を考えたときに、空き家は資源だということができます。家を1軒建てるときに2,000万円とか3,000万円とかかかりますね。空き家を改修して、町営住宅にするのはとてアイデアだと思いますが、このことについて担当課ではどういうふうにお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。御指摘がございましたとおり、現在、山の都創造事業補助金交付要綱では、補助対象者となるものは所有する空き家の賃貸契約が成立している者、また、売買契約が成立したものとなっております。事前に改修が行われれば、家財の処分ですとか、空き家の内覧等があった場合に、即入居が可能となりますし、移住希望者の決断も早くなる可能性があるというふうに考えております。結果、入居が決まらない空き家についても、改修工事次第では有効な空き家になる可能性もございます。

来年度に向けて、補助要綱の見直しを行っているところでございますし、補助限度額についても、上限額の見直しを現在行っている最中でございます。御指摘のあったことについては、可能な限り実現できるように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 先ほどの9番議員に対するお答えの中にもあり、本当に私もこれを聞いたときに安心したわけなんですけど、また、中には、この限度額がどのぐらいまで上がっていくかということもございしますが、まず、空き家バンクを通して入られた方のお話もちょっと伺ったんですけども、補助対象の中身の決まり事、どこで契約をするかとか、もちろん、先ほどからあったように、町内の業者さんを使うということは非常に大事なことです。

ただ、そこでは手に入らないような材料が、よそから取り寄せた、今インターネット時代ですので、そういったところからお取り寄せをされるような方に対しての決まり事というのは、どの程度まで縛りがあるものなんでしょうか。よければ少しお知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 改修工事に当たっては地元の事業者を使っただけということにさせていただいておりますけれども、工事事業者以外で、自分で手作りで改修をしたい

という移住者の方もいらっしゃいます。そういった場合にも事業として認めておりますので、その運用につきましては今後、材料の調達ですとか特殊な工事については中身を検討させていただきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** やはり移住してこられる方、先ほどから、この住宅の不足、そして、その空き家バンクの登録の件数が、やはりその需要と供給のマッチングが難しいと。それで、登録をされる側の方々にも、登録された持家を今後どうしたいかというふうなアンケート等を取ってみると、やはり売りに出したい、やっぱり貸したいという方がおられる一方で、そのうちUターンをしてきて自分で使いたいというふうな方もいらしてなかなか、家財道具を片づけたりとか、年に1回は帰ってくるんだとかというふうな方々がいらっしゃると。

しかしながら、こういうふうな、町の条例、補助金であったりとか、そういう改修がよりはかどるようなシステムを考えていただければ、そういった方々も、じゃあ貸してみようとか、じゃあそういうふうにご利用していただくかとかという考えになられるのではないかなというふうに思っています。ぜひぜひこれからも積極的な条件の改善をお願いしたいというふうに思っております。

それで、今の補助金の上限額のアップというところは非常にいいお考えであり、進めていただきたいなという部分があるんですが、また、もう少し先に発展して、先ほど、それこそ課長がお答えになったサブリースという問題についても少し詳しくお伺いしたいと思うんですが。

補助金の条例は、先ほども言いましたように、入る人が改修する場合に補助が出るということなんです。ただ、その75万円がどのぐらいまで増えていくかというのは今後に期待するところではあります。やはり先ほどのように、家に入ったときに床がぶかぶかである、あるいはトイレが水洗ではないというふうなところで、改修を考えたときにとても75万円程度ではできないということは皆さんも想像ができることだと思うんです。100万円、200万円というお金がかかっていくというふうに思っています。

そんなときに、先ほどの家を、例えば町営住宅を短期滞在住宅に変えてみたりとか、そういう職員住宅が空いているところを転用していったりとかということを具体的に考えてはいらっしゃるんですけども、今、本当にその100件という住宅が建ったかと思うと、やっぱりこれは本当に有効に活用していかなくてはいけないというふうに思います。ゼロからではなく、もう既に建っているものを例えば改修するのに、先ほど言ったような2,000万円とか3,000万円ではないですよ。四、五百万円あればかなりの改修ができるんじゃないかというふうに想像するところです。

そういう目ぼしい空き家に対し、持ち主さんと合意を取られた上で、先ほどの、町が改修をし、無償で提供していただくなりなんなり、契約の方法はいろいろありますでしょうが、町がそれを改修して、町営住宅として皆さんに貸し出す。改修にかかった費用を家賃として回収をしていくというふうな考え方もあるのではないかというふうに。もちろんその改修費というものはある程度、設定がばか高くは本当しようがないというふうには思うんですけれども、そういうふうな

サブリースという方法があるように聞いています。また、これは既に多くの自治体で実践をされているというふうにも聞いています。

先ほど課長の口からも出ましたので、この提案に対してどういうふうにも今研究をしていらっしゃるのか。これに価値を見いだそうという方向に動いていらっしゃるのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。今、サブリースという仕組みで、全国でも四万十町ですとか綾町で実際にそういう仕組みをつくられているところがございます。

空き家の所有者から町が無償で借り受けて、家の建物は町が改修をすると。200万円とか300万円とか400万円とかかかると思いますが、改修をした後に、5年後あるいは10年後にお返しするという仕組みになります。10年間は住まれた方から家賃を町のほうがいただいて、その投資の部分を回収するというような仕組みになります。

現在の空き家施策の課題として、空き家が改修されておきませんので、内覧があったときに、家財道具が残っていたり、トイレとかお風呂の改修ができてないということで、移住者の方がここに決めたいという気持ちが薄れるような、建物だけを見ればそういうことになりますので、事前に改修をして、移住希望者の方に見ていただくという、そういう仕組みをつくっていきたいというふうに考えているところです。まだ、実施についてはいろいろ検討しなければならないところがあると思いますが、それに向けて現在協議をしているというところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。これは実際の家賃の想定とか、5年10年というふうな今のスパンで単純に割り算をしていくということになるのかもしれないけれども、やはりより安価に、都会から引っ越してこられる方が、やはりここの家賃は高いんじゃないかって。本当に資産を持ってこられる方というのがどのぐらい割合いらっしゃるのか知らないけれども、やはりここで生活をスタートさせる上での一番基本となる住居という部分が、もっとより手に入りやすい価格設定であつたらいいなというふうに思いますので、ぜひ研究を進めていただきたいというふうに思っております。

それから、今の貸し出すというのと別にまた、先ほどのセルフビルドをされる方々に対して、やっぱりより安価に家を提供するところの取組も一緒に進めていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

また、ちょっとまだ空き家対策いきますね。先日、空き家対策を考える小さな会が開かれました。空き家の利活用について、ワークショップに参加を私もさせていただきましたが、山都町において空き家は資源です。有効活用すべきであるとの認識が多く寄せられました。

そして、住宅としての活用と集落の共有の場としての利用が2点上がってきました。空き家の活用として有名なNIPPONIAのような、古民家をすばらしく改修して高額な宿泊施設というふうなアイデアはその会場では出てきませんでした。それよりやはり住める家が欲しいんだと。

住める家の掘り起こしのほうが先決だというふうな共通認識の会となったところです。

また、就農を目指して、今まさに町はSDGs、そして有機農業を訴える町として、相変わらず就農を目指した移住先として期待される方が後を絶たないのではないかというふうに思っています。もちろん、先ほど申し上げた100軒の家、そして150人の移住者につきましては、全部が全部が農業を目指していらっしゃる方ではないということもお伺いしているところではありますけれども、有機農業の聖地とも言える山都町で、農業で身を立てたいという方々のためには、空き家と農地をセットで空き家バンクで、これはちょっと農林振興課のほうの管轄になるかもしれないんですが、そこはやはりきちんと連携をした上で提供できるような仕組みも必要ではないかというふうに提案をさせていただきたいと思います。

聞いているところ、まずは住まいか、まずは圃場か。研修制度を受けられる間に住んでいらっしゃるのと、実際に農業を始められるところの場所がかけ離れているという実例が多くあるそうです。なので、山都町は広い広い土地ですので、通勤といいますか、圃場まで遠いというのは非常に不便だろうなというふうに思っていますが、実際の圃場が決まってから暮らしを移動させようとしても、御家族の都合があり、子供が例えば学校に行ったり保育園に行ったりして、もう既に暮らしがスタートしていると、新たな移住先を見つける、定住先を見つけるということは非常に困難が伴うんだというふうなことも実際に聞いておりますので、これをやっぱり包括的にセットで提案をしていくという取組は今後必要ではないかというふうなことで申し添えておきたいと思います。

私たち一家も、二十数年前にここに引っ越してきたときに随分探しました。足を棒にしてですね。空き家はあっても貸家がないという実態と直面をしてきたところです。もう本当に泣かされましたが、20年たってもその課題が変わっていないということが非常に問題だというふうに思っておりますので、ぜひ課題解決に向けて各課の連携の下、進めていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

そして、今の空き家という住宅の転換とはちょっと違った意味合いで、商店街の空き店舗についての活性化について御提案を差し上げたいというふうに思います。

地域を活性化させなければならないと言いながら、残念ながら、やはり年々空き店舗が増えていくかのように思います。以前の町長の時代から、町なかを回遊させたいと言われてきたし、それに伴って、作り物小屋の建設等々を進めてまいりましたが、町なかの活性化の対策が何か目立たないままに年数を重ねているのではないかというふうに見えています。

下市のパチンコ店の跡地が、やまと文化の森に生まれ変わって、さらに、まちづくり矢部に運営を委託してからは、ぐっとにぎわいが出てきたように思っています。今、開催中のクリスマスツリーコンテストも今年2回目となり、町内各地から連日、見学と投票にたくさんの方がいらしています。また、週末には夜間開館もされて、夜の町並みに火がともって、活気を見出ししているようです。そしてまた、毎月のように企画展示をされ、その中には、町内の腕自慢の方々の作品が出る機会があります。スクラップアート、竹細工、クラフトテープでの作品、木工、書道など、毎回毎回目を見張ります。この町には、市民の楽しみでありながら、腕の確かな作家さんが

たくさんいらっしゃるということでしょう。

そこで、商店街の空き店舗を利用して、週末に、そのような技術をお持ちの方々に出店をしていただき、作品の展示や販売などに使っていただくというアイデアはいかがでしょうか。空き店舗の改修を町が行い、利用者に賃料を幾らかいただくという方法で、そこでワークショップを開いていただく、あるいは、作品を販売していただく、立ち寄りどころになる。放水のシーズンにおいては、放水見学だけではなく、ワークショップ等をそういう方々に開いていただければ、観光客の滞在時間が延び、食事や買物への貢献にもなりはしないかというふうに思っています。

新町裏通りでソラ屋が、チャレンジショップとして毎月1日から5日まで開店しています。今年には10周年を迎えられたそうです。このような活動も定着し、利用者も増加していると思います。こう言うのは何ですが、派手でなくとも確かな活動を地道に継続することが大切だということを感じております。

町なかを回遊するためには、立ち寄る場所が必要です。ただ、作り物小屋を巡るだけでは魅力に欠けるとは思いますが、このアイデアについていかがお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。商店街の回遊については以前から議論があったところがございます。議員のほうから御指摘ございましたとおり、文化の森での定期的な展示イベントですとか、作り物小屋、新裏町のソラ屋、それと、酒造会社による酒蔵見学、最近では、地元若手の経営者が立ち上げた空き店舗を活用したカレー店ですとか、アイスクリーム店など、商店街の魅力が少しずつ高まっているところがございます。

いずれにしても、商店街の協力をなくしては回遊する魅力も高まりませんので、立ち寄りショップの御提案については、商店街やまちづくり矢部とも協議していきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。確かに、アイス屋さん、カレー屋さん、若い人たちが力を出してくれています。しかも、空き店舗の利用をしっかりとされているというところで、私たちも本当に、休みの日にお天気がよければ、アイスクリーム、本当にいつも楽しませていただいているところですが、先ほどの店舗を改修し、そういう技能を持っている人たちの場所づくりというのは、先ほどもあったように、私たち今から高齢者という期に入っていきますけれども、生きがいつくり、通いの場があるということ、そこにやっぱりおしゃべりする場所があるということ、それは非常に大切なことだというふうに思っていますので、お互いのために、出店される方も、また私たち訪ねる側も、そこで話に花が咲くということは、町が元気になる一つの材料ではないかというふうに思っていますので、積極的に関わっていただきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

さて、次に、今まで空き家対策のところでもちょっと触れましたが、空き家バンクを運営しているしごとセンターで、今後の空き家の利活用を調査された話を若干聞きました。先ほど申し上げ

げましたが、できれば、貸したい、売りたいという方がおられる一方で、定年後には帰ってきたい、または、たまに帰省してくるという方もおられるようです。

定年後のUターン生活には、懐かしいふるさとの風景に包まれて、懐かしい昔の友達と語り合いたいなどの温かいイメージがあると思いますが、都会暮らしでは重要でなかった車の運転が必須になるということは、定住することへの条件としては将来的に大変な不安材料です。私の周りでも最近よく聞くのは、免許を返納した後が心配という言葉です。毎日のように起こる高齢者の交通事故、特に若い人を巻き込んだ事故には胸が痛むものです。このようなニュースを見るたびに、自分事として、また家族のこととして、将来への不安が思い浮かべられます。

この山都町が安心、安全、安住の地であるために整備する最優先の課題の先頭にあるのは、公共交通網の整備ではないでしょうか。これは高齢者の問題だけではなく、移住してくる方にとっても、安住への条件の一つになるのではないのでしょうか。そしてまたさらに、観光客にとっても、移動手段の一つとして、もっと利便性の高い交通網を考える必要がないでしょうか。

このことについて、具体策でなくても構いませんので、2年後のコミュニティバスの運営者の更新時には、新たな方向性が見い出されなくてはならないというふうに考えています。また、このことは、今現在、福祉課とか社協とかとお話をするときに、実際どのぐらいの方が困っているんだろうという話をします。でも、実際に案外少ないんですね、これは。といいますのも、私の子もそうですが、親と同居しています。今は私たちが支えているんですね、その人たちの生活を。病院に連れていく、買物連れていく。しかしながら、私たちの世代はどうだろうか、私たちが80歳になったときに誰が支えてくれるだろうかということは、いつも頭にあります。

そこで、やはりこの町の公共交通網ですね。もう本当に取りかからなくては遅い問題、いつまでもこういうことを繰り返してはいけないという問題だというふうに思っていますので、課長に今後の見通し、大まかな見通しで結構ですので、一言お伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えします。まず、高齢者の運転免許返納というところで、令和2年度の運転免許返納者数は76名でございました。自主返納者への支援としまして、タクシー券、またはコミュニティバス1年間の無料乗車券を交付しており、タクシー券につきましては、多くの方がためになったとの感想をいただいているところです。一方で、バスの無料乗車券を希望される方は少数でございました。しかしながら、現在バスを利用されている方からは、今のままコミュニティバスは残してほしいとの要望がっております。

まずは、現運行の中で取り組めることといたしまして、需要バランスを考慮した運行の効率化や利用者の実態に応じて車両のダウンサイジングを検討したいと考えております。また、既存モードの利用と、タクシーや家族の送迎などの組合せと使い方次第では利便性の確保ができるのではないかと考えております。コミュニティバスは週2回は運行しておりますので、町民の皆様方も、買物や病院などで利用していただくことが持続につながることだと思っております。現在、各路線の便に乗りまして、利用者様の御意見をお伺いしているところです。

今後の展望としましては、この交通問題はどこの自治体でも共通の課題となっております。熊



本県におきましても、輸送資源の総動員によるコミュニティ交通の充実を目標としまして、コミュニティ交通に係る財政支援の検討や自治体職員の人材、ノウハウ構築のための研修会が今取り組まれているところでございます。また、高齢者の交通を考える任意の会の会議等が開催されておりまして、課題の共有を図りながら解決策を図っていきたいと考えております。

全てのものを一つのもので考えていくことは現状では困難でございますので、交通分野、福祉分野、地域の連携など、それぞれが担っていく役割を確認しながら、また、他自治体の事例も研究しながら進めてまいりたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。先ほど課長がおっしゃいました免許返納に対する特典ですよね。コミバスの利用券を希望される方は本当少ないというふうなことは私も知っていますし、また、1回限りの特典ですよね。この2万4,000円というタクシー券も、もう本当にあつという間に。本当、普通に、我が家の例ばかり言うのは申し訳ないんですが、一応清和という真ん中の地域に住みながらも、町まで出てくるのに5,000円かかるんですよ。そうするともう、病院に行って帰って、それを2回折り返したらもう終わりますという金額です。

また、先ほどのコミバスの必要性も私も大変分かっています。ただ、私もやっぱり母の送迎でそよう病院に行きましたときに、私の地区の朝日地区の女性の方にお会いしました。今日はどうやって来られましたかって言ったら、コミュニティバス乗ってきたよって、ふれあいショップで乗り換えてって。でも、その方のおうちは目の前にバス停があるんですよ。だけど、そのバス停まで出てくるのが困難な方たちのための支援も考えなくてはいけないので、今本当に課長がまさにおっしゃったように協働の考え方。

昨日、福祉課が主催してくださった会議に私たちもちょっと顔を出させていただいたんですが、やはり一つの力ではない、本当にいろんな関係各社が寄り合って、そして、昨日はタクシー会社の方も来ていただいておりますが、本当にこの地域からタクシーをなくすわけにはいかないんですよ。幾ら高額だろうが何だろうが、やっぱり観光客の足としても大切です。その人たちの足も守りつつ、事業者、町がやっぱり総合的にこれを支えていく地域交通というものを考えていただきたいというふうに思いますし、また、私たちもない知恵を絞りながら皆さんと一緒にこのことは我が事として考えていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願います。ありがとうございます。

さて、三つ目の質問、最後となりましたが、山都町の教育問題について、教育長、さらには通告者としては町長にも御答弁いただきたいなというふうに思っておりますので、聞いてください。

議員になって以来、子育てするなら山都町という看板に対して、期待や疑問を持ちながら考え続けてまいりました。最近、教育委員会ではコミュニティ・スクールの設置を進めていらっしゃるようですが、まず、町民の皆さんが、子供を小中学校に通わせられていらっしゃる保護者の皆さんが、コミュニティ・スクールという組織を御理解いただいているのかというふうなところもあります。この放送を聞きながら、それ何ですかというふうに思っている方がいらっしゃるかもしれません。

これまで、子供を育てるには学校の中だけでは限りがある。先ほど嶋田課長が、学校の集団という中で子供を育成していくものだというふうにおっしゃったわけなんです。地域の方々の力を借りながら子供を豊かに育てたいというところが出発点で、学校の先生と保護者がつくるPTAとは違ったところで、地域の住民を巻き込んだ様々な教育会議、コミュニティ・スクールのようなものが今までもつくられてまいりました。しかし、その多くは、例えば読み聞かせ活動であったり、米づくりやお茶摘みの体験の指導であったり、さらには、昔遊びの伝承などに終始してきたのではないのでしょうか。

今回、国が進めているコミュニティ・スクールというものは、学校の運営方針や人事に関わるような事柄まで意見を述べていくことが可能となる形の会議です。これはなかなかハードルが高い感じ。一般的には、これに参加することをちゅうちょする人のほうが多いのではないかというふうに思っています。この国版のコミュニティ・スクールを導入する本当のメリットは何か、教育長の御意見を伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 近年、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、学校と地域の連携、協働、一緒に働くですね、協働の重要性が指摘されております。国は、これからの学校と地域を目指す連携、協働の姿として、国版コミュニティ・スクールの導入を推奨しておりまして、法整備を進め、平成29年4月から全ての学校での設置を努力義務としております。

国版コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのに基づきまして学校運営協議会を設置した学校のことを指します。この学校運営協議会は、教育委員会が任命する委員で組織され、地域ぐるみで学校を運営する仕組みです。協議会は法律に基づく組織として、学校運営方針を承認したり、学校や教育委員会に意見を述べるができるなど、一定の権限と機能を有しております。山都町で設置されている従来の熊本版コミュニティ・スクールとを比較しますと、より深く学校運営に関わってくるといえるものであります。また、生涯学習分野の活動と連携して、地域住民の皆様の経験や技能を学校教育に生かしていただくことで、生きがいづくりなどの場としても学校がその機能を発揮します。

本町におきましても、国版コミュニティ・スクールの導入に向けた準備を進めておりますが、こうした学校と地域との一体的な学校運営を促し、特色ある教育を実施するものを目指しております。子供たちや学校を取り巻く環境が大きく変化する中で、学校関係者だけで様々な学校の課題に対応することが大変困難な時代となっております。本町におきましては、もともと地域の皆様が学校に深い愛着を持っていただいております。様々な学校教育活動に御協力をいただいております。この地域の教育力を生かして、学校の課題解決につなげて、さらに教育活動を充実して、豊かな心を持った子供たちの育成ということにつながることを目指していきたいと考えておるところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 御説明ありがとうございます。山都町のコミュニティ・スクールに対

する各地区での、これは私の地元の例ですけれども、冒頭でも申しあげました清和っ子育て協議会というのがございまして、PTAの会長さんであるとか保育園の園長先生、また、民生委員の皆様、人権擁護委員の皆様等々を交えた会議を開いております。

そういうふうには、例えば清和ですと、保、小、中が一つずつという中で非常に連携がしやすい。これは昔から地域が狭いということもあって、いわゆるコミュニティ・スクールという名前がある前から、そういう機能を果たしているものではないかなというふうに思っているんですが、その他の矢部地区であったり蘇陽地区であったりというところの進捗状況、皆さん、教育委員会のほうから折々の会議の中で、コミュニティ・スクールの設置についてはお話をされているというふうに思いますが、温度差といいますか、進捗状況についてはどういふふうになっていますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 山都町では、現在のところ、国版コミュニティ・スクールは設置されておられません。要件や制限を緩和しました熊本版のコミュニティ・スクールが、町内それぞれの地区で平成25年度頃から順次設置されてきているところでございます。そういった活動も、この2年間ほどはコロナの影響等で、活動も最小限にとどまってきた現状がございます。

御紹介いただきました清和地区におきましては、保育園、清和小学校、清和中学校が、保護者や地域と連携した清和っ子育て協議会を早くから組織されております。国版の導入に先駆けて、育てたい子供の姿を共有した取組を展開されていることは承知しております。町内のモデルとなるような取組でございます。

蘇陽地区におきましては、蘇陽小、蘇陽南小学校、蘇陽中学校が共通の学校教育目標を掲げ、地域と連携した蘇陽地区学校支援協議会を令和3年度になりまして設立をされました。今後の国版の取組につながる、その初めの取組だと思っております。

矢部地区におきましては、全体の協議会は組織されておませんが、中島小学校、矢部小学校、潤徳小学校、矢部中学校がそれぞれの学校単位で、地域の皆様の御協力をいただきながら活動をされております。

なお、昨年度まで2年間のいじめ防止等の研究推進事業、それから、本年度から2年間の学力向上推進事業、矢部中学校地区指定でございまして、これでは矢部中学校を中心に、小学校と課題を共有して教育活動を実践されるなど、全体での設置に向けた素地は十分にある現状でございます。

今後の方向性としましては、基本的には、清和、蘇陽、矢部の3地区も、中学校区単位での国版コミュニティ・スクールの設置を目指し、地域の実情により、小学校区単位の可能性といいますか、その設置、運営の可能性を残しながら検討していきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** それぞれに少しずつ進んでいるということが分かりました。

ただ、その設置の単位としましては、今のところ、各学校、清和においては歴史的なものもありますので保小中が連携してやっておりますけれども、今おっしゃったように、各小学校、中学

校での取組という。確認なんですけれども、基本的には各学校が一つずつコミュニティ・スクールを設置するというのでしょうか。あるいは、多分、清和地区においては人口も少ない傾向がございまして、それぞれの清和小学校、清和中学校でそういった会議を開くということになりますと、かなりメンバーがダブってくるというふうな懸念もあって、そういうふうな方向性があるんだらうなというふうに思っていますが、基本的には各学校でということなんでしょうか。それとも、やはり今、教育長がおっしゃったような、ある程度中学校区でというふうなことを考えていらっしゃるのか、確認だけお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 法律等の規定によりますと、基本的に各学校でございまして。ただ、地域の実情等を考慮して、いろいろな状況に応じた運営を行ってよろしいというようなこととございまして、本町内の学校あるいは地域の状況からしますと、先ほど議員御指摘のとおり、人材の確保でございまして、教育課題の共有でございましてといったことがございまして、今のところ中学校単位の設置が本町にとっては最適ではないかということで検討しておるところでございまして。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** もう1点確認です。今、この新しい国版のコミュニティ・スクールということになりますと、委員会が任命をして委嘱をされというふうなことで構成されていくということですので、今までは本当任意の団体でして、清和なんかはですね。招集がかかれば普通に手弁当で行くということなんですけれども、広範囲で、最近移動にもガソリンの高騰とかもございまして、費用弁償が保障されていくというふうなことなんでしょうか。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 御紹介いただきましたように、現在の熊本版コミュニティ・スクールにつきましては、各学校の要請に応じての各委員さん方の御了解の下で、基本的に無償、そして、ボランティアとして活動していただいております。

この国が進めますコミュニティ・スクールにおきましては、ある程度の人数を、限られた人数、そして、責任を重く持つての活動となりますので、その職責等から考えましても、必要な費用弁償等はお支払いできるようなことを考えていく必要があろうかと思っております。

ただ、県内事例におきましては、私の知る限りでは、従前どおりの無償のようなところも中にはあるように伺いますが、基本的には費用弁償等を行って、町教育委員会が委嘱をしてするというのが組織としては正しい方向かなと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。一応お金のことではないということをつかんだ上で、ちょっとあえて御質問させていただきました。

本当、子供たちのことを、私たち別に銭金で本当に動くものではないですし、地域の子供たちを大事に思っておりますので、お呼びとあれば本当にもうどこにでも飛んでいくという気持ちで、今の清和っ子育て協議会にしても、本当気持ちで動いている団体だというふうには思っています。

お金があるなしの問題ではないんですが、実際にかかる経費としては少し見ていただければありがたいのかなというふうな思いがしたところです。

そして、言うまでもありませんが、コミュニティ・スクールという看板を上げるだけでは意味がないです。中身の問題です。地域で共に子供を育てる必要があるというふうにおっしゃっています。今日何回も出てくる協働という、共に働く、共に考えていくという考え方が、本当にこのまちづくりの、子供を育てていく上でのまた共通なワードでないかというふうに考えております。

地域で本当に共に一緒に考えて子供を育ててほしいというふうな思いが募った形であるというならば、学校が抱えている負の部分もさらけ出す必要があるのではないかというふうに思っているんです。学校に限らず、家庭や一個人においても、弱い部分を出したくない、それはもうもちろんそうなんです。見栄を張ったり、虚勢を張ったりしがちなものです。

しかし、本当に地域の力を借りて子供を育てたいのならば、学校が抱えている問題を共有させていただかなくてはならないでしょう。今の、緩いというか、熊本版のコミュニティ・スクールでは、私の経験上、本当に今学校がどういう教育目標に向かって頑張っているかというふうな事例を発表していただき、ああそうですか、よろしく願いますねというふうな共通認識を持つ会議にとどまっているというふうに思っています。

そこで、そういう負の部分というか、学校が抱えている、例えば不登校の問題も本当に最近、やまと教室を利用していらっしゃる方が多いというふうに聞いていますが、民生委員さんも私たち議員も、そういった部分についての情報をなかなか出していただけないという部分がございます。私たちのような外野からでも、こういう枠組みを考えられているという以上、外野からでも何かできることがありますか、呼ばれて、参るわけですよ。だてに地域で長年暮らし、年を取っているわけでもございませんから、この地域を巻き込むということに対しての今のような負の情報の共有といいますか、さらけ出してもらいたいというふうな状況をどのように考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 現在の熊本版のコミュニティ・スクールでは、学校からのお知らせ、あるいは地域の皆様への要望など、情報の提供とか共有ということにとどまるようなケースもある場合があったかと思えます。

国版のコミュニティ・スクールでは、さらに取組を充実していく必要があると思います。国版では、協議会の委員の皆様には権限が与えられますし、同時に責任も持っていただくようになります。学校と地域の信頼関係をさらに深める、そして、学校の課題を共有していただく、そして、解決に向けて参画していただくという姿勢で会議に参加していただく、あるいは実際の実働に当たっていただくということになります。

学校が持ちます個人の情報にはいろいろ制約があったりして、慎重に扱っているのが今の現状かと思えますので、今のようなちょっと御不満というところも現状ではあるかもしれませんが、これからの協議の充実に向けましては、個別事案の協議というよりも、学校からの全体的な傾向とか、あるいは委員の皆様からの子供たちを思う、その地域からの関わりの様子とか、地域

の皆様のご願いなど、お互いの情報をいただきながら、学校運営の方向性というのを決めていくということが有効かと思っております。

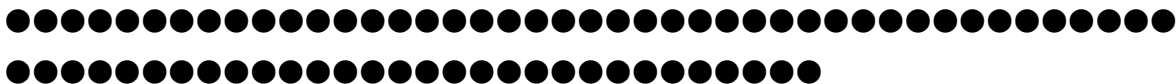
国版にしますことで、学校課題の解決に向けた論議のテーマ、あるいは内容を深めて、途中で中では、熟議という言葉もごございますように、具体的な協議の深まり、あるいは取組の深まりを求めるような場面もあるようなのが理想的な、これから先のコミュニティ・スクールの在り方かと思っております。

共通の目標を持って取り組むという、その立場で取り組んでいくということをさらに進めていきたい。そういったコミュニティ・スクールの意義、そして、実効性のあるような活動に取り組んでいくような検討をさらに進めていきたいと思っております。

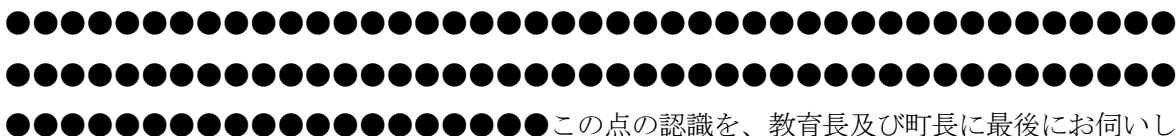
**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ありがとうございます。私が御不満というような言葉をちょっと今されましたが、別に個人情報をつっかき回したいわけでは全然ないです。今まさに教育長がおっしゃったような、今こういう傾向にありますよ、子供たちを囲んでいるその環境はこういうことにありますよって。私たちやはり現場を離れて、つい最近まで私は子育てをしてきたつもりですが、それでもやっぱり卒業して5年6年たってきますと状況が随分変わっているというふうに思っていますので、そういう子供を取り囲む現状を教えてくださいというところがございます。

また、このコロナ禍で、学校は感染拡大防止の観点から、あらゆる学校行事、外部からの参加を中止してこられました。それは当然のことだったかもしれません。しかし、その間、本当に私たちは学校の中の状況がよく分かりませんでしたし、子供の顔を見ることができなくて寂しい思いをしてまいりましたが、町では日頃から人権を大切にすることを標榜しております。●



子供たちを取り巻く環境は日々変化を繰り返し、私たちの想像を超えていると言えます。●●



この点の認識を、教育長及び町長に最後にお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 学校におきまして、子供たちが豊かな心、そして健康な体を育てる、育む、そういった教育活動をもろん進めていくというのが私たちの仕事でございますし、学校におきましては、学校長の下でその具体化をしてもらっております。いろいろな反省点、そして改善点等はしっかりと点検をしながら、目標に向かって、さらに進めていきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今まで、吉川議員のほうからコミュニティ・スクール等のお話がありました。やはり地域が学校に関わることは大事なことだという思いでございます。しかしながら、



フェンス、電気柵等を設けても被害を受ける、一度侵入したら繰り返し入ってくるということが、私の経験からも知り得ております。選挙の期間中、どうかしてくれ。ちょっと悪い表現かもしれませんが、毒殺をできないかとか、暗くなってから銃で撃ってもらえないか。暗くなると動物の目が光りますので非常に分かりやすいということで。そのような切実な思いをたくさん聞かされました。

現在の法律は、自然保護の観点から制定されており、中山間地農業の実態に即してないようにも感じられます。高齢化により労働負荷に耐えられないというよりも、イノシシ、有害鳥獣等の被害により精神的にまいってしまうというような現状にあります。米価の低迷により、営農をやめる動きに拍車がかかるのではないかと危惧しております。今以上の有害鳥獣対策が必要だと思われませんが、町の考えはいかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えいたします。野生鳥獣による被害状況というのが非常に深刻であるということでございますが、町のほうも、農家の営農意欲が減退とならないような状況に持っていくために、有害鳥獣の被害防止対策事業というのを行っております。

議員から御紹介がありましたとおり、現在法律のほうで、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づいて、現場に近い市町村が中心となって、野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組を行っております。

その対策事業でございますが、現在は電気柵及びワイヤーメッシュ等の設置に係る費用について、町の単独事業において2分の1の助成を行っているところです。今年度は、増額の補正も含めまして1,900万円を予算化しており、11月末の時点で151件、約1,800万円の補助の交付を執行しているような状況であります。過去3か年でも費用補助の要望額は増加している状況で、設置希望も増加している状況でございます。

支援の拡充につきましては、平成26年度に4割補助だったものを5割に引上げを行っております。上限の金額も45万円というところを100万円に、当時増額をしているところであります。平成28年度からは、共同申請だったものを、申請者数2名以上から1名での申請も可能にいたしまして、採択の要件を緩和しているところであります。その際、併せて、補助の対象資材につきましても、当初は電気柵助成として行っていたものを、防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、わな類、無線機器類など、多様な資材を補助対象として拡充したところであります。

こういったこれまでの申請の要件の緩和拡充によりまして、申請の数も増加してまいりましたが、農作物がしっかりと守られている防護設備の設置の支援につながっているのではないかと考えております。毎年、先ほど申しあげましたように、予算額を超える要望があるような状況である現状につきましても、農作物の保全の対策が整えられている現状があるものと捉えております。

また、事業により導入していただいた設備の機能を確実に発揮していただくために、設置後の維持管理についても欠かせない作業として、現場で御対応いただいているものと思っております。

既に様々な防護機器、対策の機器、設備がありますけれども、補助の要件に合うような防護機器



とか、設置後の負担もありますので極力軽減されるようなものについて情報収集しながら、町においても鳥獣被害対策協議会を設置しておりますので、状況をお諮りしながら、防護と併せて、すみ分けであったり捕獲の方法であったり、引き続き総合的な対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 確かに金銭的っていいですか、財政上は非常に対策が進んではいるかと思いますが、各農家の方一人一人にとっては、なかなかその情報といいですか、使い勝手というか、小さなところでのサポートが必要かなというふうなのが現状だろうと思います。その情報を分かりやすく伝えるというか。例えば1回入ったところは何回もイノシシが上げてから入ってくるのですよね。そういうときどうしたらいいかとかいうような具体的な情報等を周知できるような対策は考えられないでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えします。補助を受け入れられている事例での件だと考えますが、被害に遭った方からの要望というか、現状についてはお声はお聞きしております。そういった中で、補助の対象資材を拡充したり用しているというふうに捉えてきているところであります。

なかなか声が私どもに届いてない部分があるということでありましたら、いろんな方策を考えまして、防護の設備が機能をしっかり発揮するように、使い方ですかね、そういった部分もしっかり普及していければと考えます。

また、新しく地域での取組、個人ではなく集落で防ぐという考え方も今ありまして、県のほうに事業がありまして、餌付けストップという事業がありますので、地域みんなで学習して、正しい対応や共通の問題を持って、現場を見つめ直して、鳥獣が近寄りやすい環境づくりというような事業もございますので、そういったものも今年実証で実施している地区もありますので、広まりがあればと考えております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** よろしくお願ひいたします。周知の方法ですね。老人の方といいですか、80歳以上の方でも、見て、ああこうすればいいなというようなのが分かるような知らせ方を検討していただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問に参ります。全町に光通信網が整備されましたが、その目的は何だったのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。情報社会の進展に伴い、平成26年度におきまして、全国の光情報通信基盤の整備が98.7%という中で、本町は0%という状況でした。また、県内の自治体においても、未整備自治体は45自治体中3自治体のみで、周辺自治体と比較し

ましても情報格差が顕著化しておりました。

情報通信技術の進歩が著しく、行政だけではなく、住民の生活にも大きな影響を及ぼす情報化社会において、都市部との格差を是正し、住民の皆様がひとしく恩恵を受けられるように、平成27年6月に山都町光情報通信基盤整備計画を策定いたしまして、4か年をかけて町内全域に整備を行ってまいりました。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** それで、光通信網の現在の利用状況と、私、経済効果というのを聞きたいと思いますが、最初はただ、格差の是正ということが目的だったわけですね。しかし、分かるならば経済効果、そして今後の活用策ということで、特に行政内での活用策を考えておられるならば教えていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。まず、現在、山都町における光の加入状況については、10月末現在で40.5%となっております。

町における利用状況としましては、1点目としましては、町の防災拠点、観光施設に公衆無線LAN環境の整備を行っております。ふだんは地域住民や観光客に向けたLANサービスを提供するとともに、観光情報、行政情報の配信や避難情報の配信、災害時の通信手段として利用できているところです。観光面では、アウトドアに興味のある人など、ターゲットを絞った情報発信が可能となり、また、デジタルスタンプラリーなどのイベントで、観光客の誘引へとつながっているところです。

次に、教育におきまして、小中学校に児童生徒1人1台のタブレット整備を行っております。未加入世帯への対応といたしましても貸出しルータを整備し、子供たちの学びを保障しているところです。

また、産業振興の面では、平成29年度にIT関連企業が進出されまして、新たな雇用の創出につながっております。また、人材育成や地域の情報発信にも貢献いただき、地域経済への波及効果を期待しているところです。企業誘致や移住定住対策においても、光通信網が整備されていることが不可欠となっております。

また、医療・介護の面では光BOXによる健康体操、リモート健康教室等は、専門の講師による指導も受けることが可能となりまして、健康維持に寄与しております。

今後の活用策につきましては、国におきましても、データとデジタル技術の活用が加速化されておまして、行政手続のオンライン化や情報システムの仕様統一が進められております。申請手続等、役場に来なくてもできるような工夫、ワンストップ窓口など、医療、健康、教育、生活、暮らしにおいて、具体的なICTサービスの活用を今後検討していきたいと考えております。そのためには、マイナンバーカードの普及、活用も重要となることから、マイナンバーカードの普及率向上を図ってまいりたいと考えております。

また、農業においては、実証の段階ではございますけれども、スマート農業加速化実証プロジェクトが実施されております。センサーを利用した水管理、有害鳥獣対策、ラジコン草刈りキット

による除草など、ICTツールを活用し、作業の効率化、省力化、品質向上が期待されております。働き手の不足、高齢化といった課題への解決につながることも期待されます。

観光、商工においては、若手後継者を中心にIT活用講座が開催されておりまして、今後これらの活用により経営課題等の解決を目指していかれるところです。

町においては、情報施策の取組を効果的に促進するためには職員のICT能力の向上も重要であることから、ICT人材の育成にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 私も考えていたようなことを言われましたが、今の中でスマート農業ですか。そっちの場合は、そこに光が来ているかというのは非常に重要なわけで、光、デジタル回線網を延長せんといかんというふうに考えます。

実はこの問題を取り上げたのは、近所に新しく住宅を建てた人が、たまたまそこに電柱が来てなかったということで、光を引けないかというふうに相談を受けたわけです。それで、いろいろ相談していたみたいですが、やっぱり来てないからできない。この事業をやったときに、あるところではできたけれどもということで、断られたというような話が今日質問したきっかけですが、今言われた農業に使うなどを考えた場合、デジタル通信網をやはり延長していく、拡充していくということも必要ではないかと思えます。よろしく検討していただきたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 監査をさせてもらっておりまして、非常に勉強になっておりますが、監査においては公平公正、正確、そして効率という点を念頭に置いて臨んでおります。

そんな中で、素朴な疑問といいますか、補助金をもらっている団体の長と町長が兼任されているというようなのがあります。お金を出す人ももらう人が兼任していいのかなというのが素朴な質問でしたが、その点、法律的な問題というのはないのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。まず、補助金につきましては一般的に、特定事業の育成、あるいは助長するために、地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に、対価なくして支出するものであるものでございます。

法人や任意団体の代表を務めている団体につきましては、現在調査を進めていますが、現在のところ18団体を確認をしているところでございます。特に任意団体につきましては、特色ある地域振興ですとか交流人口の増による地域経済の活性化など様々な活動目的がありますし、また、外部への発信力など様々な事情によりまして、町を代表する町長が団体の代表を務めており、いわゆる充て職的な役割をしているところもあるというふうに認識しております。

そのうち、補助金、これは助成金も含まれますが、それを受給している団体は9団体でございます。少し例を申し上げますと、山都町社会福祉協議会、八朔祭などのイベントを主催する五つの団体等がございます。また、その他といたしましては、山都町体育協会、大矢野原演習場周辺整備協議会、山都町鳥獣被害防止対策協議会等、3団体というふうになっております。

御指摘がありました補助金の交付と法的な問題ということでございますが、社会福祉協議会におきましては、町長が会長を務めておりますので、町との契約につきましては、結果的に双方代理となり、民法第108条の規定に抵触するということがございますので、社会福祉協議会では、契約担当理事を選任いただき、経理規程を設けて対応いただいているというところでございます。

なお、今回の御指摘を受けまして、町長が代表を務めます任意団体等への補助金等の交付が法的に可能か否かという問題も、検討はもちろんでございますが、住民の皆様からの疑惑を招かないかどうかについても十分検討し、慎重に事務を進めていく必要があるというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 私、お茶を作っておりますが、矢部町時代に茶業協会長を町長にお願いし、務めていただいております。当時の記憶では、私どもはやっぱり安心、頼れる、願いがかなうというような幸福感のようなものを思い出されますが、頼る、依存するという気持ちが非常に強かったように反省しております。

様々な団体は、目的を持ち、同志が参集しているものであり、目的達成のために自助共助で努力していくことが重要であろうと思われまます。そういう点から、各団体はやっぱり自活する、自立するというようなのが重要ではないかと思っておりますが、町長いかが思われますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今ありましたように、数も荒木課長のほうから答弁したとおりであります。最終的に私が4年半前、町長になりましたとき、いろんな役職が、町長が社長をしたり、会長をしたりというふうになりました。特に清和資源であったり、通潤山荘であったり、いろんなそういう指定管理団体の長もそうやって町長がしておられました。その当時、通潤山荘につきましても、その当時の副町長をお願いをしたり、そよ風パークは社長は別におられました。理事には副町長をお願いしたりと。また、清和資源につきましては、社長職は交代をして、今の方をお願いをしたというような経緯があります。

今ありますように、やはり補助金を交付する町と、また、それを受ける団体の長が一緒というようなことはおかしいという思いで、ずっとそのような立場で、今までもスタンスを持っておりましたので、就任当初、そのような形で整理をしつつありましたが、御存じのとおり、通潤山荘におきましては、ちょうど副町長の任期と社長の任期がずれたということもありまして、私が急遽、社長職を受けながら、今現在に至っておるのが実情でありますし、清和資源につきましては、そんな形で民間の方に社長を。前も民間の方が社長だったということでございますが、そのような形にさせていただきました。

そのほかにつきましても、社協につきましても随分と、その前は社協長は町長ではございませんでしたので、そのような方という思いでございましたが、いろんな理事の方々、評議員の方々が、どうしても町長と。また、郡内もほとんどの町が、社協の会長は町長というような形で、先ほど、経理等々につきましては双方代理というような形でさせていただいておりますが、本来であれば、町長がいろんな補助金団体等々への会長の就任は適当ではないという思いでおりますので、今後

につきましては、取締役会、理事会等々の中で、またお願いをしながら進めていきたいという思いでおります。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** それでは、次の質問に参ります。建設課等などは昔から専門性が必要とされておりましたが、現在、電算機システムを活用する部門、IT部門と申しますか、そのようなところ、また、あるいは複式簿記をするところ、条例等の法律に関する部門等など、あらゆる部門において仕事が複雑になり、専門性が深まっていると思われませんが、それに対する人材の採用、育成等は順調に進んでおりますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。議員が今御指摘なされましたとおり、行政事業につきましては、多様化、複雑化、高度化に伴いまして、様々な分野におきまして専門的知識や技術を有する職員の配置が必要不可欠というふうになっております。近年ますますその高まりを感じているところでございます。

具体的な行政職の例としましては、行政デジタル化推進に向けまして、いわゆるシステムエンジニア的な方、それから、福祉分野の専門職でございます社会福祉士、それから、住民の健康づくりの所管をしております、従来から配置をしておりました保健師の増員、それから、その他の技術力、土木、建築関係の職員の必要性というところでございますし、また財務会計、それから企業会計、それから政策法務などに関しまして、専門的な知識を有する職員も求められているという状況でございます。

専門職の増員、あるいは新規確保に向けましては、いわゆる採用試験という方法を実施しているところでございますが、残念ながら応募なしの職種、あるいは定員に満たない職種もございまして、欠員が生じた分につきましては、一般事務職員が業務対応しているという状況でございます。

また、採用試験におきましても、近隣自治体との共同試験もございまして、山都町単独での試験なども併用しているところでございますが、新たな取組としましては、通年募集をしようかということ、随時受け付け、随時採用というところをやっているところでございます。保健師、社会福祉士、薬剤師、管理栄養士、看護師等の職員でございますし、また、現在、山都町に勤務しております専門職員も、自らが卒業しました学校等への働きかけを自主的に実施しているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** なかなか給料の問題もあろうかと思いますが、特別な配慮なんかは法律的には難しかわいでしょうか。どういう人材が欲しいということで、その人に、ちょっと給料の仕組みは分かりませんが、ちょっと多めにあげるような仕組みは取れないのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。山都では特に給与につきましては決まった給与というところで、あとは職種に応じては若干の差はございますけれども、公的な機関でございま

すので、なかなか格差をつけた給料を給付するというのは難しい状況がございます。

ただし、非常に高度な部分とかにつきましては、どうしても外部委託というところで行っているというところがございます。御案内のとおり、町の行政システム等につきましては、やはり外部のベンダーさんに依頼しているというところが非常に大きいかなというところもございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** そこで、委託という言葉が出てきますが、それならば人材を育成できないかという点で、今、県には派遣されておりますが、民間への派遣というようなことは考えられないでしょうか。ある程度の知識を持った人を1年2年派遣すれば、ある程度の専門家ができやせんかということです。

例えば、東京事務所ですか、今500万円出しておられますが、あそこに人を派遣すれば、あそこでする仕事を覚えるというか、マスターするんじゃないかと思えます。そうすれば自前で、こちらで同様な仕事が将来はできるということになりはせんかと想像しますけれども、そのような人材育成というのをやっぱり始めていかんと、全然。何か取りかかっているかんと先に進みませんが、まず民間への出向、それによる人材育成という点は考えておられませんか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 職員の育成についての御提案かというふうに思いますが、専門職員を例えば民間の会社に派遣したということで、一般事務職員でやはり採用された職員につきましては、やっぱり非常に壁が厚いのかなという気がしております。もちろん、職員の育成は必要でございますが、やはり専門知識を持った方を採用するか、あるいは、どうしても足りない分につきましては外部機関への委託等をお願いをするのが現状かなというふうに思います。

職員の育成の一例としましては、土木技術者におきましては、学生時代に履修した専門分野を学んだ一般事務職員等を事業課に配置しまして、実務を経験させることにより育成している状況はございます。

**○議長（藤澤和生君）** 5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 私が学生の頃といいますか、40年前はITとかコンピューターとかほとんどなかったんですね。みんな独学で、そういう会社を興したりしている人もたくさんいますので、そんな深い……、そういうことを言うたらいかんですね。まあ難しいところだと思いますが、努力次第で、専門家といかなくても、詳しい人は育成できるかと思えます。

最後に感想ですが、テレビで今、国会の予算委員会があつております。見ておきますと、拍手とかどよめきとか、やじとかですね。ここと比べると非常ににぎやかでございます。しかし、あそこで議論されていることが、すぐこの町に戻ってきます。そして、皆さんの仕事を非常に煩雑にし、大変な思いをされますが、町民の方にとっては特別交付税ですか、そういうとで非常に助かっております。しかし、財政上は国に依存していいかと思えますが、国から来るからだけで終わらないように、意思と意欲は自立して、来年度の予算編成に頑張ってください。

以上です。

○議長（藤澤和生君） これをもって、5番、中村五彦君の一般質問を終わります。  
ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後1時40分

再開 午後1時49分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 皆様こんにちは。本日最後の質問者になります眞原です。

御存じの方も多いかと思いますが、先週、都市対抗野球において、大津町のホンダ熊本が、東京ガスを相手に決勝戦を戦いました。結果は5対6と惜しくも破れたんですけども、しかしながら準優勝という快挙は19年ぶりだそうです。私も熊本県民としては非常にうれしい限りでして、試合内容も、最終回4点ビハインドという絶体絶命だったんですが、ツーアウトで追い込まれて、連打でランナーを出して、その後スリーランホームランで1点差に追いついて、なおも2塁、1塁とランナーを出して、あわよくば逆転というところまでいって、非常に盛り上がった内容だったと思います。大津町では、決勝戦は役場にパブリックビューイングの会場があって、その会場にもぎわっていたというふう聞いております。

また、今週の日曜日、この前ですが、天皇杯のサッカー、こちらでは、惜しくもJ2に今年降格してしまった大分のトリニータというところが、前回の覇者、王者の川崎フロンターレと善戦と申しますか、戦いまして、これをPKで破っているんですね。ゲーム内容というのは、川崎フロンターレに押される内容だったんですけども、0対0で延長戦まで持ち込んで、しかしながらその後、万事休す、入れられてしまうんですが、残り短い時間で1点入れ返して、その後のPKで勝つと、勝利をすると、そういう試合でした。

地元のチーム、あるいは地元出身の選手の活躍がこのようにしてありますと、盛り上がります。スポーツ観戦していますと、地域の者として心が寄っていく感じがします。ここ山都町でも、総合運動施設として、新しい体育館、武道場、それから屋外施設、こうしたものの整備が進んでいます。あらゆるスポーツや武道にいそむ山都町民の皆さんがその力を存分に発揮できる環境を整備して、スポーツによる町の盛り上がり、これを支えていきたいところです。

今回の質問では、こうした大型な投資案件が幾つもこの後に控える山都町におきまして、片や財政面、これについてどう考えていく必要があるのか、また、それについて町はどう考えているのか、ここを確認していこうと思います。

それでは、質問台に移って質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） さきの選挙で、実にたくさんの町民の方々といろんなお話をいたしました。その中では、お困り事、行政に対応してほしいこと、様々な要望がありました。中には、

行政ではちょっと対応できない、そんな御要望もありましたけれども、しかしながら、行政でなければ解決できない内容というのがほとんどでした。特に歩道や防犯灯も含めました道路関係が多うございまして、公園の需要も結構な件数聞かされました。

地方行政の役割、存在意義といいますのは、地域住民の生活支援にあると思います。産業振興も、その産業から供給される様々な財やサービスの充実、それから働き口の増加、それによる生産年齢人口の増加、そのことによって地域社会の持続性が向上してくるなど、最終的には住民生活の向上につながってくるからこそ、行政も産業振興に取り組んでいくと思っております。やはり町民の福利の増進ということが根底になっていると思われま。

行政サービスに対して多くの要望がありながら、なかなか全てに対して対応ができないというのは、財政的な制約が大きな要因だろうと思われま。また、第2次山都町総合計画においても、基本計画、カクゴ5番目に、効果的な行財政運営というのがございま。他の四つの基本計画、人づくり、産業づくり、環境づくり、地域づくり、こうした事業にとっては制約ともなりかねない財政支出の抑制、これを目指しているのがカクゴ5になっていると読んで取りま。

目標に向かって一生懸命アクセルを踏む、そういう計画を四つ立ててあるんですけども、最後の項目では、ブレーキがかかるようなカクゴかなとも思われま。計画の整合性が少し見いだしにくい内容になっているかなと思われまが、しかしながら、掲げられているからにはしっかりと理由があるのだと思われま。この辺りの理由を、概要的で結構です、御説明いただけたらと思われま。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。本町を取り巻く環境につきましては、社会経済情勢の著しい変化もございま。近年の感染症等々をはじめ、それから、従来からあります地方分権をはじめ、それから急速に進行いたします人口減少、少子高齢化に伴う地域の活力低下など、多様化する住民ニーズに適切に対応する必要がございま。行政需要はますます多様化、高度化しているというふうと考えているところでございま。

このような中で、限られた職員と財源で多様な住民サービスに対応するには、最少の経費で最大の効果を上げることが必要でございま。適時適切に、そして、かつ真に必要な事業を推進することとした効果的な行財政運営を目指しているというところでございま。

したがいまして、厳しい財政状況の中ではございまが、財源の確保及び重点化に取り組みながら、全ての事務事業について、目的に基づいた事業の成果があるかとか、あるいは、適切な費用対効果が得られているかなどについて、精査を行っているところでございま。さらに、優先順位を峻別することで、重点プロジェクトでございま中央グラウンド周辺の整備、あるいは道の駅整備事業を前面に推進しているというところでございま。

今後も、持続可能な財政運営の実現に向けまして、以上のような取組を継続していく必要があるというふうと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** そうですね。行政が今後、非常に政策的な需要が大きくなってくる中



で、限られた財源でそうしたものに对应できるように、ふだんかかる経費というのを抑えていくと、そういう御説明だったかなと思います。

それでは、そのことを踏まえながら、少し行財政運営、地方行政の財政運営について、構造的な部分を少し確認してみたいと思います。令和元年度の財務諸表というのが公表されておりました、ホームページ上にですね。その中での貸借対照表について確認してみたいと思うんですが、貸借対照表というのは表が左右に分かれていまして、左側には、資産の運営形態を示します資産の部というのが表示されまして、右側には、その資産を形成するために必要だった資本の調達の財源というか源泉であります負債の部と、あとは資本の分が表示されます。ちょっと難しい話になってしまいましたが、今回はこの左側の資産の部を少し見ていきたいと思うのですけれども。

山都町の令和元年度の一般会計と貸借対照表を拝見しましたところ、資産の部の合計が約472億円になっていました。右側の負債の部の合計が104億円、純資産の部が368億円でした。負債の部なので、公債などによる借入れということだろうと思いますが、104億円ですね。資産の総額が472億円でした。この資産の部の大部分を占めるのが有形固定資産というものになります。資産は現預金があったり固定資産があったりするのですが、有形固定資産がおよそ426億円でした。

その中身がどうなのかなと思って拝見しましたところ、見ますと、土地、建物、工作物、そういった表記が並んでいます。ちょっとこれだけでは具体的なイメージが湧きにくくございますので、例えばこの中身は、道路ですとか学校ですとか公園など、具体的なものを、主要なもので結構ですので提示していただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。具体的な中身につきましては、役場庁舎、いわゆる行政庁舎でございます。それから、学校施設、町営住宅等の建物でございます。また、道路が工作物に当たるというところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 有形固定資産ですから、そうですね。庁舎、学校、住宅、そして道路が工作物に入るといことですね。工作物を見ますとインフラ資産の中に……。有形固定資産も、事業用資産というのとインフラ資産というのに分かれていまして、インフラ資産というのが426億円のうちの約313億円、314億円ですかね、ということで非常に大きい額を占めています。その中の工作物というのが非常に大きな金額になっていますので、これが道路なんだろうなというのは想像がつくところです。

それで、ちょっと次に用意していました質問は、その後に用意している質問と重なってきますので、少し後で質問させていただきます。

一つ飛ばささせていただきますと、これら行政が抱える資産というのは、行政事務を行うためにも必要なものであったりですとか、あとは町民生活の営みに必要であったりというのがほとんどだろうと思います。今、例示していただいたとおりですね。

山都町内、住民1人当たりの試算額というのを、この資産の合計額を人口で割った部分ですが、他の町村と比較してみますと、山都町は非常に大きくて、数字だけだと1人当たりの資産が大き

いので、非常に何か充実しているような感じも受けるのですが、実際生活を送っている身としては、なかなかそうした実感が湧いてこない。

なぜかなと少し思いをめぐらせてみますと、やはり施設の老朽化ですとか、あるいは、建った当時は非常に皆さんの活用があったとしても、その後の生活の変更だったりとか、そういったものによって、ニーズがどんどん減っていったりして、ミスマッチが起きて、活用し切れない資産というのも多くあるのではないかなと思ったりもいたします。

この辺り、1人当たりの資産額が大きい割には、なかなかそうした実感がわいてこない理由というのを、もし町の側で何か把握していらっしゃるれば教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 老朽化に伴いまして、なかなか効果的に活用できないという部分の代表格は、やはり閉校した跡地かなど。建物もございますし、土地もあるというところがございます。自治振興区、あるいはNPO法人さんたちの方々に活用いただいている部分がございますが、まだまだ十分な活用がなされていないかなというところがございます。

資産を持ちますと、どうしても随時修繕、改修等ということで、ランニングコストがかかってまいります。議員が御指摘のとおり、建設当時には有効な手段だったかもしれませんが、現在となつては使用がなかなか定まっていない部分というところもございます。町としましては、やはり資産の有効活用という点で、積極的に処分をする方向ということでしておりますが、一例を申しますと、菊池市にごございました町有地は、やはりが価値が高かったので売却できたというところがございます。

いずれにしても、本町が有しております資産につきましては、必要性のあるものにつきましては今後も随時、修繕、改修等を行いながら長寿命化を図りながら、一方で、どうしても資産価値のない部分につきましては、使用中止、それから解体、売却という処分を考えていく必要があるというところで、それぞれ各課にも照会しながら進めているというところがございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** では、次の質問に参ります。行政が抱える施設の中には、今、例示いただきましたような分かりやすい公共の施設などもあるかと思いますが、中には、宿泊施設だったり、あるいは物産館、レストラン、あるいはキャンプ場、それとジビエ工房やまなどもそうなるかと思いますが、利用者といいますか、最終消費者が町民とは限らない施設も行政財産になっています。

これらの施設を抱えて、町が公営の事業として運営をする、この理由は何だろうかということなんです。行政は、営利を追求する団体ではないですね。町民の福祉の向上を目指す、そういうことで日々事業の運営を行っていらっしゃると思うのですが、しかし、先ほど挙げたような施設といいますのは、利用者は町民に限らない。あるいは、ともすれば、町外の方々がメインになったりもするわけなんですけれども、そうした施設を町が行政財産として抱えながら、公営の事業として進められる、その理由というのを教えていただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。山の都創造課が所管する指定管理施設については、住民福祉の向上や地域振興、定住促進などを設置目的としているところです。いずれの施設においても、地域の産業振興につながり、住民の所得向上や生きがいを見出すことが最終的な目的であると考えます。

行政財産を抱える理由として、例えば物産販売施設については、山都町内の生産物にこだわった農産物や加工品などを率先して販売することが地域イメージの発信にもなります。地域内の産業振興にもつながっていくというところで考えております。また、他の施設と差別化も図ることができまし、町が行政財産として整備する意義がそこにはあるというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えいたします。農林振興課が所管いたしますジビエ工房でございますが、こちらの施設は平成29年から開設をしているところで、設置に至った理由としては、有害鳥獣捕獲後のイノシシ、鹿の利用価値を高めようと、イノシシ、鹿の肉を適正に処理し、流通を可能にするための施設として考え建設されたものでございます。

設置によりまして、有害鳥獣の捕獲にかかる狩猟者の意欲の向上と併せて、鳥獣被害対策の効果の向上と、また、イノシシ、鹿の肉が新たな地域資源として捉えられ、有効活用されまして、特産品として商品化につながり、その品質についても高い評価を得て、地域活性化に寄与しているところだと思っております。設置から4年経過し、ジビエの産業部門の中においても、山都町のジビエとして広く認知もされて、評価も高いところです。

こういうふうに、多面的な要素を併せ持つこの施設の運営が引き続き持続し、さらに町の産業振興に根づくような取組を行っていきたいと考えているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 御説明をいただきまして、聞いておりますとやはり、何というんですかね、運営そのものですと、利用客を相手にした営業活動になりますので見えてはきません。表立っては見えてはきませんけれども、理由をこうしてお伺いしますと、その先にはしっかりとした、何でしょうか、地域に対する貢献でしたり、住民に対する貢献の目的があるというのが分かりました。

では続いて、次の財政諸表の話なんです、行政コスト計算書というのが、実を言いまして貸借対照表の次についておりました。この行政コスト計算書というのは、いわゆる損益計算書になってくるものだと思います。いわゆる収支計算ですね。収支の表になると思います。

総合計画には、総合計画のカクゴ5ですけれども、こちらには体制、人員配置の見直し、それから、事業規模の見直し、あるいは民間へのアウトソーシング、そうしたものを通して人件費削減を進めるといったような記載がありました。

行政コスト計算書を拝見していても、経常費用という項目の中に、ほぼほぼ全ての金額というか、大多数の金額が経常費用の中に含まれているんですが、その中には人件費、物件費等な

どが上がっております。その中の人件費を抑制していこうと。そういうことが総合計画には書かれているわけですが、これまでの取組内容、それからどういった成果が見えてきているのか、その辺りを御説明ください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。今議員からございましたとおり、経常費用の中での物件費等々もございますけども、やはり我々はふだんからコストの削減に努めているというところがございます。無理、無駄な費用をなるべく避けるということでの行財政に対する寄与ということも常日頃考えておるところでもございますし、もう一つは、人件費の抑制の裏側には、やはり専門業者等への外部委託ということで、人件費等のコストを抑えているというところもあるかなというところがございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** では、計画に基づきまして、そうした行政の体制や人員配置の見直しでしたり、事業規模の見直し、あるいは今御答弁にもありましたような民間へのアウトソーシングというのは進んでいると解釈でよろしいわけですね。

そういったことと理解しまして、あと、そうやって仕事が増えないようにといたしますか、あるいは効果的に事務事業を進めていただくために、いろいろと御検討いただいていると思うんですが、そんな中でも、今日の他の質問への御答弁にもありましたが、ICTの活用ですね。デジタル部門の活用というのが、これは業務の効率化としては非常に有効になってきている昨今かなと思われまます。ICT人材育成の計画もあるというふうに先ほどお伺いしましたが、業務の省人化に大きく貢献するであろうICTの活用ですけれども、現在、取組内容がどの程度といたしますか、どういったところで業務効率化に貢献しているのか。何か具体的な例もあれば、そういったものもお示しいただきながら説明いただけないでしょうか。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。ICTの活用につきましては、特にコロナ禍におきまして加速化しているところです。本庁支所間の会議や業務のやり取りにおいてはオンライン会議を活用しておりまして、移動時間の短縮、リアルタイムに会話できる多様な働き方の実現が可能となっております。

また、国や県で開催される会議、研修も、オンライン参加により、場所を選ばない、参加時間を調整できるなどのメリットがございまして、県や国の施策、多くの情報収集が可能となっております。円滑な事業の実施につながっているところです。

また、国において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定されまして、その一つが、自治体の情報システムの標準化、共通化でございまして、これまで自治体ごとに構築されていたシステムから、住民基本台帳、税をはじめ、保健福祉に関する17業務システムについて、国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するものです。システムの標準化、共通化は、人的財政的負担の軽減につながり、その軽減された時間で、職員が住民への直接的なサービス提供や、地域の実情に応じた業務に注力することが可能となるとともに、オンライン申請を全国に普

及させるための基盤ともなります。

また、2点目の行政手続のオンライン化は、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続、例えば子育て関係、介護保険、被災者支援関係など、31の手続におきまして、マイナポータルからオンライン手続を可能とするものです。これにより、複数の手続サービスをワンストップで実現して、添付書類の省略、役場まで出向かなくてもよいなど、利用される方からの利便性も向上いたします。

また、具体的な事例としまして、現在、庁舎ではロボフォームというシステムを活用しているところです。これはLGWANとインターネットの双方から回答が可能で、例えば今度の成人式の参加申込みにつきましては、このインターネットを活用しまして、申込み期間中、98名の方の中で86名が申込みをしていただいております。その他アンケート等であったり、庁内の消耗品等の在庫管理等もできるというシステムで、紙の軽減であったり、いろんな資料等の送付、回収、集計結果のまとめ等がシステム一本でできるので、コストの大幅な削減が見込まれているところです。

ほかにも、住民票のオンライン申請やデジタル技術を活用した業務の効率化に向けても検討を進めているところです。これらにつきましては、行政や住民の皆様のニーズ、費用対効果についても研究しながら検討を進めてまいります。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** そうした効率化を進めていただくことによって、今の御答弁にもありましたが、職員の皆さんの単純作業を減らしながら、職員の方じゃなきゃできないような業務に多くの時間を使っていただくということで、住民サービスのさらなる向上などを目指していただけるんだろうと。また、職員の皆様のスキルアップに向けた研修などにも、効率化で空いてくる時間を使えるようになるのかなと思いますし、そうしたことが町の行政力の向上にもつながるかなとは考えております。ぜひどんどん進めていただきまして、スマート自治体を目指していただきたいと思っています。

続きまして、もう少し行政コスト計算書の質問ですが、この行政コスト計算書を拝見していますと、令和元年度の決算の中身で、総額がおよそ121億円になっていました。さきに申しました経常的な経費というところで97億円、ほかに臨時的な経費というのが24億円あったんですけども、その経常的な経費の中でも一番額が大きかったのが、物件費等という項目がありまして、そこが約35億円なんですけれども、物件費等の中身を拝見しますと、物件費というものと、あとは維持補修費というものと、あと減価償却費というのがありました。

維持補修費や減価償却費というのは、およそ予想がつくんですけども、この物件費というのが中身がどうも見えてきませんね。この辺りを、先ほど資産のときにも質問いたしましたように、ちょっと具体例を挙げていただいて御説明いただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 物件費の具体例としましては、外部の業務委託に關します委託料、それから郵便料などの役務費が主な経費でございます。その他につきましては、職員の出張に伴

う旅費、それから使用料、賃借料、備品購入費等が含まれるというものでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 具体的にお示しいただいてよく分かりました。そういうことですね。

それでは、先ほど、ちょっと後で質問しますといった内容にかぶってくるんですが、この行政コスト計算書は、ちょっと説明書きを読みましたところ、資産の取得に関わらない支出が計上されているという説明がありました。どういうことかなと考えてみますと、資産の取得ですので、例えば町営住宅を新しく造りましたというときに、その建設にかかる費用というのは行政コストの中にはカウントされないと、そういう意味だろうと思います。

例えば、町営住宅を建設した場合はそうでありましょうけれども、学校とか、今ある施設を大規模改修して、今回の補正にも上がっていますけれども、大規模改修をして資産価値が向上した場合、こういった場合はどうなるんだろうかと。資産の取得ということに当たるのかどうか、この辺がちょっと理解がしづらいので、どこで線引きするんだろうか。そういうところを御説明いただけたらと思います。

それから、建設にかかる費用は計上されませんが、その後の維持管理費、あるいは先ほど申し上げました減価償却費、これは行政コストに計上されていますので、資産を取得しますと、この行政コストというのはその部分において押し上げられるということになるのかなと思います。その辺、間違いなくもお答えいただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** まず、資産の取得に伴いましての行政コストの部分でございますが、御指摘のとおり、資産を取得しますれば、その資産の管理経費や維持費等が必要になりますので、基本的に行政コストはその分大きくなるということで理解をしているというところでございます。

それから、減価償却の話も出ましたが、資産を取得する場合には、議員からございましたとおり、取得にかかった経費が資産として計上されるということでございます。体育館を建設した場合には、その建設費用が資産に計上されるというところでございます。

有形固定資産につきましては、その用途ですとか、あるいは建築構造等に基づきまして、耐用年数が定められているというところでございます。耐用年数に応じまして算出された金額が、資産を取得した次の年度から減価償却ということで計上されます。減価償却費が計上されることによりまして、資産の価値は年々減少していき、最終的には価値はなくなるというところでございます。議員御指摘のとおり、資産を取得すれば、基本的にはその次の年から減価償却費も増加するというところでございます。

資産の長寿命化、あるいは修繕という部分につきましては、資料を持ちませんので後ほど御説明申し上げたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今の御説明で、資産の増加、これは行政コストを一般的に増加させるということが分かりました。

それで、総合計画を拝見しますと、カクゴ5の中の基本方針、これの4番目に行政財産の適正化というのがございます。行政の本質が住民の皆さんの生活を支援するものということであれば、そのためにかける行政コストというのは支出として正しいのかなと思います。必要なものには費用をかけていくというのが行政の目的にかなってくると思いますが、そうは言いながらも、持続性を確保していくためには、冒頭、最初の質問に課長から御答弁がありましたとおり、先々に財政というものが硬直化して、いわゆる一般財源の中に占める、必ず払わなきゃいけない費用というのが肥大化して、やりたい政策に対して必要な予算が割けないとか、そういった事態に陥らないように、行政コストを見通しながら、しっかりと投資をしていっていらっしゃるというふうに理解しています。

となれば、この行政財産の適正化という方針も理解はできます。今抱えております最初のほうの質問で申し上げました資産、およそ472億円、全体ですね。有形固定資産で約426億円。こうした大きな資産額を適正化しながら、本当に必要なものを所有していく、そういう取組なんだろうと思うんですが、この行政財産の適正化というのを具体的にはどのように進めていかれるのか。町民にとって必要な施設であるということの確認手段といいますか、どのようにそこを見極めていらっしゃるのか教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。山都町総合計画の中でも基本方針の一つとして、行政財産の適正な管理を行うことによりまして、公共建築物の長寿命化と財政負担の軽減を図ることを目指しているというところでございます。

その一例を申し上げますと、現在、公有財産の一元管理を行うために、施設マネジメントシステムを導入しまして、各施設の維持管理状況を集約し、データ化しているところでございます。町営住宅をはじめ、様々な建物がございますが、そういった施設の維持管理状況を一元化するものでございます。

それらを活用しながら、今後の山都町の財政の見通しというのにも対応する必要がございますので、まずは施設の総量の縮減を図ることも一つ大事な点と。不要な施設につきましては、やはり総量から削っていくという部分と、どうしても必要な部分につきましては、維持管理、それから更新費用をいかに平準化するか、その時期を集中させないというところがございますので、そういったシステムを利用しながら、公共施設の適正な維持ということで考えているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ちょっと今の御答弁に関連してといいますか、少し追加で御質問したいんですが、総量の縮減ということは理解します。1件1件当たっていくのではなく、まず全体を見ながら縮減を目標立てていくということだと思んですが、例えば、先ほどの廃校になった校舎とかそういったもの、住民の方が利用なさっているかもしれないけれども利用状況がよく分からないとか、そういうのもあるのかなと思うんですが、真に町民の皆さんがこれを活用なさっているとか、あるいは、ここはさすがに活用なさっていないんじゃないか、そういった施設の見極

めというのは、意見交換なさったりとか、いろいろしながら進めていかれるのでしょうか。そこだけお答えください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 各課で所管します行政財産につきまして、その目的を果たさなくなるという部分につきましては、まずはその利用の有無について、所管課以外の課に照会します。それから地域に照会する。そういう手順を踏みながら、最終的には処分していくという形になります。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 丁寧に進めていらっしゃるようで安心しました。

続きまして、ちょっと道路のお話なんですけれども、資産のお話をしましたときに、工作物ということで非常に大きな金額がありましたので、これが道路であるということは想像がたやすいわけです。山都町は土地が広いので、隅々まで道路が行き渡っていますので、町道の総延長距離も1,000キロぐらいと聞いてたかと思いますが、そういう状況だろうと思います。この道路なんですけれども、維持には大きな経費がかかるということも想像はつきます。

しかしながら、その道路といいますのは、住民の生活にとっても、あるいは産業の発展にとっても、なくてはならない重要なインフラでありまして、これらの維持管理に対する優先度というのは非常に高いと思われるんです。この点に関して、町としてはどう捉えていらっしゃるのか。

道路の改修に関する要望というのは年々積み上がっていつている状況だというふうにも聞いておりますし、そういう状況を少しでも改善するには、全体の業務効率化とか、いろんなことを含めながら行政コストの縮減を図っていかれる中で、予算配分を少しでも道路のほうに充てながら、そうした状況を改善していくということが重要なと思うんですけれども、そういう目標に向けた取組というのはなさっているのか、確認したいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** それでは、お答えいたします。本町は、先ほど議員が言われましたとおり広大な面積を有しております。現在、町道としまして1,034路線、延長で約930キロ、町道を認定して維持管理を行っているところでございます。

また、維持管理に係る予算としまして、令和2年度の実績で申しますと、除草の委託、また、維持工事、その他軽微な補修等を含めまして、約1億1,000万円を支出しているところでございます。

町道は先ほど言われましたとおり、町の経済や観光、産業振興、また地域住民の生活に必要な不可欠な道路として、条例に基づきそれぞれ認定をしているところでございます。

維持管理にかかる費用につきましては、町道の延長や面積に応じまして、地方交付税の措置があるということで、国や県からの補助がございません。全て維持管理にかかる費用については町の単独予算で行っているのが現状でございます。

その一方で、道路は年々老朽化が進んでおりまして、限られた道路予算の中で補修等を行っておりますけれども、利用者の皆さんが安全に利用できる道路環境を維持していくため、財政負担



の軽減を図りながら、新たな予算確保する必要があると考えております。

これまで整備された多くの道路が、今後、更新時期を迎える中で、計画的な維持管理、また更新をする必要があることから、国のほうでは、自治体の財政負担を軽減するという事で、公共施設等適正管理推進事業債が創設されております。今回、対象となる事業が拡充されまして、舗装更新も起債の対象となりましたので、内容は起債充当率が90%、交付税措置が50%となっております。町としましては、道路機能の長寿命化を図りながら、舗装の更新を進める必要がございますので、この事業債を積極的に活用していきたいというふうに思っております。

また、この道路につきましては、やっぱり必要な資産であるということでございますので、町道の認定をしながら、片方では、利用が少ないところについては廃止をしているというのが現状でございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 国のほうもいろいろ考えていただけているということが今の御答弁でも分かりましたし、少し現状に対する突破口が見えているような感じもいたしますので、引き続き道路の維持管理については、建設課を中心によくお願いしたいと思います。

では続きまして、道路の質問はこれで終わります。

さきの質問に御答弁いただきました産業振興を目的とした施設というのがございました。これらの施設というのは、表向きだけでは目的の達成状況というのが把握しづらいと思います。毎年、我々議会のほうには報告されてきます決算書類がありますけれども、こちらを拝見していても、営業の状況というのは見えるんですけども、行政の事業目的というのがどれほど達成できたのかというのは、そこからでは見えてきませんよね。そういったのが非常に見えづらい施設なんだろうと思っています。

産業振興であれば、その影響を受ける産業の事業者の方々と十分に意思の疎通を図りながら、行政事業の目的ですとか、それに向かってどういった事業内容が展開されるべきなのかということ情報を共有しておかないと、十分な効果が期待できないのかなというふうにも思われます。

各施設に対してふだんから、そういう産業振興ですとか、行政が目的とする、対象となる事業者の方々、あるいは住民の方々と情報の共有、意思の疎通というのはやっぴらっしゃるのか、そういう取組が行われているのかをお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。山の都創造課が所管する指定管理施設について申し上げます。これまで町と指定管理者との間では、事業目的について意思疎通を図る場面はございますけれども、出荷納入事業者については、指定管理者側のほうの裁量で事業目的等の説明をお願いしているところでございます。今後そういったところの確認を、町内には11の指定管理施設がございまして、そういったところの徹底をしていきたいというふうに思います。

指定管理者については、管理者募集時に提出された応募提案書に基づき、地域産品を積極的に

取り扱うなど、地域振興に積極的に取り組むことも提案をされております。行政財産を効果的に発揮するためにも、町も定期的に意思疎通の場を設けるように取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ぜひ、そこはお願いしたいと思います。最初に、指定管理の業者の方からの提案で、そうしたことの記載があっても、やはり定期的な点検も必要だと思いますし、そうした事業運営が行政目的の対象となっている施設や、住民の皆さん方にどれほどの効果を及ぼしているのかということも、ぜひチェックしていただきながら、本当に効果的な行財政の運営というのをやっていただければというふうに思います。

それでは、今日最後の質問になるんですけども、これまでの質問でいろいろお答えいただきましたように、様々な側面から、支出、収支と申しますか、行政の支出の抑制、効率的に行財政を運営しようということで頑張っていらっしゃるといことは見えてきました。

そうした効果的な行財政運営なんですけれども、町民の皆さんの生活を支える政策目的、いわゆる新しい体育館の建設ですとか、あるいは、産業振興を目当てとした新しい道の駅の設置ですとか、そういった部分に対して、行政政策目的がしっかりしていますので、それは一生懸命頑張って費用を削減していますけれども、そういうことによって行政コストが膨らむのはやむを得ないと判断することになるかと思えます。

しかしながら、やはり行財政を効果的に運営していこうと一生懸命努力なさっているわけですので、そうした政策目的を、新しくコストが負担が増えるような投資をする場合には、しっかりと目的と効果を明確にしておく必要があるのだらうと思えます。町長以下、担当の皆様は当然そうしたものをきちんとお持ちになりながら計画を進めていらっしゃると思うんですけども、誰の目にも明らかであるようにしていくことがさらに重要であると思えます。

今後、町が整備を進めようとしていらっしゃいます、今申し上げたような大規模な投資案件について、行財政運営との整合性をどのように考えて、そして、これをどのように実現させていこうと思っていらっしゃるのか、その辺りは、できれば町長のほうから御答弁いただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、皆さん御存じのとおり、高速道路の開通を見据えたいろんな事業に取り組んでおります。最終的には、大変大きな金額の投資額になるという思いでおります。これを施設としては後世に残すわけでございますが、先ほど来ずっと眞原議員からも質問、また提案がっておりますように、行政を効率的に運営する、そのためにはやはり適切な管理をしながら、また建設に当たってもコストが削減できるような対策を取りながら、施設の建設等に当たっていききたいという思いでおります。そして、完成の暁には多くの町民の方々が、また多くの県民の方々が利用していただけるような施設を建設しながら、運営していくことが一番肝要じゃないかなという思いでおります。

合併をして18年が過ぎようとしている中で、財政の健全化は、本当に先輩の皆さんのおかげで今できているかなと思っておりますが、今回の大きな投資が控えて、また投資の最中でございますので、これが後世に負の財産とならないような形の中で今後取り組んでまいりたいというふうに思いますので、皆さんの協力もよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 大きな投資案件になりますので、町民の皆さん、あとは町内事業者の皆さんが、この施設があつてよかつた、あるいは、この施設が本当に必要なんだと思つていただけのような、そういう行政財産として抱え、そこに発生する行政コストに関しては、我々、住民のための施設だから、これは当然払ってもらわないと困ると言ってもらえるような施設、そして、そういったものを運営できるような運営内容を目指していただきたいと思ひます。

ここ山都町は、住民の皆さんが誇れる、そういう町にしていくためには、今回の質問に対する御答弁でもたくさんのお答をいただきましたが、限られた財源で最大の行政効果を上げていく必要があると思ひます。そのためにも効果的な行財政運営というのは非常に重要でありまして、単に財政が厳しいという、何か枕言的のもので、住民の皆さんからの要望をちょっとはねのけていたりするのではなくて、住民の皆さんや町内で活動をなさる事業者の皆さんと、今日の質問に御答弁いただいたような内容を十分に意識共有していただきながら、そうした上で、町民を支える施設の運営や産業振興を進める事業、これを町民一体、官民一体となつて力強く進めていっていただきたいと思ひます。

そのことを申し上げまして、本日の質問を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後2時42分

12 月 15 日（水曜日）

令和3年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年12月9日午前10時0分招集
2. 令和3年12月15日午前10時0分開議
3. 令和3年12月15日午後0時09分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

6番 矢仁田秀典議員

4番 西田由未子議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美		

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 皆さん、おはようございます。4番議員から6番議員になりました、矢仁田秀典でございます。

今日は12月だというのに、私のためにたくさんの傍聴に来ていただきまして誠にありがとうございます。

今年も残り僅かとなりました。12月というと高校駅伝です。本町出身の村上直弥君が何区を走り、どれだけ頑張ってくれるか。また、九州学院の順位が非常に楽しみです。みんなで応援していきたいと思えます。

さて、私は、今回の改選により、経済建設常任委員長という大役を仰せつかりました。農林業、商工観光業、建築、建設、水道事業、地籍を所轄することになりました。この関係の一般質問は今後はしにくくなります。ですが、私はいつもどうしたらこの町に若者が住みたいと思うようになるのか、どうしたらこの町がよくなるのか、そういうことばかり考えております。

そこで今回は、この4年間、あるいは選挙期間中にいただいた町民の皆さんからの御意見、御要望、また、私の思いを発言していきたいと思っております。職員の皆さんには耳の痛いこともあるかと思いますが、前向きにしっかり聞いてほしいと思えます。

では発言台に移ります。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 1番目の質問ですが、役場職員の待遇について。

よく役場への来庁者などに対しての職員の対応が悪いという話を聞きます。役場の職員は挨拶をしないという、そういう話をよく聞きます。待遇研修などの職員のスキルアップに対してどのような取組をされているのかをお聞きします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、お答えいたしたいというふうに思えます。

まずは、御不快な思いをされました方に対しまして、おわびを申し上げたいというふうに思えます。

日頃より、来庁されます方ですとか、あるいは、電話での方の対応につきましては、要件などを的確に把握しながら、丁寧に対応するという心を心がけているところでございます。また、言葉遣いに関しましても、標準語ばかりでなく、方言を交えることも、相手の方に親近感や安心

感を与えることができるというふうに思います。いま一度、窓口や電話での対応につきまして、職員への周知徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

職員研修につきましては、外部団体が主催いたします初任者向けの接遇研修や、中堅者向けのサービス向上研修というものに参加をさせているところでございます。また、今年度からは、実務を通じてより細やかな指導ができますように、新規採用職員向けの、言うなれば教育係というのも配置しているところでございます。

今後も、より丁寧な、そして的確な対応、そして住民サービスを提供するという事で、町民の皆さんの信頼と期待に答えていく必要があるというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** いろんな取組がなされているということで安心はしておりますけれども、笑顔で挨拶するという事は、来庁者のためだけではなく、職員同士のコミュニケーション、または庁舎内の雰囲気をよくするためにも必要だと思いますけれども、雰囲気がよくなるということは仕事へのやる気が出る、そういう部分もあると思います。そういった部分はどう考えますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。従前から、窓口の対応につきましては、やはり職員の笑顔というのは、議員御指摘のとおり非常に職場の雰囲気もよくなりますし、また、住民の方もこういう雰囲気というのは肌で感じられるかなというふうに思いますが、御承知のとおり、ここ2年ばかり、いわゆる新型コロナウイルス感染症感染拡大防止ということで、全ての方がマスク着用ということで、なかなか素顔が見えないというのも一つ、町民の皆様には、本当は笑顔もあるかもしれませんが、なかなか厳しい状況にあるということも御理解をいただきたいなというふうに思います。

見えます範囲でも丁寧な対応、あるいは態度で示すことも非常に必要なというふうに思いますので、その辺も含めまして指導助言をしたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 窓口とかの人たちを指導されるのは必要かもしれませんが、ここにいらっしゃる課長さんたち、また、係長さんたちが率先してそういう雰囲気づくりに努めていただきたいと思います。

次に行きます。新道の駅についてお尋ねいたします。

前回の一般質問で、私は指定管理者に設計から関わってもらったほうがよいのではないかとこの話をしました。今、この新道の駅の建設の進捗状況と指定管理者の公募はどうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。まず、道の駅の進捗状況についてでございますが、既に御存じのとおり、九州中央自動車道の整備が進み、令和5年度中の矢部インターチェンジ、仮称でございますけれども、開通が予定をされております。敷地造成や町道

の実施設計、用地買収も一部を残しほぼ終了したところです。建物の実施設計を現在行っており、敷地内の造成工事や道路新設工事と併せて、年度内の発注に向けて準備をしているところでございます。

令和4年中の工事完了を見込んでおりますけれども、ただ、明確な開通時期がまだ決まっておられませんので、駐車場ですとか、町道の上層路盤あたりの施工、それと舗装については、令和5年度の施工となる可能性も想定をしているところでございます。

それと、指定管理者の募集についてでございますけれども、町も施設の用途に応じた使い勝手のよい施設とするために、指定管理候補者を先に決定し、設計段階から協議に入っていただくことを検討しておりました。

しかし、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例というのがありますが、これでは、指定管理者を募集する段階で、施設の設置条例が存在することなどが条件となります。これは、熊本市町村課にも確認をしましたがけれども、設置条例なしに指定管理者を募集することは極めて不適切との判断もあり、設置条例なしに公募することを断念した次第でございます。

御指摘の懸念を少しでもなくすよう、施設の設計に当たっては県内で多くの道の駅や物産販売施設の設計や運営に携わられた方をアドバイザーとして任用し、意見を聴取しながら設計を進めております。

指定管理者の募集については、令和4年の早い時期に募集を行い、指定管理候補者の選定を行う予定でございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 残念な答えでございましたけれども、そういう条例があるということであればしょうがないかなと思うところです。

この道の駅についてですが、町民の要望の中には、テイクアウトしやすい、そういう飲食チェーン店とか、またはアウトドア用品や衣類を取り扱う企業の誘致というのを望む意見が多々あります。テイクアウトをしやすい飲食チェーン店というのは、弁当とか惣菜関係を扱うような飲食チェーン店が欲しいと。これは、いろんな大会とかあるときに、また今後、体育館ができたときに、大会を開いたときの弁当の供給がなかなかしにくいという話だし、そういった要望がたくさんあると。

それから、アウトドア用品というのは、釣り具とかキャンプ用品とか、そういったのを扱う企業があるらしいんですが、そういったところをここに誘致していただくと、今キャンプブームで、山都町のキャンプ場は予約でいっぱいですし、また、場所的に、溪流釣りから海釣り、海釣りに行かれる方はここを天草方面から延岡方面へ行ったり来たりという方が結構いらっしゃるらしくて、そういう部分の企業誘致ができないかという話がありますが、その辺についてはどうでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。指定管理者の募集については、法人、民間



団体を問わず広く募集する予定ですが、個別の事業者を誘致することは町として考えておりません。公募で行いますので、今、飲食チェーン店ですとか、アウトドア事業者が指定管理者のほうへ応募されることについては特に制限をするものではないです。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 企業誘致の考えはないということでございますし、私としては、できますならば町内の事業者さんにそういった方面をしてほしいと思うところです。弁当を作っていたりとか、キャンプ用品を扱っていたりとか、そういう町内事業者さんにしてほしいと思いますけども、そういう町内の事業者さんへの啓発とか誘致についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 町内の事業者につきましても、公募でございますので、個別の啓発・誘致については特に考えておりませんが、募集要項については、町のホームページですとか広報紙でお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 町内の事業所の皆さんには、そういう公募要項があると。そういうのをできるだけ多くの方に示していただいて、そういう公募、募集がしやすいように、そういうのを配慮していただきたいと思います。

続きまして、これもまた道の駅関係ですけども、私は何のための道の駅なのかというところを考える必要があると思います。トイレや休息場だけでは町にメリットがない。これはずっと話をできておりますけども、人を集め、町内と観光地を人が回遊することによって経済が潤わないと、この道の駅の意味がないと思います。

計画で、令和4年度ですか、計画されるみたいだけでも、進入路にロータリーができる予定ですね。このロータリーには、造り物を置いて、敷地内には大きな看板を立てて、町内と観光地の宣伝を大きくする必要があると思います。

前回も話しましたが、全国には道の駅、物産館が乱立していて、淘汰されつつあるんです。そんなときに、普通の物産館があつて、普通の土産物があつて、普通に野菜が置いてあつて、普通のレストランがある。それだけじゃ駄目なんです。

建物も、高速から降りてきた真正面にあるんで、それを見られて、これ何なんだろうと思うような建物。例えば斜めに立っていいんですよ。通潤橋の形をしておいたっていいんですよ。そういう独創的な、ちょっと何だろうと思うような、そういう建物が必要だと思うんです。

それから、内容もですが、売ってある野菜も普通の野菜を売ってあつたって大してもうかりませんし、意味がないです。それよりも、野菜も有機の野菜だけか、地元産だけ。また、食事はその野菜を使った二、三種類だけ。あとは、有機の野菜とか果物を使ったケーキとかジェラートとか。それから、お茶は有機のお茶で1杯500円ぐらいするようなお茶を売るとか、そういうこと

わりのある、全国から人を呼べるような、そういう道の駅を目指さないと、ただ町のお金を使うだけの道の駅になってしまっちゃいけないと思います。

また、そういう指定管理者が来てくれるといいんですけども、それは指定管理者の公募次第ですが、運営は指定管理者に任せて運営していく。ですから、建物内部については、外見はしようがないとしても、内部については事業者任せないと運営は難しいと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。議員のほうから御指摘がありましたとおり、高速道路から降りてきたときに目立つような、そういった看板ですとか、造り物を置いたらという御提案もございましたので、そういったところの目に訴えるような目立つ仕掛けについては、今後また検討していきたいというふうに考えております。

それと建物の内部についての御提案でございますけれども、来年度選定を予定している指定管理者には施設の管理運営を担っていただくわけですが、施設内部の機能はそのままに、応募要項の中で、施設の機能ですとか、広さ、レイアウトを示しますので、その中で営業可能な提案を示していただきたいというふうに考えております。

施設の機能はそのままに、活用やレイアウト等は指定管理者のほうで自由に設定していただくような形で運営をしていただくということも可能であるというふうに考えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 町からお金を持ち出さなくて、町のためになるような指定管理者になるように協力してやっていただきたいと思います。

次に、今後の山都町の観光振興についてですが、通潤橋周辺の整備と、岩尾城の復元についてどう考えていらっしゃるかを聞きたいところです。

通潤橋周辺は、おかげさまで正面から見るときれいになっております。もう本当にきれいに、見違えるような状態になっております。しかし、岩尾城は見えもしない。

岩尾城の復元といいますと、皆さん、普通のお城、江戸時代のお城を考えられるかと思うんですけども、岩尾城は中世の城なんです。木材の先端をとがせただけの柵、それだけを造るだけでほかにほとんど手を加える必要はないんです。ただ、見て分かるように、あそこの周りの木とか竹は切る必要があるかと思うんですけども、それだけで済むんです。だから大してお金はかからない。ただ、この辺については、文化庁関係とかいろんなことが出てくるかもしれませんが、お金は大してかからない。

今度、道の駅ができれば、その岩尾城が正面に見えるんです。今度は岩尾城からは町内が見渡せるんです。山都町の歴史、浜の館、阿蘇家関係の歴史のためにも、岩尾城の復元というのは必要なんです。

山都町には、阿蘇家ゆかりの人がいっぱいいらっしゃる。なぜ阿蘇家の館が今の矢部高校のあっちに、浜の館としてあったのか。甲斐宗運とか、小一領神社とか、蛍丸などの山都の歴史のた

めにも、岩尾城の復元というのが非常に大事じゃないかと思えますけれども、いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。岩尾城は阿蘇市の本拠地である浜の館があった、当時、城郭を敵の攻撃から守るための城郭であり、昭和46年、指定文化財に指定されております。

岩尾城は石垣のない土造りの山城ですので、現地を歩き回りますと、曲輪と言われる区画された平坦地や、自然の山を削った堀切の遺構が分かることがあります。当時は樹木はほとんどなかったと考えられております。

岩尾城の本格的な復元につきましては歴史的真実性が求められますが、有効な資料は乏しく、それを現地で明らかにするには、埋蔵文化財発掘調査等の専門的な調査が必要になります。

ただ、通潤橋周辺の景観を生かすために岩尾城内の森林整備を図るとするならば、手始めとして、本丸を中心とした公園内の城郭の地形が分かるような適度な樹木の伐採を行うことはとても有効ではないかと考えているところでございます。

本格的な復元に当たりましては、岩尾城は本丸、二の丸、三の丸がございしますが、城として推測される土地の面積が約9万6,000平米もあることから、どの範囲をどのように復元するか、検討する必要はございます。

また、補助事業を活用しなければなりませんので、所管する他の事業との優先順位を図りながら、今後検討してまいりたいと存じます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** まさかそういう話になるとは思っていなかったんですが、観光として、観光の面から必要ではないかというところだったんですけども、いろんなそういう問題が出てくるのではないかというのは分かっていたところです。

ただ、今課長がおっしゃったように、できるだけ、そういうところを酌んでいただいて、復元に向けて努力していただければと思うところです。

次に、そういう観光の面ですが、五老ヶ滝はもちろんのこと、山都町には山都48滝というのがある。この滝の自然が織りなす造形美というのは、観光資源としてはすばらしいものがありはせんかと思えます。

五老ヶ滝の整備ももちろんでございますけども、今、鶉の子滝に行きますと、鶉の子滝の周辺は地元の方々が整備されているらしいんですが、田所からずっと鮎の瀬大橋の展望所があって、鮎の瀬大橋が見えるようになっています。その途中には、大空武左衛門という矢部の方はほとんど御存じだと思うんですが、細川藩のお抱え力士だった、日本人の平均身長が150センチぐらいだったときに2メートル27センチで、話によると牛をまた越えたという話がある、そういう大空武左衛門の手形が置いてあったりします。

それから、こっち側の米内蔵のほうから行きますと狭い道しかないんですね。この辺をもうちょっと、あと20センチでもいいから道路を広げていただいて、あそこの辺がもうちょっと観光面から利用できるようなならんかなと、そういうふう思うところです。

それから、ほかにもいっぱい滝はありますが、蘇陽のほうに行きますと、竿渡の滝というのがあります。これは、有名なのは肥後の8代細川斉茲公が描かせた絵で有名なところなんですけれども、ここが、地権者の方か地元の方か分かりませんが、今、木を伐採されて、滝がきれいに見えるようになっていました。こういったところも、ちょっと手を加えれば観光地として生かせるんじゃないかというふうに思うところです。

何でこういう話をするかといいますと、今、通潤橋から円形分水、清和文楽については、小学生のバスがしょっちゅう来て、社会科の見学コースになっております。ただ、これじゃトイレの使用料が増えるばかりで、この子供たちが大人になったときに来てもらえるかもしれないという、そういうことしかないんです。

それよりも、作り物を見学して、通潤橋を見て、五老ヶ滝や岩尾城を見て、その後、清和文楽、それから滝巡り、そういうのをツアーにして宿泊客を増やし、この町にお金を落とす仕組みをつくる必要があると思うんです。

どれもこれもお金があつたらという話になるかもしれませんが、滝周辺とかは安全対策を施してちょっと小規模な整備だけで観光資源となると思うんですけれども、どうでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。山都町には多くの滝や地形的に美しい場所が多く存在をしております。

御指摘のありましたとおり、山都町での滞在時間を延ばす方策として、滝巡りや遊歩道の整備を行い、滞在時間を引き伸ばし、お金を使ってもらおうというようなことも当然考えていかなければなりません。

鶉の子滝については、議員のほうから御説明がありましたとおり、周遊できる遊歩道、安全柵もありますけれども、不備な点については今後対応していきたいというふうに思います。

それと、竿渡の滝については、現場を確認しましたところ、滝まで降りるルートについては大変険しい、危ない箇所も多くありましたので、なかなか降りるのには相当の整備が必要かなというふうには感じております。上のほうから滝を眺める場所もございましたので、安全柵等の整備をすれば、上から眺めることも可能ではないかというふうに考えております。周辺の土地については私有地でございますので、全体的な状況を把握した上で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 鶉の子滝ですけども、地元の方が整備されておるところで、道路も農道か何からしいんで、その辺は町のほうでちょっと道幅を広げるとか、そういったのをしていただけると車で途中まで行けて、すぐそばまで行けるという状況ができていますので、できるだけそういうふうに進めていただきたい。

それからいろんな滝、いっぱいありますが、竿渡の滝というのは私も初めて見たんです。これは私個人の考えですけども、私有地が切られてきれいになって、あそこに道が、あそこまで

滝のすぐそばまで道が通っていき、私は上からのぞき込んで、川幅は広いんですけども、滝の高さはそんなにない。下は河原なんですね。ここにつり橋を1本通して、向こう側から降りて下で遊べるってなるといいんじゃないかなって。だったらここにキャンプ場までできるといいんじゃないかなと、そういう思いをしたんです。ただ、これは、町がせんでも、地元のほうでそういうことを考える方がいらっしゃったら、それでしてもらえれば構わないと思いますけども、その見るところまでは町でちょっと柵をつけたりしてやったほうが、観光としてはできるんじゃないかと思うところです。

ほかにも、観光でいきますと、私はいろんなことが考えられると思うんですよ。例えば、これは、考える人はいっぱいいらっしゃったと思うんですけども、鮎の瀬大橋からのバンジージャンプとか面白いと思うんですね。

それから、私たちは猿ヶ城キャンプ場を見に視察に行ったんですけども、あそこは増水したときに危ないからという、そういう危険性があるという話だったんですけども、じゃあ、鮎の瀬大橋から猿ヶ城にワイヤーを引っ張って、上から、何とかって言うらしいんですけども、空中ブランコみたいな感じの、そういうのでびゅんと降りてくるとか、そういうのもどうかなと。もしものときはですよ、それを使って上に逃げればいいわけです。そういうこともできるんじゃないかなと。

ただこれは、こういったのも町がする必要はないですよ。町がこういうことができますよって公募すればいいですよ。したい業者さんがいたときに、使用料をいただいてしてもらいたい。そういったことも考えられないかなって。町の観光、そういった面を使っているいろんなことが考えられないかなと思いますので、そういうのをいろいろ考えてください。

観光問題は終わりました、次に、私が議員になってすぐから訴えてきております鳥獣害問題についてでございますが、まず、これは毎回話をしておりますが、猟友会員の方々の年齢を考えたときに、ハンターの育成というのが急務だと思いますけども、それについてはどうですか。もう考えていただけるようになりましたでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えいたします。ハンターの年齢の件についてのお尋ねで、まず、本町の有害鳥獣駆除隊の総数、ここ数年ほぼ横ばいで、減少の傾向には総数はございませんが、その年齢構成、御指摘ありました令和3年度の隊員の平均年齢が65.5歳ということで、確かに高齢化しているということで、後継者の育成は、おっしゃるとおり課題であると考えております。

県内においても5,000人の狩猟免許者の約7割が60代以上というような状況でございます。狩猟免許の新規の取得者が、過去5年で銃、わなも合わせまして63名というような数で、実人数の総数の289人のうちの約2割強がここ数年の取得者というような状況でもございます。

平成21年度から、狩猟免許取得者には有害駆除業務に従事することが条件ですが、免許取得時の補助ということで補助金の交付を行っております。今のところ延べ、銃、わなの重複者も含めましてですが、248人に助成をして実施しています。

今後、将来に向けて被害対策の捕獲を継続的に行っていかなければならないことは当然でありますので、取得者が幅広い年齢構成で構成されることは望まれると思っています。

農業学校、大学あたりでも、将来、農業に携わる若手の農業者に早い段階で鳥獣害に対する知識を高めたいと講義も行われていますので、本町もそういった形で同様の機会であったり、現在の捕獲従事者の技術継承の場など、研修の機会を設けるなどして、新規の免許の取得者が、安全に効果的に活躍できるように、技量を身につけ、実績を上げることができるような育成の仕組みの検討を図っていく必要があると考えているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 先日、農林振興課の課長たちと一緒に研修に行ったところ、佐賀県ですね。あそこも、その市がそういう人を雇ってしていましたよね。

この町も、イノシシ、鹿の数というのは毎年毎年増えるばかりなんですね。それに対して、猟友会の皆さんは年を召されていくばかりで、この辺で町が本腰を上げてハンターの育成、今、ハンターを育成するためには補助金関係も国から出ていますし、そういったところで地域おこし協力隊とか任用職員を雇ったりして、そういう専門の人をつくっていかんと、これは減らないですよ、今のままじゃ。もっと減らすためには、そういうハンターの育成が必要だと思いますけど、町長どうですか、その辺は。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** これにつきましては、もう急務だという思いであります。

うれしいことに、先般、ジビエ工房のほうに地域おこし協力隊員として来ていただいております女性隊員の方が免許を取って、また、今蘇陽地区で居住をしながら、ジビエの材料を使ったいろんな加工業等もしておられますので、そういう部分、なかなか若い人がというようなことでありますので、ぜひ今ありますように、そういう方々も、本来であれば狩猟は高級な貴族のスポーツだとお聞きをしておりますので、やはり、町内の方のみならず、県内外多くの方々にそういう思いをしてもらえようような発信をしながらしていきたいと。

先ほど、助成等々の話は金額等は出ませんでしたけど、そういう部分の充実をしながら、やはり、まずはここにおられる方の中からも、ぜひ免許を取っていただきたいなという思いであります。

先般、東京へ行きました。恐らく今年中、来年中には帰ってこられるかなと思っておりますが、銃もわなも免許を取ったばいたという方が帰ってこられると思っておりますが、若い人ばかりでなくて、定年後帰ってこられる方々にも、ぜひそういうチャンスを我々が作りながら、狩猟免許を持たれる方に、有害駆除ばかり言うと、なかなか来られないかなと思っておりますので、やはり、狩猟は貴族のスポーツだというような思いも発信をしながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ハンターを増やすための一つになりますけれども、猟友会の方々が困っていらっしゃるのが、捕獲した鳥獣の処理、その辺について困っていらっしゃる。これも4年前から話をしておりますが、そういう処理関係で今は埋めてしまったりとかそういうことをさ

れておるんですけども、その辺の処理に大変困っていらっしゃる。そういったところも、ハンターを増やす要件としては、その処理をどうするかというのが大事になってくるかと思しますので、その辺の処理、その辺はどう考えられていらっしゃるか。

この辺につきましては4年前から訴えてきまして、やっと農林振興課長あたりも一緒になって考えていただけるようになりまして、先日、佐賀県の武雄市と一緒に研修に行ってきましたが、その辺も含めてどうかというところがお聞きしたいです。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、片倉城司君。

**○農林振興課長（片倉城司君）** お答えいたします。委員からございましたように、主には捕獲者によりまして埋設の処理が大半を占めているということで、埋設の場所の確保や、小動物が掘り返すとか、捕獲従事者の方の御苦労は非常に危惧をして課題と捉えております。

常任委員会のほうと同行させていただきまして、武雄市に視察をさせていただきました。こちらのほうでは捕獲獣の減容化という施設を整備されておりまして、減容化とは捕獲した個体を乾燥等させて容積を減少させるということで、武雄市ではその成果物を肥料化にしたいということで、実証、検討中ということでございます。

特徴としては、食肉加工施設と減容化施設を併設されております。食肉と肥料化の減容化に分けるというような形で個体の搬入が行われておりますが、そこで市の捕獲個体の全頭がこの施設に搬入されますので、捕獲助成金の確認作業もこの施設でやっているということで、非常に効率化が図られている部分が見受けられました。

今、全国の自治体でも多く、県内では天草、県外では鳥取、京都、静岡、石川と、広く各市町村で減容化施設の取組事例が広まっておりますので、新しい整備時期の取組でもありますので、情報収集をしながら先駆事例を見ながら、近隣の市町村、そういったところとも広域で連携した処分ができないかというのも含めて検討したいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** この減容化施設というところが、一つ困ったことに、イノシシはできるんですけども、鹿ができない。これはいろんなことを調べたり、あるいは国会議員の先生にお願いして法律を変えていただけないかとか、そういう話をしましたけども、鹿についてはプリオンというのがありまして、それができないということで、方法としては灰にするしか方法がないんですね。

ただ、猟友会の皆さんに、鹿は灰にしかできなくて、イノシシはこういう処理方法ができそうですという話をしましたところ、どっちも持ち込めるのであれば、それは私たちは賛成しますという話をいただきましたので、その辺でまたいろいろ考えていく必要がありはせんかなと。

できましたら、イノシシは肥料として使えるのであれば、SDGsという話をしますが、再利用ができて、有機質肥料として使えるのであれば、それはそれで非常にいいことじゃないかと思うところでもありますし、処理に困るのであれば灰にしまったほうがいいかもしれないし。灰にしたからといって肥料にできないわけではないわけですね。灰だったら肥料にもできるしと。

そういった部分をいろいろ考えて、武雄市みたいに、そういう運営ができやせんかなと思うと

ころがありますので、この辺につきましては早急にもっといろいろ考えて、または、ジビエ工房も交え、猟友会の皆さんも交えて、どういう方法が一番この町として望ましいのか、そういったのを早急に検討していただきたいと思うところです。

次に行きます。時間がなくなりましたので、次に行きます。

次に、SDG s 未来都市有機農業で持続可能なまちづくりというのが、去年、この町が選定されまして、認定から半年たちましたが、今の進捗状況はどうなっておりますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。山都町SDG s 未来都市計画は、有機農業で持続可能なまちづくりということで、有機農業の考え方を農法のみならず、地域における暮らし方、稼ぎ方、自然の在り方について、SDG s を共通言語として、様々な取組の連携により好循環を創出し、持続可能なまちづくりの実現を目指すものです。

国の支援を受けて、本年度取り組んでおりますSDG s 未来都市モデル事業につきましては、普及啓発事業としまして、本年度はPR動画やパンフレットの作成などと併せまして、学校における食育推進などを進めております。

「広報やまと」でもSDG s の取組を毎月シリーズで掲載しております。学校や地域の皆様が日頃から取り組んでおられることが、SDG s の目指す持続可能なまちづくりにつながると考えております。

学校給食におきましては、8月に有機農業協議会、学校給食部会が立ち上げられ、学校給食における有機米や有機野菜導入に向けた取組が始まっております。11月18日には山都町有機農業協議会から、町内小中学校へ無農薬米が贈られました。町でも、11月22日から学校給食の有機米導入に係る補助を開始しております。

熊本連携中枢都市圏におきましても、SDG s 未来都市に選定された熊本市、菊池市、山都町が中心となり、圏域の市町村と連携した取組の展開について協議が始まっております。11月19日には、熊本連携中枢都市圏地球温暖化シンポジウムにおきまして、梅田町長がパネリストとして登壇しまして、豊かな自然環境や農産、景観の継承と温暖化対策の必要性について発言を行っております。

また、農林振興課におきましては、有機農業の現況を把握し、有機農業に関する施策に反映させるために、アンケート調査やワークショップを行い、山都町有機農業推進計画の策定を進めているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 今いろんな計画がなされておるようでございますけども、有機農業がまちづくりの核となるためには、今いろんな計画がなされておりますけども、何をどうすれば有機農業がまちづくりの核になるのかという部分で、これは農業関係の分野になりますけども、企画関係よりも農業分野関係になりますけども、面積を増やすのか、人数を増やすのか。今が現在こんだけだから、それをどれだけにするのか。そういう具体的な計画というのが必要だと思いますけども、どうでしょうか。



○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。農林振興課におきまして、現在、有機農業の推進を図るためにということで、有機農業の推進計画を策定しているところでございます。

人、面積ということですが、生産者の意向が反映された施策になるようにということで考えております。アンケートやヒアリング調査を行いながら、有機農業に関連する各方面から多様な関係者に集まっていただいてワークショップを順次開催するなど、御意見をいただきながら順次進めております。また、九州農政局からも毎回その場に参加いただいて、御助言をいただいているところです。

SDGsの観点からも、有機農業に限定されたものではなく、この推進計画が文字どおり慣行農業であったり、林業、その他の産業につながり、まちづくりに広がるような糸口となるような意識を持ちまして、また、先ほど言いました生産者の意向が十分に反映されるような施策となるように、今後もしっかり取り組んでいきたいということで進めております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） まず、面積を増やすということであれば、法人化したりとか、雇用したり、機械化を進めるとかそういう方法になっていくと思います。

それから、人数ということであれば、新規就農者を増やすか慣行農業されている方々を有機農業に移行していただくか、そういうことになっていくんじゃないかって思うんですね。

ワークショップではいろんな話が出ているそうでございますけども、できるだけ若い人の意見を聞いて進めていくのが一番いいんじゃないかって思います。どうしても、年がある程度行くと自分の考えに凝り固まって、いいアイデアはなかなか出てこない。私もそうですけども、そう思います。

その中で、この町で一番有機農業をされている方は何が一番多いかということ、米なんですよ。米をされている方が一番多い。ということは、有機農業の面積も人も増やし、一番増やしやすなのは米なんです。じゃあ、どうやったら米が増えるのかという話になりますけども、これも、私は何回となく一般質問で話をしてきましたが、高品質な有機米を作る必要があるんですね。1俵10万円で売れるような、町のブランド米として売れるような、そういう米が必要なんです。

全国には、減農薬で高食味の産地というのはいっぱいある。ところが、有機で高食味の産地というのはいないんですよ。そういうところを目指していく。ただ、これは行政だけじゃ無理です。

そこで、この山都町にはJAの指導員にすばらしい指導員がいます。有機関係、有機米関係を指導されているすばらしい人がいますし、また、今、町議会議員の中にはJA関係の方が二人いらっしゃいます。こういう方々と連携して、そういう町のブランド米を作るという、それは生産者の人たちみんなと一緒に作っていかないとですけども、そういうことで連携して作っていく。そういうことが必要だと思うんですけど、どうですか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。本町におきましても、多くの生産者の

方々が、また、組織において独自のお米の商品化に取り組み、それぞれに高い評価を得られているとお聞きしております。

先ほどのワークショップの中においても、有機の水稲栽培への支援ということで、山都町においての水稲栽培の有機取組農家、有機JAS認証事業者は多いので、有機的な取組からJAS認証の取組へと移行するような、増やすためのサポート、支援が欲しいという声も出ております。

有機生産者の組織、農協とも、おっしゃるように協力していく必要もありますし、有機米の食味の向上や安定化に向けて有機的な取組が町内にまた広がれば、有機農業の産地づくりの有効な取組になると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 有機の取組をするために再度申し上げますが、値段的に高くないと取組をしないんですよ、農家は。悲しいかな、JAが広域合併してしまって山都町ブランドというのが作りにくい状況にある。ですからこそ、いろんなところで単体で自分たちでブランド米を作って売ろうという考えが今広がりつつある。

私は、山都町のブランド米を作る必要があると、そういうふうには思っているんです。それで、高品質な山都町のブランド米ができたなら、全国の富裕層に高く、あるいは、輸出して海外の富裕層に売って、そういうことも考えなんと思っておるんです。

私は勝手にですが、山都町を農林水産省の輸出部門に登録しております。これは山都町で登録しておりますので、私個人ではありませんが、山都町で登録しております。これは聞き取り調査もいただきまして、山都町でこういう米ができたときには、海外の富裕層に輸出がしたい。あるいはドバイで売りたいと、そういう話を、今、登録が取れております。ですから、将来的にはそういうことも考えに入れておってほしいなと思うところです。

この有機農業ですが、私は、この町が日本一の有機農業の町だって自負するんであれば、今、農水省がちょうど進めているみどりの食料システム戦略、これをうまく利用して、これは山都町のためにできたんじゃないかなと思うぐらいの話です。うまく利用して、この町が先進事例となって、こうしてください、うちがリーダーとなってやっていきますので農林水産省あたりも協力してください。いろんな支援をいただいて、この町が進めていきやすいように、そういった取組が必要だと思います。

ここも質問したいところですけども、時間がないので、その中で、これは有機農業関係の方はほとんど御存じですけども、BLOF農法というのがあります。これはどういう農法かといいますと、例えば米であれば、良食味で食味が上がって多収になって、なおかつ虫とか病気にやられにくいという農法になるんです。簡単に言えばですね。これは小祝先生という方が提唱されておるんですけども。これは、農家であれば、昔から堆肥を入れていろんなことを努力されてきておるんですけども、それがどういうふうに植物体内で同化されて、光合成とかで変わっていった実とか葉になるんだという、そういうのを科学的に分析されて進められておる農法です。これは今、全国的に爆発的に増えておる農法でございますし、私はこの町の未来のためには、この

農法を普及する必要があるんじゃないかと思っています。

この農法は、普通に慣行で今まで農業をされてきた方々も、この農法を勉強すれば収量を増やすとか、病気に強くなるとか、そういうことができるんです。有機農業をしたからといって、収量が下がったりしたら意味がない。この農法は本当に大事な農法だと思っていますので、これはできるだけ普及していただきたいと思います。そこで、この問題を終わります。

次に行きます。令和5年には九州中央自動車道、仮称矢部インターが開通するわけですが、すけれども、それについて、その名称について何か考えられているかどうか、お聞きします。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** お答えいたします。名称についてのお尋ねでございますけれども、名称が決定されるまでの流れについて簡潔に説明したいと思います。

まず最初に、熊本河川国道事務所のほうから町に対しまして、意見照会が行われます。その照会を受けまして、町のほうで名称の案を決定し、国に回答を行います。

その後、熊本河川国道事務所から九州ブロック道路標識適正化委員会のほうに諮問が行われ、委員会で決定した名称を今度は熊本県知事のほうに再度照会をいただいて、その結果を踏まえて国のほうで決定されるというふうになっております。

なお、インターチェンジの名前については、道路の利便性とかを考えまして、簡潔で名称が長くないこととなっておりますので、その辺を踏まえて決定したいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 私はできたら「矢部通潤橋インター」にしてほしいと思いますので、検討しておいてください。

それから、開通したときのセレモニーの計画はもうされておりますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** セレモニーについてのお尋ねでございますけど、セレモニーの開通式につきましては国道河川事務所のほうの主催で行われます。

その後のイベントについては、期成会のほうで主催しますが、開催日の1週間前を大体想定しておりまして、前回、山都中島西インターで行いましたウォーキング等を中心に、今後、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 開通が待ち遠しいところですね。

時間もありませんので次の通告であります。高齢者の交通弱者問題について。

これは昨日、企画政策課長から丁寧な分かりやすい説明がありましたので省かせていただきますが、5年後、10年後というのは、今、高齢者の送迎をしている人たちが移動不自由になるんです。ですから、そこを考えないかんし、現在、高齢者の独り暮らしや、高齢者

だけの世帯というのが4割弱。これが2030年まではずっと増え続けるんです。ですから、今のままの生活を継続できなくなる。そこを考えると、なるべく早く高齢者の交通弱者問題については取り組む必要があると思っておりますし、私たちも勉強会を重ねながら、その辺を進めていく必要があると思っております。

時間が来ましたので、今日はこれで終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、6番、矢仁田秀典君の一般質問を終わります。  
ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 皆さんこんにちは。4番、西田由未子です。今議会の質問最後となりました。そして、選挙後初めての質問に立たせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

コロナウイルスの変異株、オミクロン株の感染拡大が心配な状況となっています。そして、感染による様々な影響は、全国で暮らしが成り立たなくなることへの不安が募り、自殺をされる方が増えたり、特に非正規雇用、ひとり親家庭の厳しい状況等、コロナの前から厳しかったこの状況が、ますます厳しくなっているというふうに思っています。このことは、コロナ感染のせいだけにして終わらせてはいけないことでもあると思っています。

今、国会で論戦が行われています18歳以下に10万円を給付するということについては、昨日の新聞報道によりますと、山都町では現金給付が望ましいと判断されているようです。クーポンにするときの事務負担や経費、それから、使い勝手のよさを考えたとき、私は賢明な御判断だと思っています。より困っておられる方に迅速に届けられる仕組みとして取り組んでいただきますよう、年末の多忙な中ではありますけれども、職員の皆さんには大変御苦勞をおかけしますけれども、ぜひよろしくお願いいたしますと思っています。

そして、この年の瀬に当たり、安心して年が越せるように、命と暮らしを守り抜くために、ほかの困っていらっしゃる方への支援も町としても考えていただきたいと思っています。

コロナ禍にあって、医療を守り、地域経済とともにそれぞれの暮らしを守ること。それとともに、この山都町に住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりをしなければと、改めて身の引き締まる思いであります。

今回は、コロナウイルス感染拡大の中の配慮について、防災の対策について、教職員の業務削減について、大きく3点お尋ねをします。

それでは、質問台から質問いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** コロナウイルス感染症について、特に感染しても安心して医療を受けられる体制づくりについてお尋ねをします。

オミクロン株については、感染力が強く、第5波の感染者を上回る可能性もあると言われています。乾燥して、寒い季節に入りました。インフルエンザとの同時感染も心配されています。

しかし、何といたっても病気ですから、どんなに気をつけていてもかかってしまうということもあります。たとえコロナに感染しても、安心して療養できる町でありたい。そのような体制づくりについてお尋ねをします。

第5波のときは、宿泊療養施設やコロナ専用ベッドが足りなくなって、自宅療養という選択を強いられた方も大勢いました。今度の変異ウイルスについては、感染力が強いということになれば、一気に家庭内で広がり、一家全員が感染するという事も考えられます。そのような場合でも安心して療養ができるようにと思ひまして、大きく二つお尋ねをします。

一つ目は、家庭内に複数の感染者が出たときに、家族一緒に一つのところに入院したり、または一つのところにホテルの療養ができたりするのでしょうか。また、そのように配慮していただけるものなのかということについてお尋ねをします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** お答えいたします。全員が新型コロナウイルス感染症陽性である家族が入院または宿泊療養となる際には、家族単位での入院または宿泊療養が考慮され、可能となるケースがあります。

ただし、家族内でも症状が異なったり、入院や宿泊療養先が調整できない場合などもあり、全てのケースで可能とはなりません。家族の希望や様々な状況から調整が行われています。

それから、令和3年10月1日に、国から、今回、第5波における最大の感染拡大時と同程度の感染拡大が生じることを前提に、陽性確認前から回復・療養解除後まで切れ目なくコロナ患者に対応可能な総合的な保健医療提供体制の整備に取り組むよう県に対して要請があったというところで、このたび、保健医療提供体制確保に向け、取り組まれているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今のお答えを聞きまして安心をいたしました。かからないようにするという感染対策はもちろんですけれども、かかったときにそのように配慮していただけるということは大変ありがたいことだと思います。

次に行きます。二つ目ですけど、今言われたように、もしもまた第5波のときのようにコロナ専用ベッドも療養施設もいっぱいになってしまいました、自宅療養をお願いしますというような状況になったときのことについてお尋ねをします。

保健所からの電話確認があるというように聞いていますが、病院からの訪問診療が受けられるのでしょうか。第5波のときは、重症化の目安となる酸素濃度を測るパルスオキシメーターという指につけるやつも足りなくなってしまいました。町として準備をされ、貸出しができるという

ふうになるでしょうか。

また、前回お尋ねしたときのお答えでも、これは災害と捉えてくださいと。各家庭で食料などの備蓄をしておいてほしいというふうにも言われました。もちろんそれは、私たち住民は努力をしなければいけないことだと思っています。ただ、家族全員が感染してしまったり、食事を主に作られている方が感染したりすると、食事の準備等もままならなくなると思います。

第5波のときには、パルスオキシメーターとか食料とか日用品をセットにして配布するという自治体もあったと聞きます。山都町ではそのような配慮のお考えもないかということを重ねてお尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** お答えいたします。県に確認したところ、現在、新型コロナウイルス感染症陽性者に係る自宅療養者への訪問診療の体制は準備中であり、郡医師会と調整の上、体制構築に向けて取り組んでいるとのことでございました。

今後、熊本県内に往診のできる医療機関を53か所、オンライン・電話診療のできる医療機関を230か所確保するなど、先ほど申しましたとおり、医療提供体制を強化することとされております。

お尋ねのパルスオキシメーターについては、自宅療養をされる方だけにかかわらず、陽性者全員に県から貸出しが行われています。また、自宅療養となったときに聞き取りが行われ、必要に応じて食料品や日用品の配布も行われています。

感染症法における感染症対策の実施主体は都道府県及び保健所設置市とされているため、感染者に対する生活支援は保健所が行っています。町に対して、感染者に関する個人情報提供は提供されませんので、これまで町が生活支援をすることはできませんでした。

しかし、8月31日付県通知にて、自宅療養者等に対する生活支援については、身近な立場である市町村の協力も重要であるため、感染症法第44条の3、第6項の規定による都道府県と市町村の連携について協力依頼があったところです。

今後、感染状況次第では必要に応じて保健所と連携し、生活支援を行っていくことになるかと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今、感染が収まっているところだからこそ、そうやっていろいろ着々と御準備いただいているということに対しては本当にありがたいと思います。

そして、個人情報の点からということがありましたけれども、もしも自宅療養とかなったときには町も対応できるようになるということで、本当にそれもありたいことだと思っています。

これは私の希望ですけども、できれば、そういうことにならないほうがいいんですけども、そうなったときには、山都町産の体に優しい食品だったり、甘酒とかブルーベリーとかトマトジュースなどの体に入りやすいものなんかが入っていたら、療養中の方も元気が出るんじゃないかなというふうに思っていますので、頭の片隅に入れておいていただければありがたいです。あり

がとうございました。

じゃあ、次に行きます。大きな2番目で、令和3年度の地域防災計画と防災機能を兼ねた新体育館建設についてお尋ねをします。

町長の提案理由説明の中にも、日頃から防災と減災への取組を怠ることなく、災害に強いまちづくりに取り組んでいくという言葉がありました。私もそのとおりだと思いますし、その実現のためにも、令和3年度の地域防災計画が出されましたので、それに伴ってお尋ねをしたいと思います。

新旧対照表を見ますと、全体的により具体的に、いつ誰が何をするのかということが詳しくなっているという印象を持ちました。大変御苦労さまでした。

また、新たに、南海トラフ地震や阿蘇の大噴火による災害対策も加えられているということも評価できると思っています。ぜひ次は、何度もお願いしてきましたが、原子力災害に対する計画もお願いいたします。

そして、計画されたことが実際の防災訓練に生かされること、実際の災害時にできるだけ少ない被害に抑えられることを目指しまして、5点お尋ねをします。

1点目は、住民の避難体制についてです。まずは各家庭に配られている防災マップ等を見て、我が家は大雨のとき、崖崩れ危険地帯じゃないかとか、じゃあどうやって逃げようかとか、どこに逃げようかということを各家庭で確認してもらおうということがまず第一だと思っています。

そしてその上で、逃げる場所として、防災マップにも指定緊急避難所が60か所、それと、指定避難所というところが14か所ありますけれども、この二つの違いとそれぞれの役割について御説明をいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。まず、指定緊急避難場所は61か所ございます。目的につきましては、災害の危険を回避するために、生命の安全を確保するための目的ということで、一時的に避難する場所というところでございます。また、指定避難所14か所ございます。災害が発生した後、帰宅困難者や被災された方が一時的に滞在することを目的とした施設ということでございます。

山都町におきましては、地形的な特性等がございますので、この指定緊急避難場所と指定避難所が同一な地域にあるというところでございます。61か所内に指定避難所が含まれるという御理解をお願いしたいというふうに思います。

指定避難所は、上記の支援を効果的に行うために、指定緊急避難場所を集約して運用しているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今、御説明いただきましたが、台風や梅雨どきの大雨のときには、今、大体前もっての避難を呼びかけられていますね。高齢者と早めの避難ということで呼びかけられるときの場所としては、千寿苑、清和支所、蘇陽支所ということで、防災無線で流れます。

そのほかにも、最初言われた61か所ですかね、一時的に避難するところに住民の方が公民館と

か体育館とかに避難されている場合もありますよね。一時的なもの60か所と、防災無線では3か所しか言われませんが、その3か所というのは、そのままずっとおうちに帰るのが困難になって、例えば、大規模災害のときには仮設住宅等が整備されるまで滞在をして過ごすということになる避難所ですよね。はい、分かりました。

その指定緊急避難所は61か所ですか、私は60か所かなと思っていたんですけど、すみません。その指定61か所の中に学校の体育館が指定緊急避難所になっているところがあります。特に、矢部小、矢部中、潤徳小、それから、学校じゃないんですけど、浜町乳児保育園、矢部高校もたしか指定緊急避難所になっていると思いますが、ここは今、児童生徒が日中は学校にいるかもしれないところなんですよ。そういう児童生徒がいるところの体育館が避難所となっているとき、誰が避難所を開けて運営するのか。学校の関わり方はどうなるのかということをお説明いただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。学校関係の避難所につきましては、管理する方も含めまして、地域住民の方による開設ということで予定をしているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ありがとうございます。私もそれが望ましいと思っていたんですけども、先ほどの地域防災計画の中を見てみると、大きな災害発生時には学校は緊急避難所となるため、避難所開設や運営の初期段階において、教職員は行政職員とともにその対応をする。マニュアル作成をしたり、避難所開設、運営の訓練に努めると書いてありましたのでお尋ねをしたところで、今言われたように、地域住民の方にさせていただくのが私もいいと思うんです。

なぜかといいますと、学校は、特に児童生徒がいる学校については、生徒が学校にいたら、保護者の方へ安全な引渡しをまずしないといけないんですよ。そして、もし授業があつてない土日とか夜とかだったら、児童生徒の安否確認をしたり、児童生徒のケアをしたり、学校再開の準備をしたりするという業務があります。

熊本地震の際の益城の状況がまさにそうだったと思うんですね。その上に益城の場合は、教育長がよく御存じというか、学校長でいらっしゃって、避難所運営にも関わられていたんですよ。それはそれで非常に頑張られたと思いますけれども、熊本地震・豪雨災害記録誌「明日の道標」にも、やっぱり地域の公民館を地元の方たちが協力して運営されたと。そのことは大事だったとまとめておられますので、今のお答えでいいと思うんですが、地域防災計画との整合性はどうかかなというのが一つと、やっぱり学校職員と行政職員と住民一体となって避難訓練とか運営に取り組むのはとっても大事なことだと思っていますので、その上で地域住民の方が、自分の命は自分で守るということをもっと意識して、自分たちで防災訓練ができるように訓練しておかないと、今言われたように地域住民で開設しますとおっしゃっても、それは急には無理なことなんですよ。なので、その後押しをぜひお願いしたい。学校と地域住民、今言われたように役割分担をしてできるほうが私もいいと思います。

地域住民の方で避難所運営をすることができれば、役場の職員の方は担当事務に、学校職員も



自分の仕事に専念ができる。そして、役場職員の方も担当事務に専念ができて、罹災証明なんか  
が早く出される。復興への道も早まるというふうに聞いていますので、その辺の整合性といいま  
すか、についてはいかがでしょうか。言われたとおりでいいと思うんですけども。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。特に大雨あるいは台風等につきましては、事  
前の予想がつきますので、それぞれ役割に応じた分担ができるかなというふうに思いますが、直  
下型の大規模地震となると全く機能できませんので、やはりそこにいらっしゃる先生方というの  
も生徒の緊急避難場所というところの役割を果たすことがあるかなというふうに思っていますので、  
やはりそこは行政職員、それから教育職員も協働して行く必要があるというふうに考えておりま  
す。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今言われたような意味での防災計画の中の言葉だったということで  
理解したいと思います。

ですが、何度も言いますけれども、地域住民の方が、まず、ここの体育館なり公民館が避難所  
に指定されているということも御存じないかもしれない。まず知ってもらって、じゃあ、自分た  
ちでどうやったら運営できるかというのは必ず訓練をしておかないとできませんので、その辺の  
後押しはよろしくお願ひしたいと思います。

コロナでなかなかできなかったというのも昨日の答弁でありました。それも私も理解しますし、  
私の地域もそうでしたので、これからのことということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、備蓄についてお尋ねをします。

少しずつ毎年増やす取組をされていることに対しては本当に感謝申し上げます。孤立が心配さ  
れる7地区に対しては、備蓄倉庫を置くなどの配慮もしていただきました。

ただ、その中身の備蓄品についてはどうしたらいいのでしょうかということと、また、大雨や  
地震のときに、近くの公民館や体育館等の指定緊急避難所に避難したとして、特に段ボールベッ  
ドとか仕切り、避難所開設準備のための道具一式などが必要だと思うんですが、その準備の状況  
を御説明ください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 現在、町としましての備蓄品につきましては、旧御岳小学校を中  
心にいたしまして、千寿苑、それから、各支所に備蓄品を配置しているという状況でございます。

先ほどございました7か所につきましては簡易的な備蓄倉庫を設置しておりますが、既に地域  
住民の方と協議しながら、地域の必要性に応じた備蓄品を置いているところでございます。

それから、いわゆる備蓄品におきましても、非常に衛生面、管理面というのがございますので、  
全ての避難所に置くというのは難しい現状がございます。やはり先ほど申しました、旧御岳小学  
校、それから千寿苑、各市町からの分配というところで御理解をいただきたいというふうに思  
います。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 指定の備蓄場所に置いてあるものは、災害時には配るということになると思うんですが、配れるかなという心配もします。やはり、その61か所の特に100名以上とか集まれるところには、やっぱりないといけないと思うんですね。開所の訓練をするにしてもそういうものを使ってしないと、本当にばたばたしているときに住民の方に任せるとするのは、それは酷だと思います。

なので、全ての避難所に置けないと言われましたけれども、例えば食料にしても何にしても、訓練をすることでそこで消費しますよね。新しいのを入れていけばいいし、期限も来ますしですね。訓練をして、いざというときに地域住民が避難所を開設できるためにも、備蓄も各61か所の中のせめて100人以上のところには置くという方針でおっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お考えいただきたいと思いますが、お答えもいただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 今、議員御指摘がございましたので、やはり衛生面、管理面というのが充実しないといけませんし。ただ、備蓄品の管理につきましては担当職員でも行っておりますが、非常に困難な部分がございます。入替え、それから在庫の管理ということがありますので、あまりに分散しますと、その劣化状況等々につきましての管理面が行き届かない心配があるかなというふうに思います。

それから、配送の面も少しお話がありましたが、実はヤマト運輸のほうからも災害時の配送の支援ということで申出がっておりますので、今後、配送、それから、それ以外の部分につきましても協定という方向に向かって今いるところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 一足飛びにあれもこれも全部してくれと言っているわけではありませんで、今言われたように、いろんな方法を考えておかないといけないと思うんですね。一つだと、それがもし道路の寸断とかで行けなかったら届かないということになりますので、今言われた協定も大事だと思います。計画を立てて進めていただきたいと思います。

次に行きます。減災対策として家庭でもできることがいろいろあります。特に地震対策としては、家具家電の転倒防止のための器具をつけたり、食器が飛び散らないように飛散の防止のシートをガラスにつけたり、扉が開かないような器具を取り付けたりとか、今はいろんな防災グッズがあります。その備えをしていることで随分被害を減らすことができるんですが、でもそれをするにもお金が結構かかるんですね。

そこで、各家庭で、今のは特に地震対策ですけども、地震対策としておのこの家庭で準備をする際に、少しでも町からの補助があればそれも広がりやすいんじゃないかなと思いますが、町からの補助という点についての考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 御家庭におきます、いわゆる家具、あるいは家電等の転倒防止のための固定器具というのは、ホームセンターに各種そろえてあるというふうに思います。町としましては、やはり自助の範囲というふうに考えておりますので、この点につきましては御理解を

いただきたいなというふうに思います。

議員のほうから地震のということがございましたので、住宅の耐震診断、あるいは耐震のための改修につきましては補助制度がございますので、建設課のほうに御相談いただきたいというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 分かりました。自助の範囲ということですが、厳しい御家庭もありますので、検討をお願いしたいと思います。耐震診断等については、町民の皆さんもぜひされたらどうかと思います。

次に、新体育館のことについてお尋ねをします。

計画されている新体育館は避難所としての機能も備えるそうですが、どういう災害を想定しておられて、どのくらい受け入れができるのでしょうか。

また、高齢者、女性、妊婦さん、障害を持った方、ペット同伴のことについてどのような配慮を考えておられるかお尋ねをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、新体育館の避難所としての活用というところでございますが、今のところ収容対応人数としましては約200名ということで想定をしているところでございます。

御質問の中に要配慮者の方の避難ということでございましたが、町におきましては、新体育館の利用ではなく、付近にございます保健福祉センター千寿苑での対応というところを避難所ということで検討しているところでございます。

それから、ペットの避難ということでございますが、現在のところ、安全面、あるいは衛生面から、ペットが同伴できる指定避難所は今のところございません。どうしても必要な方におきましては、避難所の駐車場等での隔離、あるいは、ケージ等をご持参いただいた中でというところでございます。

ただ、ペット同伴の避難というのは、様々な課題というのも認識しておりますので、有効な、その果たせる機能の場所を考えていく必要があるというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 要配慮者の方については千寿苑でと言われましたが、これは新体育館ができたときには、今、大雨のときとかに毎回のように出される高齢者等避難も全部体育館のほうになるということでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それぞれの方の避難状況によりましては、その方自身の状況もあるというふうに思いますので、やはり分けて避難する形になるかなというふうに思います。体育館に行かれる方もいらっしゃるでしょうし、要配慮の方につきましては、できるだけ千寿苑を御利用いただくということで計画しているところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今の大雨のときの避難状況をお尋ねしますと、千寿苑しか尋ねていないんですけど、いつも崖崩れ危険地帯で不安だという方々が、十四、五名から20名ぐらいだというふうに聞いています。

そうすると、今度は体育館も千寿苑も両方開けることになるんですね。それは職員の方の負担にならないかなと。私は、すみません、9月の質問でこれができなかったんですけど、生涯学習課の方にお尋ねしたときには、大規模災害のときだけを想定している新体育館の避難所というふうに聞いていましたが、変更になったのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 新体育館の避難所としての機能につきましては、日々状況が変わりますので、それぞれ所管します生涯学習課と協議しながら、現在のところでは今の役割を担っていただくと。体育館の避難所としての機能につきましてはそういった形で今協議を済ませておりますので、そういった形で御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、総合体育館を含みます防災公園というところがございますが、災害発生時の拠点ともなります自衛隊、警察、消防関係の災害派遣部隊の拠点としても利用する予定でございますので、やはり、避難につきましても、それぞれ柔軟な対応が必要かなというところがございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それでは、体育館ができた後の避難所についての説明をしっかりと住民の方に分かるようにしていただきたいと思います。まだ検討中ということですね。ありがとうございました。

それでは、新体育館についての冷暖房施設をどうお考えかということをお尋ねいたします。体育館ですので、運動をするというのが第一義目的だと思うんですが、冷暖房施設が必要かどうかということなんですけれども、冷暖房ではなくて地中熱を利用した換気システムというのがあるそうです。地下の空気は年間通して一定なので、それを空調に回して利用するものなんだそうですけれども。だから、冷房のように、夏は、入ったら「ああ、涼しい。冷やっとする」ということではないけれども、暑さはしのげます。冬は暖かいとは言えないけれどもほんわかするかなというぐらいだというふうに、大津町体育館が採用されていますので、それを視察に行ったとき、そのようなお話でした。

現在はどうかとちょっとお尋ねしたら、大津町としては夏場は暑いという声もあるそうです。ですが、山都は涼しいということで、地中熱を利用すれば何とかできるんじゃないかなと私は個人的に思っているところです。

基本、運動をするところなので、冷暖房って必要なかなとも思いますし、冷暖房施設と地中熱換気システムというのを比較した場合のメリット、デメリット、そして特に冷暖房設備を入れたときに、年間の電気代とか燃料代とかどうなるのかということの検討も含めて御説明をお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。まず、本町で採用予定の冷暖房施設は、通常

の体育館仕様の冷暖房施設を採用しております。床下に冷気や暖気を送ることで床面の温度を調節し、輻射熱で室内温度を調整するシステムであります。これは、広いアリーナでも効率的に空調できるとされておりまして、気流も発生しないため、バドミントン等の競技でも影響がございません。直近では、菊陽町の新体育館でもこの方式を採用されているところでございます。

次に、地中熱を利用した換気システムについて御説明します。私も、今年2月に大津町の現地を視察して、担当者のほうからお話を聞いております。

概要は、地下にくい状の縦穴を設置しまして、外気を取り入れる際に、その縦穴を通すことで温度を調節し、室内の温度を調整する方式でございます。しかしながら、供給する温度は外気温に左右され、気温が高いほど空調効率が低く、また、空気を送風するために、バドミントン等の競技に影響があることが懸念されております。

これから建設する総合体育館ですので、災害時の避難等にも即時に対応ができ、快適に過ごせる環境を整えたく、冷暖房施設を完備したいと考えております。

また、コスト面でございますけど、これはあくまでも試算でございますが、メインアリーナで年間1,920時間使った場合、1日8時間の1か月、20日の頻度で12か月使った時間でございませうけど、これで500万円ほどかかる見込みとなっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 詳しくありがとうございました。電気代としては、メインのアリーナだけに空調が入るといことになるんですか。

（「いえ、全体です」と呼ぶ者あり）

全体ですね。じゃあ、メインは500万円だけほかにもかかりますよね。ほかにもかかるということですね。それは試算されていないんですかね。いや、それも試算してほしかったですね。

なので、想像でしか言えないので申し訳ないんですけども、今、災害時の避難所としても活用するのでというふうにおっしゃいました。確かに、そのときに冷暖房が必要になってくるというのは分かります。ですけれども、それは、例えば、先ほど言われた千寿苑だと、もう冷暖房設備はきちんとされているんですよ。それも避難所用にされましたよね。なので、被害の状況によっては、先ほども新体育館と千寿苑を並行して開設するとおっしゃいましたけれども、状況によって変わるとは思いますけれど、差し当たり千寿苑に入ってもらって、どうしても足りないときに体育館に入ってもらおう。そのときに、地震とかの災害、地震、大雨で道はどうなっているんだと言われると思うんですけども、私はすぐリースでつけられるような準備だけをしとってもらってたらどうかと。災害時に対してはですよ。というふうに考えています。

体育館としての機能が優先されるべきではないかな。だから、体育館として冷暖房設備が要るのかなと。菊陽町では一番新しく今建っているところでは入れてあるということですけども、山都町、外気温に左右される、温暖化で夏暑くなってきましたが、やはり涼しいところだと思があるので、これが要るかなというのはまだ私も疑問が残ります。その辺、いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。ここ山都町は、市内に比べれば随分温度差がありまして涼しいところではございますが、災害時には冷暖房の対策を取るようであれば、対応が遅れまして、住民の皆様にご不便をおかけすることが想定されますので、ぜひ冷暖房施設は完備したいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 冷暖房施設については、先ほどの後の維持管理費とも関連して、やはりしっかり検討していただきたいと思うところです。ありがとうございました。

次に、体育館の建設予定費と財源について御説明いただきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。体育館の建設予定費につきましては、本体及び外構を含め、約22億円を予定しております。

財源につきましては、社会資本整備総合交付金の防災・安全交付金事業、交付率2分の1以内でございますが、これを予定しており、補助残につきましては起債を充てていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 最初にお聞きした頃よりもやっぱり大分増えてきているなというのを感じます。

先ほどの山都町で指定されている避難所の機能ということで言えば、山都町で指定されている避難所61か所についてはまだ備蓄も不十分だし、避難所として機能するにはまだ改善が必要などころが多い実態だと思うんですね。山都町全体の避難を考えたときには、体育館は200人収容予定と言われましたが、熊本地震のときには把握できただけで2,000人の方がどこかに避難されているんですね。

先ほどの避難所61か所全部合わせてみると、3,000人以上収容できる、単純に足し算したらそういうふうになると思うんですけども、それを考えれば、やっぱり町全体の避難所を充実させていくということが重要じゃないかと思えます。その避難所の一つとして新体育館のことも考えなければならぬのではないかと思います。

昨日の3番議員の質問への総務課長のお答えで、大型の投資、体育館は大型の投資ですよ。大型の投資については、目的に基づく適切な費用対効果が得られるか、維持管理費がどうなるか、優先順位をしっかりと考えていくべきで、その上で体育館整備を考えるとおっしゃいました。

体育館の目的はと考えたときに、やっぱり様々な運動ができて町民の健康増進を図る。できれば町外からもたくさん運動しに来てほしいということだと思うんです。

でも、この人口減の中、私はそれに見合ったコンパクトな体育館ということも大事じゃないかと思うんです。言われたように、せつかくなれば防災の意味も含めましょうというのは分かります。でも、先ほど想定避難者については200人、それでもあったほうがいいと思います。思いますけれども、先ほど言いましたように、熊本地震の際は2,000人以上が避難されて、やっぱり全部の避難所を充実させるためのお金をかけられるように、新体育館の建設費用が膨らまないように、

慎重に検討していただきたいと思います。

大型投資なので、後の維持管理に対しての考え方として、私は、じゃあどこを削れるかなと思ったときに、冷暖房設備はどうか削れないかと思って提案をいたしました。メインだけで500万円じゃ、全体ではどのくらいかな、1,000万円くらいかかるのかな。それについては、ほかの自治体では維持管理費がすごく大変だという実態も聞きますので、全体の体育館整備の計画と冷暖房設備についても、いま一度再考をお願いしたいと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 冷暖房施設のことでございますが、避難所ばかりの話になっておりますが、私は体協長の役目もしております。各種団体の競技種目からもいろいろな要望等があった中で、あれだけの規模の体育館の規模になったんじゃないかなと思っております。

冷暖房施設につきましては、どれだけ全国規模の大会、県規模の大会が来てあるか分かりませんが、今、基準はほとんど冷暖房施設がある体育館というようなことになっておりますので、いろんな集客等々考えたときは、避難所の機能も当然でございますが、体育館自体が今の現状は各競技団体、そういう形の中での大会の要綱等々になっておるといようなことでございますので、そういう部分で今回の施設はそのような形かなという思いでおります。

夏は涼しいと言われますが、冬はまたそれ以上に寒いという部分がありますので、そういう部分を勘案しながら、また、避難所施設としての機能も十分果たせるような形で今後やっていきたいなと思います。

運営等々につきましては、今後、また皆さんと御相談をしながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** いろいろな御要望を聞いていくと膨らむと思うんですね。人口減の中で、先ほども申しましたように、この町の町民の方の健康増進ということを重要視していったら、コンパクトなものにできないだろうかという思いはやっぱりあります。

言われるとおり、外からのお客さんを呼ぶというのは相当なエネルギーを持って、相当、先ほどの道の駅についてもそうですけども、集客をしっかりと頑張らないと本当に不安な要素ではあると思いますので、ぜひしっかり考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

もう一つは早めの避難の支援についてお尋ねです。以前もお尋ねしましたが、難しい部分があると、特に運転手確保がほうが難しい部分があるというお答えだったかと思っております。

私ももう一度考えました。台風や豪雨の際の高齢者等避難の準備が出せるのは、午後5時の時点が多いですね。それに合わせて考えたときに、豪雨時のまず避難、地震のときは難しいと思いますよ。だけど、豪雨時、前もって分かるときには、独り暮らしの方、高齢者の方等は行けないから、行けない人をしっかりまず把握していただいて、その上で前もって申請してもらって登録をして、ふれあいバスやタクシーの方と協定を結んで、あらかじめ効率的なルートを決めておくと。そういう避難の発令が出たときには早めに迎えに行くというシステムだったらどうだろうか

と思うんですけど、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 避難準備情報というのは、特に夕方5時でございますが、それに限らず早めの呼びかけもしますし、逆に言えば、気象情報等で学校関係には早めに避難の準備に入っていただく。もちろん、バス運行事業者のほうにも連絡等を取りながら早め早めで動くというところがございますので、一般の住民の方への避難発令は5時かもしれませんけど、それ以外の児童生徒についてはもうちょっと早めから動いているということで、なかなかふれあいバスの利用については難しいというふうに思います。

ただ、タクシー業者さんに一度照会したというところがございますが、タクシー業者さんも初めての話でございましたので、運転手さんの確保、それから、その後の運転手さんの帰宅の問題もあるということもございましたので、これにつきましては、どのような条件で運行が可能かという運行想定なんかも今後は詰めていく必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 検討していただいたということでありがとうございます。できるだけ実現に向かうように、話し合ってくださいますようお願いいたします。

それでは、3番目です。先生方の長時間勤務を解消するための業務削減についてお尋ねをします。

去年もおととしも同じことをお尋ねしまして、先生方の残業時間というのは減ってきているとは言われますが、どうしても学校に残っても終わらず、採点や授業の準備を自宅ですするという持ち帰りの時間というのは残業時間に認められないという現実もあります。

先生方の仕事内容そのものが減って、そして関わる教員がもっと増えれば、子供たちに楽しく分かる授業づくりをするための準備の時間が生まれて、何よりも子供たちの悩みや思いを聞いたり、子供たちにしっかり寄り添う実践がもっとできるはずだという声を聞きます。

業務削減の具体策については、山都町教育委員会としても教員補助の充実や調査依頼等の余裕を持ってするとか、ICT活用を進めることなどお答えいただいておりますが、加えて二つお尋ねをしたいと思います。

すみません、時間があまりありませんので、簡潔にお願いします。

ICT支援員の方はどのような働き方でどんな仕事をされているのでしょうか。タブレットでの学習は授業改善の一つの手段でしかなく、タブレットが目的になっては本末転倒だと思いますけれども、現場の声としては、もっと支援員の方に来ていただいて、いろいろ授業改善のことについても教えていただきたいということもあるそうです。そのための支援員の増員についてはどうお考えでしょうか。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、嶋田浩幸君。

**○学校教育課長（嶋田浩幸君）** お答えします。支援員の業務からお答えします。主にICTに関する授業支援、校務支援、研修、トラブル対応などに当たっており、ICT支援員はなくて



はならない存在であると学校から報告を受けております。

なお、今後の増員の計画についてお答えします。各学校でも独自に校内の研修会を開催するなど、教職員のICT活用力の向上に努めているところでございます。タブレットを用いた授業も少しずつ充実をしております。今後、学校のニーズを把握しながら、増員が必要かどうかを検討してまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 学校のニーズとして増員してほしいと言われておりますので、ICT支援員の方は週に何回、何時間、各学校に行かれていますか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 令和3年度は1週間に半日程度巡回をしております。令和2年度と比べると倍増しております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 少しずつ充実していただいているということでありがたいんですが、1週間に半日巡回しているということは、各9校ありますよね、小中学校。小中学校としては1週間に1回は来て、1時間ぐらい来ていただくということですか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 約1週間に1校当たり、約4時間程度でございます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 1週間に1校ということは、9校ありますので……。すみません。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） それぞれの学校に1週間に1回、4時間程度巡回しております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 分かりました。それでももっと増やしてほしいという御要望がありますので、よろしく申し上げます。

次に、ICTを活用した業務削減の一つとして、事務処理が簡素化できるソフトの導入があると思います。出退勤とか出張報告、休暇願等、まだ先生たちは紙に書いておられます。そういうものをパソコン処理できたり、成績処理の簡素化ができるソフトがあると聞いておりますので、そういうものを導入していただければ少しでも業務削減ができると思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。事務処理を簡素化するソフトは教職員の働き方改革を校務の情報化の面からサポートする仕組みと理解しております。例えば、成績と通知表と指導要録を一括して管理できます。教職員のサービス管理にも有効であると考えております。

事務処理に要する時間が短縮されることにより、子供たちと向き合う時間の確保、教育の質の向上につながると考えております。

本町としては、自前で開発できる部分については知恵を絞りたいと思います。例えば、指導要

録については、これまで教職員の手書きだったものを、このたび、ICT支援員の協力を得て、データによる入力、出力管理及び通知表の反映を行う手はずが整ったところでございます。

今後もソフトの導入については、本町に合った事務簡素化の有効性を精査するとともに、費用対効果や事業の優先順位、セキュリティー対策等も研究しながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 自前で開発するという努力をされていることに対しては非常に敬意を表したいと思います。

ただ、先生方は異動があるんですよ。他町と違うものが導入されていると、またそこで、異動したときの、最初のときではありますけれども、御苦勞されるということもありますので、その点も考えて導入を考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

先生方の仕事の実態として、私も教員でしたのでちょっと自分のこととお話しさせていただくと、給食を5分で食べるのが自慢というくらい健康にはよくない食べ方をしながら、食べながら採点したりとかして、昼休みに入っても連絡帳を見たり、午前中の授業の子供たちの様子を振り返ったり、午後の授業の準備をしたりしていると、もう掃除の時間になって、昼休みはなくなります。昼休みに子供たちと遊ぼうと思って、私は職員時代に1週間に1回だけは取り組んでいました。その時間を生み出すためには残業が増えますけれども、でも、やっぱりそれは私にとって必要な時間だと思っていましたので、その残業自体は苦にはなりませんでした。

何か子供たちに困ったことが起こると、アンケートが取られることが多いんですけども、やっぱり書くことで思いが出せるという子もいますので、それも大事だと思います。

それと同時に、やっぱり日常的に先生方が子供たちの様子をさりげなくしっかり見ておく。何かをしながらでもいいんですけども、やっぱりそれだとなかなか見れませんので、そういう、さりげなくしっかり見ておく時間が今先生たちにあるかなというのを心配するんですね。それができると、何かじゃれ合ってるけどあれはただの遊びか、本当はいじめか、嫌なんじゃないかとかいうのも、後でさりげなくその子と話すということにもつながっていきます。先生たちがゆっくりと笑顔で子供たちの様子を見守るというその時間が欲しいと私は本当に願っていますし、先生方はみんな願っていると思います。何かできるところから少しずつ時間を生み出すということをお答えいただいていますので、本当、ぜひお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、先生方の業務削減をして先生の数を増やすことで、先生方がゆとりを持って子供たちに向き合い、子供たちが伸び伸びと笑顔で学び合い、成長し合える学校現場になりますように、そして、学校が子供たちの命を守るとりでとなりますようにお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後0時09分

12 月 16 日（木曜日）

令和3年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年12月9日午前10時0分招集
2. 令和3年12月16日午前10時0分開議
3. 令和3年12月16日午前11時38分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
  - 日程第1 議案第87号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第5号）について
  - 日程第2 議案第88号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第3 議案第89号 令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第4 議案第90号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第5 議案第91号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について
  - 日程第6 議案第92号 令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇

学校教育課長 嶋田浩幸 生涯学習課長 上田 浩  
そよう病院事務長 藤嶋厚美 監査委員 志賀美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

吉川美加議員から発言の申出がっております。発言を許可します。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） おはようございます。10番、吉川でございます。

お許しをいただいたので、発言させていただきます。

私の12月14日の一般質問の中において、一部配慮に欠けた部分がありましたので、議事録及び議会放送、そして動画配信等の修正を申し出ます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藤澤和生君） ただいま、10番吉川美加君から12月14日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、吉川美加君からの発言の一部取消しの申出を許可することに決定しました。

次に、町長から発言の申出がっております。

これを許可します。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

お許しをいただきましたので、12月14日に行われました10番吉川議員の一般質問で答弁した内容の一部につきまして、取消しをいただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1 議案第87号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第87号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。

補正予算の説明に入ります前に、先日、議案第95号の審議におきまして、3番議員より公営住

宅建設事業債の交付税措置率についての御質問がございました。今、資料を準備していると思いますので、御覧いただきたいと思います。

山都町で活用いたします起債の一覧ということで御覧いただきたいと思います。上から5番目が該当するものでございますが、備考欄に書いていますとおり交付税措置はございません。

理由につきましては、家賃収入があるため交付税措置はないということでございます。この機会でしたので、山都町が起債として借りております、皆さん方御承知の部分でございますが、大まか全体的に示しましたので、今後の参考をお願いしたいというふうに思います。どうかよろしくをお願いします。

それでは、議案第87号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第5号）について、説明をいたしたいと思います。

歳出から説明いたしますので、18ページをお願い申し上げます。

まず、全体を通してですが、2節給料、3節職員手当、4節共済費をそれぞれ調整しておりますので、内容につきましては省かせていただきたいと思います。

まず初めに、2款1項総務管理費でございます。

5目財産管理費は、10節に旧御所小学校トイレ用給水管の修繕費44万3,000円を、12節委託料としまして分収林の在籍調査25万9,000円、町有地処分のための鑑定経費28万6,000円、それから、18節負担金としまして、分収林契約に基づき大迫造林組合に対しまして在籍調査などの経費を引いた負担金323万4,000円を計上しているところでございます。負担割合は、造林組合7、町が3でございます。

6目庁舎管理費です。清和支所研修センターの屋根修繕費として80万5,000円を計上しております。

11目企画費では、18節に地方バス運行等特別対策補助金として839万円を計上し、熊本バスに交付するものでございます。

20ページをお願いします。

12目地域振興費では、18節補助金として、鶴底自治区が実施されます備品購入事業への補助金として250万円を計上しております。自治総合センターの宝くじ収益金の一部を活用するもので、財源は自治センターから交付される250万円でございます。

次に、22目山の都創造ファンド事業でございます。山の都創造課が所管いたします企業支援分と空き家改修事業の補助金の追加分として、586万円9,000円を計上してございます。

21ページでございます。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業でございます。事業の追加や既存事業費の調整並びに県総合交付金などとの財源組替えを行っているものでございます。

10節需用費と17節備品購入費に、小中学校への支援として1校当たり10万円、合計で90万円を計上しているものでございます。それぞれの小中学校への配当予算でございます。12節委託料は、山の都に泊まろうキャンペーン事業委託料の追加分400万円でございます。14節工事請負費は291万3,000円でございますが、放課後児童クラブで利用しております馬見原公民館の屋根の防水工

事でございます。18節には、熊本県が実施した営業時間短縮要請分の町負担金として845万6,000円でございます。町の負担割合は1割でございます。JA上益城が実施される食の宅配サービス事業補助金として250万円、社会福祉施設等への追加の感染防止対策事業の支援補助として800万円を計上しているところでございます。

24ページをお願いします。

3款1項社会福祉費です。2目国民年金事務費では、年金システム改修委託料として13万2,000円を計上しています。3目障害者福祉費では、22節償還金として、令和2年度の事業実績に伴う精算を行い、返還金をそれぞれ計上しているものでございます。

25ページです。

3款2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費では、12節委託料として児童手当システム改修委託料87万2,000円を計上しています。22節償還金には、令和2年度の事業実績に伴いまして精算を行い、返還金をそれぞれ計上しているものでございます。

26ページです。

2目児童措置費です。18節に私立保育園への追加の運営負担金と広域入所運営負担金、合わせて4,599万7,000円を計上しているものでございます。

27ページです。

4款1項保健衛生費です。4目予防費におきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種事業経費、1節報酬から、次のページ、12節委託料まで合わせまして3,611万4,000円を計上しているものでございます。

29ページです。

5目健康増進費では、12節委託料として健康管理システム改修費376万2,000円を計上しています。

6目環境衛生費では、18節補助金として浄化槽整備促進事業分への追加の補助金516万2,000円を計上しております。

30ページをお願いします。

4款2項清掃費です。1目塵芥処理費に小峰クリーンセンターの施設補修工事費として396万円を計上しております。

31ページをお願いします。

5款1項農業費です。3目農政費では、18節補助金として、中山間農業モデル事業におきまして、県補助金から団体への国直接補助金への振替えを行うことに伴いまして、補助金の減額452万2,000円を計上しております。対象団体は下矢部東部地区の法人でございます。

4目畜産振興費におきましては、18節補助金として牛の予防接種事業に係りまして、県からの直接補助金が増額されましたので、それに伴い町補助金94万円を減額するものでございます。

6目日本型直接支払い事業費では、協定農用地の減に伴います国県交付金の返還でございます。高速道路買収に係るものが主なものでございます。

13目中山間地域総合整備事業費におきましては、県営の圃場整備事業、浜町西部地区でござい

ますが、に伴いまして、事業負担金の追加や換地処分に要する経費をそれぞれ計上しているものでございます。

32ページをお願いします。

5款2項林業費です。2目林業振興費では、18節竹林整備事業の確定に伴いまして、その主催をする協議会への追加の負担金37万5,000円と、阿蘇森林組合が整備されます製材機械導入への補助金250万円をそれぞれ計上しているものでございます。

3目林業土木費になります。県補助金300万円を活用しまして、14節工事請負費に林道3路線分の舗装・補修工事費630万円を計上しているものでございます。

6款1項商工費です。2目商工振興費では、やまと文化の森の横にあります倉庫、旧浜町会館立体駐車場の敷地買収が困難な状況になりましたので、解体に要する経費として、設計委託料と工事費合わせまして743万5,000円を計上しているものでございます。

4目観光施設費では、12節にそよ風パーク浴場に木質バイオマスボイラーの導入の検討のための調査委託料として168万3,000円を計上しています。

5目山の都づくり事業費では、10節需用費から12節委託料まで、短期滞在施設の整備補修等に係る経費として、合わせまして116万5,000円を計上しています。

34ページをお願いします。

14節工事請負費は、道の駅整備工事につきまして、地質調査結果に基づく建物基礎強化の経費や資材調達経費の追加分9,000万円を計上しているところでございます。

7目ふるさと寄附金事業費では、追加の寄附金を5,000万円と見込みまして、その必要な経費を7節報酬から12節委託料に3,519万5,000円を計上しております。後ほど歳入で説明いたしますが、経費を差し引きました1,480万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

35ページ、7款2項道路橋梁費です。

2目道路維持費には、10節需用費として補修資材や凍結防止剤の購入費249万3,000円、13節賃借料には除雪のための機械借上料160万2,000円、15節原材料費には町道舗装用の資材購入、生コンでございしますが、192万8,000円をそれぞれ計上しております。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業、それから次のページになりますが、7目社会資本総合整備交付金事業、それから次のページになりますが、37ページですが、12目道路メンテナンス事業費には、それぞれ事業内経費の組替えを行っているものでございます。12目の道路メンテナンス事業におきましては、併せて補助金の追加もあっております。

7款4項住宅費です。

1目公営住宅等管理費では、修繕のための経費計上や補助対象経費の減額に伴う財源組替え、それから事業内経費の組替えを行っているものでございます。38ページにわたっているところでございます。

9目木造仮設住宅移設事業費では、5か所分の工事費の増額分2,178万6,000円を計上しております。その他の財源につきましては、熊本地震復興基金でございます。

39ページをお願いします。



8款1項消防費です。2目非常備消防費では、消防団幹部研修中止に伴う助成金の減額95万円でございます。

9款1項教育総務費です。3目教育振興費では、21節補償金としてタブレットで使用いたします著作物データ利用のための経費11万9,000円でございます。児童生徒1人当たりの単価設定の合計でございます。

4目教育施設管理費では、旧大野小学校浄化槽修繕費28万円と、旧下名連石小学校敷地復旧工事費196万3,000円を計上しております。

40ページです。

9款2項小学校費です。1目学校管理費では、10節に矢部小学校渡り廊下屋根の修繕経費115万7,000円を計上しております。

次の9款3項中学校費でございます。1目学校管理費では、清和中学校の外壁補修のための工事管理委託料110万円と工事請負費3,264万円をそれぞれ計上しております。

9款4項社会教育費です。1目社会教育総務費では、ふれあいコンサート中止に伴い委託料の減額200万円でございます。

13目通潤橋保存活用事業費では、令和4年4月からの橋上での見学再開に向けました経費、合わせて582万2,000円を計上しております。財源につきましては、通潤橋未来への懸け橋基金を活用するものでございます。

42ページをお願いします。

10款の災害復旧費でございます。現年度分の農地・農業施設災害250件分として、合わせて6億2,400万円、林道3路線の復旧経費としまして2,695万円、公共土木施設災害分として25件分、1億4,360万5,000円を災害復旧経費としてそれぞれ計上しているものでございます。

44ページをお願いします。

12款諸支出金は、ふるさと応援基金への積立金1,480万5,000円でございます。

13款予備費は調整でございます。

続きまし、歳入を説明しますので、10ページをお願いします。

1款2項固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴います固定資産税の軽減措置のための減収600万円を計上しております。

11款地方特例交付金につきましては、その固定資産税減収分を補填する特例交付金600万円でございます。

12款地方交付税です。今回、補正予算の所要額を計上しております。普通交付税の確定に伴う未充当額につきましては、今後の補正予算の状況により随時計上していくことになります。

次のページをお願いします。

14款負担金は、それぞれの事業に係る受益者の負担金でございます。

16款国庫支出金から17款県支出金につきましては、歳出予算で説明いたしましたので省略いたします。

15ページをお願いします。

18款財産収入は、町有林の流木売却代金でございます。

19款寄附金は、ふるさと寄附金を予定額として5,000万円、企業版ふるさと納税寄附金20万円。二つの企業からでございます。

20款繰入金は、事業経費として基金をそれぞれ活用するものでございます。

16ページをお願いします。

22款諸収入におきましては、事業の確定に伴います町負担金の返還金672万2,000円、コミュニティ助成事業助成金250万円、それから圃場整備に伴います換地処分に係る負担金を合わせまして140万円、それから、過年度分の国庫補助金の受入れでございます。

17ページをお願いします。

23款町債につきましては、それぞれの事業における新規、それから追加の起債でございます。

戻って7ページをお願いします。

第2表、地方債の補正でございます。地方債の追加変更でございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億6,900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

令和3年12月9日提出、山都町長です。

よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第87号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 20ページをお願いいたします。

地域振興費のコミュニティ助成事業、鶴底という御説明がありましたが、具体的な内容は何をされるのか教えていただけますか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。鶴底自治区におきまして、コミュニティ活動に必要な備品購入というところで、テント、会議用テーブル、椅子、エアコン、テレビ等の整備を行われるものです。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 数点お願いいたします。

まずは21ページ、コロナウイルス対策のところ、宿泊助成業務委託料ということで追加になっ

ていますが、ここまでの実績をお示しいただけたらと思います。たしか最初のやつが3,000泊分だったと思いますけれども、どのぐらい事業実績として利用されているのか教えてください。

それから、続いて30ページになりますが、小峰クリーンセンターの設備の保守工事ということで、具体的にどこをどういうふうに補修なさるのか、その御説明をお願いします。

それから続いて33ページですが、町有施設の解体工事ということで、文化の森と敷地続きになっていると思うんですけども、文化の森を今運営なさっているまちづくりやべさんには、この工事の説明とかかれてあるのか、あるいは今回の予算の審議が通ったら御説明に行かれるのか、その辺りが気になっていますので教えてください。

あと、最後になります。最後が38ページですが、こちらで住宅解体移設工事で、上がっている予算直接に対する質問じゃないんですけども、町営住宅の、今、木造の仮設住宅の移築工事が3か所でどんどん進んでいますが、現状、住んでいらっしゃる方、新しいところに移動なさる方々との、何というんですかね、新しくどこの施設に入り直すかとか、そういったところの意思のコミュニケーションは十分取れているのか、その辺りを説明してください。

といいますのも、一部のところの住民の方から、新しい施設に入るに当たって、入りたいという希望が重複したりしていて、すごくお悩みがあるという相談が僕のところにあったりしました。ちょっとそこが気になっていますので、住民の方とのコミュニケーションがうまく取れているかどうか御説明ください。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。21ページの、宿泊助成の現在までの実績についてでございますけれども、12月は、予約分も含めての見込みで申し上げますと、金額で736万4,000円、人数は、宿泊と日帰りが対象となっておりますが、2,811人分の支出を見込んでおります。

それと33ページの、文化の森に隣接する立体駐車場の解体についてでございますけれども、これはまだ文化の森にはまだ具体的には説明いたしておりません。今後、説明していきたいと思えます。あわせて近隣の住宅あたりにも御迷惑をかけることとなると思えますので、そちらの説明も行いたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、高橋季良君。

**○環境水道課長（高橋季良君）** お答えいたします。小峰クリーンセンター設備補修工事につきましては、すいません、30ページでございます。焼却灰排出装置につきまして、来年度の定期補修に実施する予定でございましたけれども、現場を確認したところ、腐食、摩耗等が著しく見られたため、今回補修をさせていただくことになっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、山本敏朗君。

**○建設課長（山本敏朗君）** お答えします。現在、木造仮設住宅ということで、大川町、小原、南田のほうでそれぞれ進めております。

議員御質問のありました部分につきましては、多分、南田住宅かなと考えておりますけども、南田住宅には5棟6戸の建設を予定しております。その中で、既に入居されている方が新しく移転する部分がございますけども、お二人の方が、ちょっと自分が希望する部分が重複しているということで、先般、担当者が現場に行きまして内覧をしてみたりして調整を行っております。

今後、そういった部分があるかと思っておりますけども、どうしても希望される場所に入れないこともございますので、町のほうで仲介しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 33ページの木質バイオマスボイラー導入調査委託料ですが、これは導入するという前提で進められるのか、あるいは可能性を探られるのか、具体的にどういうことを調査されるのかお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。今回、木質バイオマスボイラーの導入のための、施設に応じた木質ボイラーの適正規模とか、木質燃料の調達可能量とか導入による経済性、現在の使用燃料をどれだけ削減できるかという調査とか、導入するとすればどういう機器の使用が適正なのかという調査を行う予定にしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** SDGsに引っかかるとつとかなとは思いますが、この目的というか、何でここで木質ボイラーが出てくるのか。それを調達といった場合、燃料を町内から調達するのが目的かとか、そういう点をもうちょっと詳しくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 御指摘がございましたとおり、SDGsにも関連いたしますし、そよ風パークを管理運営しております指定管理施設からも、レストランの横にあります大浴場が、今、営業してない状況もございます。それを再開したいというところで、現在の重油を燃料としたボイラーと併せて木質バイオマスによる熱の利用ということで相談もあっております。

木質バイオマスを導入することでメリットも幾つかございまして、熱利用であれば効率を80%以上引き出すことができるということ、それと比較的小規模な利用から始めることができるということと、燃料の供給も地元主体となることから、熱利用は地域にとってメリットを引き出すことのできるバイオマス利用ということが言えると思います。

それと、化石燃料をバイオマス燃料に替えていけば資金が地域で循環する、地域の木材の資源を供給することで地域に資金が循環するということがあって、地域においては付加価値を生み出すことにもなりますので、そういった可能性を調査をしていくということになります。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） コロナ関係のところ、具体的に何ページということはございませんが、関連すると思うので聞いてください。

昨日、町に出たときに、今回、様々な補正予算出ておりますが、いわゆる放送等でも言われていますが、コロナによる、受けた受けないで差別を防ごうというふうなことが言われておりますが、昨日、まちなかで複数名の方とたまたまそういう話になって、やはり、していない人の肩身が狭い世の中になってきているなど、行動が制限されていく世の中になっていくということをすごく危惧されていました。

そこで町は、今後、予算的にもそういった啓発活動とかを具体的に考えていらっしゃるのか、また、現在の啓発の基本的なところで、差別をなくそうという、ワクチンを打った打たない、そして、打った打たないが、自分の意思で打たない人はまだしも、打てない人がいるということも非常に大事だし、また、打ちたくなくても打たなくてはならない職場環境であったりとか、そういった様々な事情があると思うので、そういった啓発活動を今後どのように考えていらっしゃるか、よかったですら今のところで答弁いただけたらと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 新型コロナウイルス感染拡大に伴いましては、まず、感染拡大時には、町民の皆さんに感染の有無による配慮というのも申しましたし、今後も、御指摘がありましたとおり、ワクチン接種が未済みの方にはそれぞれ事情がございますので、その方の人権を侵害するようなことにつきましては、十分に今後も啓発しながら行っていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） ちょっとお尋ねしますが、34ページの道の駅整備工事の中で、先ほど地質調査と資材調達というふうに言われました。これについて、具体的には今後されることだろうと思っておりますけれども、資材調達とはどういうものなのか、また、地質調査はどのくらい予算で、どこの業者にどのような形で進めていかれるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 道の駅の整備に伴います工事費の追加については、地盤調査を実施しましたところ、支持地盤となる地盤が地面から13メートルから14メートルの地点にあることが調査の結果分かったということで、当初、地盤がそんな深いとは想定できませんでしたので、今回、地盤を強固に固めるために工事を行うものでございます。

工事の内容については、杭の基礎の施工が67本と、杭基礎をつなぎ合わせる大梁、小梁というのを設置をしないといけないということで、建物全体にそういう施工が必要になってきたものでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 先ほど総務課長の説明で地質調査と言われましたし、資材調達と言われましたので、まだ調査するのかなと思ったわけですが、これは基本的には調査じゃなくて、それに対する施工の話なんですね。分かりました。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** お願いします。39ページの消防団の運営補助金が減額になっていきますけど、新聞で見て、消防団員さんへの報酬を個人口座に入れるようにしなさいという通達が出たと見ましたので、その辺のことについてはどうなっていくのかお尋ねしたいと思います。

それと、41ページで、ふれあいコンサートの委託料が減額になっています。去年もたしかそうだったと思うんです、ふれあいコンサートがコロナでできなくなったので。できなくなったのは仕方がないと思うんですけど、2年続けてどこに委託されてたのかというのと、そういう芸術関係の方たちは、キャンセル、キャンセルですごく厳しいと聞いています。これをしなかったことで全然お金が入らなかったわけですよね。だから、キャンセル料だけでも払うというお考えはないのかをお尋ねしたいと思います。

それと、ふるさと納税のことですけど、34ページの、先ほどの御説明でいくと、予定として全体のふるさと寄附金額が1億5,000万円。経費に返礼金が約3割だったですかね。3割として、それと謝礼品の経費を入れて、それを引くと年間で5,000万円の基金積立てができると考えていいですかということが一つと、謝礼品が、ホームページとかを見せてもらうとたくさん増えて、頑張っていらっしゃるなど。確か260ぐらいあったと思うんですけど、せっかく全体として寄附金が1億5,000万円あったとしても、積立てができるのはやっぱり5,000万円ぐらいになってしまうんですかね。だから謝礼品は要りませんよというふるさと納税の仕組みをつくっているところもあると聞いたような気がするんですけど。例えば教育振興目的のために使ってくださいということで謝礼品は要りませんみたいな項目をつくられて、もう少し寄附金の積立額が上がるようにできないかなと思っているんですが、その謝礼品についてのお考えを少しお聞かせください。

以上です。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 消防団員の処遇改善につきましては、現在、他自治体とも協議しながら、令和4年度に反映させたいということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。41ページ、ふれあいコンサートの減額200万円について御説明いたします。

これは主体が、公益基金「時の橋」が運営するものでございますけど、当初、邦楽とピアノコンサートを10月に予定しておりました。早めに決めなければいけなかったのですが、当初コロナ禍でございまして、東京から呼ぶということで、とても呼べる状況ではなかったのですが、早めにやめることを決定しました。なので、以前からの付き合いがあつてキャンセル料は発生しないということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。まず、ふるさと納税の積立てのところでございますが、44ページに、今回1,480万5,000円ということで計上させていただいておりますが、当初予算で1億円の寄附に対して3,737万2,000円の予算を計上して、今回1,480万円の予算を計上させていただいております。

年間を通して、予算書で申し上げますと、1億5,000万円のふるさと寄附金に対して5,200万円ほどの積立金ということになるわけですが、経費がどうしても6割から6割ちょっとかかるものですから、その分を差し引いて予算に計上しているということになります。

返礼品については3割限度と決まっておりますので、そのほか送料とか、委託をしておりますので委託の経費とか、そういったもろもろの経費がかかってまいりますので、そういう形になるところです。

返礼品をお断りする項目もつくったらどうかということでございますが、今のところ、ほとんど返礼品を頼まれて寄附をいただいているような状況ですので、返礼品なしというのは年間にあるかないか私も把握しておりませんが、返礼品をお返しすることで山都町のPRにもつながることになりますので、相手側から自主的に返礼品は要りませんというところにはあえて商品をお送りしておりませんが、そういう町のPRも含めて今後も寄附を増やしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 18ページ、旧御所小学校トイレ用給水の修繕44万3,000円です。現在、旧御所小学校の利用はどのようになっているのかお尋ねします。

それから、同じところで、不動産鑑定委託料28万6,000円。これまでのこの土地の用途と管理、それから今後どのような方法をとられるのか。そのための委託料としますので、その御説明をお願いします。

それから、28ページ、健康管理システム改修委託料69万3,000円ですが、これは導入して間もないのに改修する必要がなぜあったのかということと、今、全国的なトラブルで、接種したが接種したようになってないとか、デジタル庁がえらいバッシングを受けていますけども、その絡みなのかもお尋ねいたします。

それから33ページ、先ほどから出ております木質バイオマスボイラーの件ですが、財源が一般財源となっております。木質バイオマスは間伐材や伐採した葉材、それから切り株等の残渣を利用して発電の燃料として利用するものですが、森林資源の有効活用といった面で森林環境税、それから森林環境譲与税を基金として積み立てた森林環境整備基金を利用することも一つの手段ではないかと思っておりますので、お尋ねをいたします。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。まず、旧御所小学校の運営につきましては、会議室の一部として、地域の自治振興会が利用されているところでございます。

それで、水道につきましては、漏水があったということで仮に修繕を行いました、全体的な取替えが必要ということでございますので、今回、予算を計上して、トイレの維持管理はどうしても必要ですので、工事を追加したところでございます。

それから南田町有地でございますが、既に解体を終わりました旧屠場の部分でございます。町の土地の有効活用に向けまして、その資産価値を調べる必要があると思いましたので、今回、鑑定委託料をお願いするものでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、河野君代君。

**○健康ほけん課長（河野君代君）** お答えいたします。29ページ、健康増進費に今回計上させていただいている委託料が2件です。こちらのシステム委託料につきましては、検診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業というところで、二つの委託といたしますか、システム改修がございます。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を踏まえ、検診結果等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、個人が一元的に確認できる仕組みを構築するものでございます。令和4年4月から開始される検診機関からのXML様式、標準フォーマットの取込み設定を実施するものです。

対象事業としましては、肺がん、乳がん、胃がん、子宮頸がん、大腸がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患等でございます。

また、令和4年6月より、検診の情報についてマイナンバー制度を活用し、令和4年4月以降のデータを情報連携、副本登録するものでございます。こちらに関しましては、肺がん検診、肺がん検診の精密、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症、歯周病検診、歯周病の精密検診ということになっております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 御指摘をいただきました森林環境譲与税の使い道につきましては、現在のところ調査等とか、そういう分でございます。この事業に使えるかどうか精査しまして、必要であれば、この後の財源組替え等で対応していきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今、健康管理システムの改修委託料について御説明がありましたが、その前の新型コロナウイルスワクチン接種事業の健康管理システム改修委託料の件についてお尋ねしたところでした。

それから、先ほど総務課長の回答がありましたが、これを取り入れますと、町としては先進事例となりますので、今後、活用が広がりますので、ぜひそのように取り組んでほしいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、河野君代君。



**○健康ほけん課長（河野君代君）** 大変失礼いたしました。同じく29ページのシステム改修委託料69万3,000円の分ですね。申し訳ございません。

こちらにつきましては、新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する健康管理システム改修業務ということで、令和4年6月向けデータ標準レイアウト改版対応という形になっております。

概要としましては、令和4年6月より新型コロナウイルスワクチン接種情報について、マイナンバー制度を活用し、情報連携、副本登録を行うものでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 3点お願いします。

先ほどの、ふれあいコンサートのキャンセル料のことですけれども、付き合いがあって発生しなかったとおっしゃいましたが、これから、もしキャンセルをしなければいけないような事態になったときには、やはりきちんとキャンセル料は払うべきではないかと思っておりますので、御配慮をお願いしたいと思います。

それと、29ページの資源ごみ集団回収事業の増額がありますけれども、資源ごみ集団回収をする団体が増えて増額になったのか、回収量が増えたのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、33ページの先ほどから何遍か出ている木質バイオマスのことですけれども、基本的な考え方として、そういうふうには森林資源を活用したものを導入していくのは賛成ですけれども、これをした後に、先ほども御質問にあったんですけど、パークのほうにそれを利用したお風呂を改修していくことになれば、そこも町が出していく流れになるということでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、高橋季良君。

**○環境水道課長（高橋季良君）** お答えいたします。29ページの、資源ごみ集団回収事業補助金につきましては、議員御指摘のとおり、本年におきまして1団体登録が増えたということでの増額でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えします。導入の可能性等の調査を行って、実際に導入可能ということであれば、町のほうで整備をするという流れになると思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第87号「令和3年度山都町一

般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第2 議案第88号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第88号「令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第88号、令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。今回の補正につきましては、令和2年度繰越金が確定したことによります計数整理等でございます。

歳入から御説明いたします。7ページを御覧ください。

8款1項1目繰越金でございます。令和2年度繰越金確定により270万5,000円を計上しております。

続きまして、その下になります。9款4項11目雑入でございます。一般被保険者診療費負担金精算金が826万2,000円でございます。こちらは令和2年度2月診療、3月審査分の精算金でございます。国保の都道府県単位化における財政の仕組みにおいて、2月診療、3月審査分の負担金については概算で納付し、翌年度に精算するものです。

続きまして、歳出でございます。8ページを御覧ください。

14款1項1目予備費でございます。1,096万7,000円を計上しています。歳入歳出の調整により補正しております。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,096万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,403万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月9日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第88号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号「令和3年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第89号 令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第89号「令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第89号、令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和2年度繰越金が確定したことによります計数整理でございます。

まずは歳入です。7ページをお願いします。

5款1項1目繰越金でございます。令和2年度繰越金344万9,000円を計上しています。

続きまして、8ページを御覧ください。歳出です。

10款1項1目予備費です。344万9,000円を計上しています。こちらは調整になります。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,964万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月9日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第89号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号「令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第90号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第90号「令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第90号、令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

まず、歳出からです。8ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費1目一般管理費12節委託料7万円につきましては、第三者行為求償事務について、国保連合会への事務委託になります。また、一般財源から国庫補助への財源組替えをしております。

1款3項2目の認定調査会共同設置負担金については、財源の組替えになります。

2款1項介護サービス等諸費6目居宅介護住宅改修費18節負担金補助及び交付金121万1,000円については、要介護認定者が手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修を行ったときに支払う給付費になります。件数の増加により見込額を計上いたしております。

9ページです。

2款5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費18節負担金補助及び交付金70万円については、介護サービス利用者で介護と医療の自己負担額を合算して、その費用が定められた限度額を超えた際に支払われる給付費になります。所要見込額を算出し、計上いたしております。

5款3項包括的支援事業任意事業費2目権利擁護事業費11節役務費8,000円につきましては、成年後見の町長申立て手数料1件分を計上いたしております。18節負担金補助及び交付金22万円については、成年後見制度利用者の助成金1件分を計上いたしております。予備費につきましては調整になります。

続きまして、歳入です。7ページをお願いいたします。

3款2項国庫補助金4目介護保険事業費補助金について54万5,000円を計上いたしております。次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和3年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,951万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月9日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第90号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第90号「令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第91号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第91号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

**○環境水道課長（高橋季良君）** それでは、議案第91号、令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

5ページを御覧ください。補正予算第3号の説明書です。

収益的収入及び支出。収入の部です。

1款2項2目雑収益につきまして、428万1,000円を補正しております。配水池施設が落雷により被災し、その損害が建物共済の補償対象となりましたので、その保険金を計上しております。

次のページを御覧ください。支出の部です。

1款1項1目原水及び浄水費につきまして、80万円を補正しております。10節修繕費につきまして、水源地の施設等の修繕に係る経費の不足分を計上しております。

2目配水及び給水費につきまして、500万円を補正しております。10節修繕費につきまして、配水地等の施設及び配水管漏水の修繕に係る経費の不足分を計上しております。

次に、2ページを御覧ください。

令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条、令和3年度山都町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度山都町水道事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

収入。第1款水道事業収益、4億6,213万5,000円、428万1,000円、4億6,641万6,000円。

2項営業外収益、2億8,875万4,000円、428万1,000円、2億9,303万5,000円。

支出。第1款水道事業費用、3億6,376万4,000円、580万円、3億6,956万4,000円。

第1項営業費用、3億2,783万1,000円、580万円、3億3,363万1,000円。

令和3年12月9日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第91号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第92号 令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第92号「令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） それでは、議案第92号、令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

昨年度より、熊本県からの要請もありまして、新型コロナウイルス感染症受入病床を、令和3年3月29日から1床、6月20日から2床、12月1日から3床を確保しております。

このことにより、熊本県より重点医療機関の指定を受けております。また、このことは、地域住民の方々や患者様に影響を与える諸事情を考慮して非公開にしております。これまでに14名の方を受け入れております。

病床57床のうち、一般病床は37床の16部屋、新型コロナウイルス感染患者受入体制確保に20床の7部屋、そのうち、感染受入れ病床として3床の2部屋、残りの17床の5部屋を、ナース控室、

物品庫、リネン庫、シャワー室、感染物格納庫として使用しております。1病棟のワンフロアで対応しているため、院内感染など十分注意しながら業務を行っております。

今回の補正の主なものは、収益的収支は、新型コロナウイルス感染症患者受入関連事業に要した経費を補填する補助金交付の増額、それに伴う入院収入の減額、材料費の減額や経費の増額、予防接種委託業務などによる公衆衛生活動費、これに伴う給与費の時間外手当などの増額。また、令和4年1月より、熊本大学病院より常勤医師1名の採用予定となる給与費の増額、資本的収支は機械器具の全自動散薬分包機が当初予定額より32万3,000円の減額となり、へき地設備事業の全額補助対象となりました。また、コロナ受入支援事業の全額補助対象となりますサーモグラフィーなどを計上しております。これらの補正予算をお願いするものでございます。

4ページをお願いいたします。収益的収入。収入。

1款1項1目入院収益マイナス2億4,078万2,000円。

4目873万4,000円、1節室料差額収益マイナス142万円、2節公衆衛生活動収益1,015万4,000円。これは新型コロナワクチン接種料の委託料でございます。

2項2目補正予定額2億4,945万3,000円。この補助金に関しましては、新型コロナウイルス感染症患者など入院病床確保事業費、入院受入医療機関緊急支援事業費、設備整備事業費の3件の補助金を計上しております。

5ページをお願いいたします。収益的支出。支出。

1款1項1目、補正予定額1,433万3,000円、1節職員給105万円、2節職員手当1,273万4,000円、6節法定福利費54万9,000円。

2目材料費、補正予定額マイナス309万9,000円、1節薬品費マイナス385万3,000円、2節診療材料費16万2,000円、3節給食材料費マイナス273万9,000円、4節医療消耗品費333万1,000円。

3目補正予定額617万1,000円、8節消耗品費282万6,000円、9節修繕費258万5,000円。修繕費は移動式エックス線装置の修繕、Wi-Fi環境整備などを計上しております。11節委託料76万円。

6ページをお願いします。資本的収入。収入。

1款2項1目補助金、補正予定額279万3,000円。これはへき地医療拠点病院設備整備事業、また、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関緊急支援事業補助金です。

資本的支出。支出。

1款3項1目機械器具購入費、補正予定額56万7,000円。全自動散薬分包機がマイナス32万3,000円、サーモグラフィーほか89万円。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）

第1条、令和3年度山都町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度山都町病院事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款病院事業収益、既決予定額11億5,059万3,000円、補正予定額1,740万5,000

円、計11億6,799万8,000円。

科目、第1項医業収益、既決予定額9億2,988万4,000円、補正予定額マイナス2億3,204万8,000円、計6億9,783万6,000円。

科目、第2項医業外収益、既決予定額2億2,070万8,000円、補正予定額2億4,945万3,000円、計4億7,016万1,000円。

支出。科目、第1款病院事業費用、既決予定額11億5,059万3,000円、補正予定額1,740万5,000円、計11億6,799万8,000円。

科目、第1項医業費用、既決予定額11億335万4,000円、補正予定額1,740万5,000円、計11億2,075万9,000円。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,082万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補てんするものとする」を、今回の補正第2号により、括弧書き中「資本的支出額に対し不足する額2,859万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款資本的収入、既決予定額2,767万6,000円、補正予定額279万3,000円、計3,046万9,000円。

科目、第2項補助金、既決予定額29万7,000円、補正予定額279万3,000円、計309万円。

支出。科目、第1款資本的支出、既決予定額5,849万7,000円、補正予定額56万7,000円、計5,906万4,000円。

科目、第3項機械器具購入費、既決予定額596万6,000円、補正予定額56万7,000円、計653万3,000円。

令和3年12月9日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第92号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第92号「令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時38分



12 月 17 日（金曜日）

令和3年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和3年12月9日午前10時0分招集
2. 令和3年12月17日午前10時0分開議
3. 令和3年12月17日午前10時44分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第5号）
  - 日程第1 議案第96号 権利の放棄について
  - 日程第2 議案第97号 権利の放棄について
  - 日程第3 議案第98号 権利の放棄について
  - 日程第4 議案第99号 権利の放棄について
  - 日程第5 議案第100号 権利の放棄について
  - 日程第6 議案第101号 権利の放棄について
  - 日程第7 議案第102号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第6号）について
  - 日程第8 議案第93号 町道廃止について
  - 日程第9 議案第94号 町道廃止について
  - 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 日程第11 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 る み 子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代

福祉課長	高野隆也	環境水道課長	高橋季良
農林振興課長	片倉城司	建設課長	山本敏朗
山の都創造課長	藤原章吉	地籍調査課長	藤岡勇
学校教育課長	嶋田浩幸	生涯学習課長	上田浩
そよう病院事務長	藤嶋厚美	監査委員	志賀美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第96号 権利の放棄について

日程第2 議案第97号 権利の放棄について

日程第3 議案第98号 権利の放棄について

日程第4 議案第99号 権利の放棄について

日程第5 議案第100号 権利の放棄について

日程第6 議案第101号 権利の放棄について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第96号、日程第2、議案第97号、日程第3、議案第98号、日程第4、議案第99号、日程第5、議案第100号、日程第6、議案第101号「権利の放棄について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） おはようございます。それでは、議案第96号、権利の放棄についてから、議案第101号、権利の放棄についてまでを一括して説明いたします。

今回提案しております議案は、いずれも本町が保有している水道料金に係る支払い債権の一部について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経て放棄するというものです。

いずれの議案も、第2項の債務者のところは、氏名は匿名、住所は簡略して表記しております。権利の放棄に関する議案は、氏名や住所が公開されることにより、個人が特定され、当該個人が中傷されるおそれがあるなど、非常にプライバシー性の高い性質のものであります。

一方で、債務者の氏名と住所を明示しなくても、債権を放棄する理由が明らかであれば、放棄することの可否について十分判断できるという考え方から、他の自治体においては、債務者については匿名で取り扱うことが一般的となっております。

今回の提案に当たりましては、さきの第3回定例会において御承認いただいた病院事業における和解についての議案と同様、氏名は匿名、住所については簡略して表記しておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、説明いたします。

議案第96号、権利の放棄について。

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月9日、山都町長。

1、放棄する権利。水道料金債権（延滞金及び督促手数料を含む）。

2、債務者。熊本県熊本市、債務者A。

3、放棄する債権の額。2,360円。

4、放棄の理由。債務者は平成31年3月21日に死亡しており、相続人について調査を行ったが、本籍不明により特定が困難なため、財産の存否も明らかではない。さらに、民法の一部を改正する法律による改正前の民法第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため。

提案理由です。本町が保有する債権を放棄するためには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由です。

次以降の議案につきましても、議案文の主文の箇所及び第1項の放棄する権利の種類、また、提案理由については、ただいま説明いたしました議案第96号と同様でありますので、これらについては省略させていただきます。

それでは、議案第97号、権利の放棄について説明いたします。

2、債務者。佐賀県佐賀市、債務者B。

3、放棄する債権の額。9,567円。

4、放棄の理由。債務者は、水道の閉栓届出をせずに退去したため、平成27年12月11日に職権にて閉栓を行う。転居先が判明したので、書類等を送るも、その後、所在不明となる。本籍不明により、現住所の特定が困難なため、財産の存否も明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律による改正前の民法第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため、この債権を放棄するものです。

続きまして、議案第98号、権利の放棄についてを説明いたします。

2、債務者。福島県福島市、債務者C。

3、放棄する債権の額。1万402円。

4、放棄の理由。水道料金の納付が滞ったため、督促を行ったが、連絡が取れず、債務者に住宅を貸与している家主に対して、債権者に係る情報の提供を求めたところ、債権者は既に退去した後であり、その後の連絡も不能であった。また、本籍も不明なため、財産の存否についても明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律による改正前の民法第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため、この債権を放棄するものです。

続きまして、議案第99号、権利の放棄についてを説明いたします。

2、債務者。福島県田村郡、債務者D。

3、放棄する債権の額。1万7,197円。

4、放棄の理由。水道料金の納付が滞ったため、督促を行ったが、連絡が取れず、債務者に住宅を貸与している家主に対して、債務者に係る情報の提供を求めたところ、債務者は既に退去した後であり、その後の連絡も不能であった。また、本籍も不明なため、財産の存否についても明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律による改正前の民法第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため、この権利を放棄するものです。

次に、議案第100号、権利の放棄についてを説明いたします。

2、債務者。山都町、債務者E。

3、放棄する債権の額。1万5,290円。

4、放棄の理由。水道料金の納付が滞ったため、督促を行ったが、連絡が取れず、債務者に住宅を貸与している家主に対して、債務者に係る情報の提供を求めたところ、債務者は既に退去した後であり、その後の連絡も不能であった。また、本籍も不明なため、財産の存否についても明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律による改正前の民法第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため、この債権を放棄するものです。

最後に、議案第101号、権利の放棄についてを説明いたします。

2、債務者。山都町、債務者F。

3、放棄する債権の額。7,080円。

4、放棄の理由。平成27年9月、債務者に住宅を貸与している家主からの情報提供により、債務者が無断で退去した事実が判明し、その後も一切連絡が取れなかった。本町における住所については、平成29年1月20日に職権消除され、戸籍附票の確認を行ったが、住所不明のため、財産の存否も明らかではない。

さらに、民法の一部を改正する法律による改正前の民法第173条第1号に規定する2年間の消滅時効期間が既に経過しているため、この債権を放棄するものです。

続きまして、資料を御覧ください。

権利放棄の予定者の一覧及び放棄するに至った経緯などをまとめたものを配付しております。

資料2を御覧ください。

経緯につきまして、債務者Aにつきましては、口座振替不能となり、登録住所へ書類を送付いたしましたが、返送されました。近隣住民の方に確認を行ったところ、死亡が確認されました。本籍等も不明のため、相続人等の特定が困難な状況となっております。

債務者Bにつきましては、三重県への転居が分かり、書類を送付するも、納付がない状況が続きまして、その後、宛名不明で返送されました。登録住所へ送付するも返送がされ、連絡が取れない状況となっております。

債務者Cにつきましては、無断退去されており、書類を送付するも、返送され、連絡が取れない状況となっております。

債務者Dにつきましても、無断退去されており、書類を送付するも、返送され、連絡が取れない状況となっております。

債務者Eにつきましては、家主の方に確認したところ、退去が判明し、転出先は不明とのことで、連絡も取れない状況となっております。

債務者Fにつきましては、無断退去が発覚し、連絡が取れない状況となりました。その後、住民票は職権消除され、本籍地より戸籍附票を取り寄せるも、住所不明のまま、現在に至っております。

以上で、議案第96号から議案第101号までの説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第96号から第101号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 債権を放棄しないといけない事情があるというのは分かりました。ただ、そういうふうに、どういう事情でここまで至ったのかということで、相談体制とかどうなっているのかなというのが一つです。

それと、やはり借金取り、分からないですよ、想像なので。借金取りから逃れるとかDV被害のために逃げなければいけなかったとかいういろんな事情があるかもしれないというふうに想像したりすることしかできないんですけど。福島の方については、避難されてきた後、生活が行き詰まったのかなとか、いろいろ思いを巡らすところがありますので、こういうふうになる前に福祉のほうでの相談とかがどうだったのかなというのが、もし分かればお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、高橋季良君。

**○環境水道課長（高橋季良君）** お答えいたします。滞納につきましては、滞納があった場合、催告状等を出しまして、使用者の方からの相談等があれば、相談に応じて、分納だったり、猶予だったりという処置をしているということでございます。また、今回の4名の方につきましては、それ以前にも全然、送っても何の反応もないというところで、対応のしようがないというところになっております。これは恐らく、福島県の二人の方につきましては、復興の工事関係の方かなというところではちょっと想定はしているんですけども、そういうところで、なかなか相談等がございましたならば、うちのほうからいろいろするんですけども、それがもう全くないような状況になって、こういうふうに至ったというところでございます。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 相談等があれば、いろいろ配慮されているということは、それはとても大事なことだと思います。ただ、相談がある、相談しにくいところにもしあるとすれば、そこも改善していただきたいと思いますが、福祉課としてはどのようにお考えですか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。生活困窮されている方とか生きづらさを抱えていらっしゃる方、そういう方々の相談体制につきましては、地元の民生委員さんとか、地域のほうを回っていらっしゃると思いますので、そういう情報等を収集しながら対応いたしております。なるべくアウトリーチしながら関わっていくというのも大切かなと感じておりますので、そのような対応をいたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 債権者Eの件なんですけど、これを見てもみますと、山都町の住所で申請書を記入してあったが、転入の履歴がないということなんですけど、平成27年に開栓と。それから、平成30年4月、何月までですかね、ずっとおられたわけなんですけど、例えばこの方が住所を置いてない。でも、住所というか、住んだら、そこに住民登録をしなければならなくなっておりますが、それをしないまま、結局はこういう感じで滞納していったということなんですけど、これを見たときに事業者の方かなと思ったんですね。よそから通って、そこで水道を使われたのかなと思いましたが、これを見ると何か住んでおられたような気配がしますけども、その住民登録関係が水道との連携はどうなっていたのかなということもあります。それがきちんとできていれば、滞納も早く片づいたんじゃないかなということも考えられますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、高橋季良君。

**○環境水道課長（高橋季良君）** お答えいたします。債務者Eの方につきましては、開栓の届出があったときに、山都町の住所でされまして、住所の登録がなかったというところで、登録をしてくださいというところでのお話はしているんですけども、ただ水道の場合は、その登録された住所で住登外といいますか、それで取りあえず登録をさせていただくんですけども、それによりまして、納付書の発行等はできますもんですから、その後の住民係との連携というのはちょっと取れてないので、その辺はこれからもうちょっとちゃんとしていかないかなかなと思っておりますけども、今回のことにつきましては、そのまま住所の登録がされていなかったというところで、その後のところがちょっと追えなかったというところもあるというところで認識しております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今度、この件で、今の、横の連携が取れなかった、取れてなかったということも発覚をいたしました。今後、このようなことがないように、未然に防ぐためにも、しっかりとそこは、転入手続とか、そういうのをしっかりやってほしいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。  
これから議案第96号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第96号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第97号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第97号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第98号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第98号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第99号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第99号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第100号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第100号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。  
これから議案第101号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第101号「権利の放棄について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第102号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第102号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第6号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。議案第102号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第6号）につきまして、説明をいたします。

歳出から説明いたしますので、8ページをお願い申し上げます。

2款1項総務管理費です。27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費を新設したものでございます。全体で5億825万7,000円を計上しております。

事務経費といたしまして、1節報酬から13節材料及び賃借料まで、合計で565万7,000円を計上しているというところでございます。

9ページにございます12節委託料につきましては、非課税世帯給付金に関するものを計上しております。子育て世帯給付金システム改修につきましては、事前に一般財源で対応しているというものでございます。

それから、いわゆる事業経費としまして、18節に交付金ということで編成をしております。子育て世帯分給付金として1億5,500万円、非課税世帯分給付金として3億4,760万円をそれぞれ計上しております。給付金の合計としましては、記載のとおり5億260万円となるものでございます。

13款予備費は調整でございます。

続きまして、歳入を説明いたしますので、7ページにお戻りください。

12款地方交付税につきましては、今回の補正の所要額を計上しているというところでございます。

16款国庫支出金は、本事業への国庫補助金でございます。

22款諸収入につきましては、事前に一般財源で立て替えました分を今回補助金の中から雑入という形で受け入れるものでございます。

それでは、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億7,900万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月17日提出、山都町長です。

なお、本事業の概要につきましては、福祉課長より引き続き説明を申し上げます。よろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** それでは、お手元の資料1を御覧ください。新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な方に及ぶ中、特に子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対して、速やかに生活、暮らしの支援を行うことを目的として、子育て世帯への臨時特別給付金並びに住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が創設されました。

まず、子育て世帯への臨時特別給付金です。本町では、1児童当たり10万円の現金を一括給付いたします。受給対象者は、児童手当法に規定される所得制限限度額以上の者を除く、対象児童の父母等になります。

米印1です。扶養親族数等により所得制限額が変わってまいります。例として挙げています年収960万円以下が一つの目安となります。対象児童は、高校生以下の児童と令和4年3月31日までに生まれる新生児になります。対象児童数は、記載のとおりです。

給付時期です。対象児童の欄を御覧ください。令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童に対しましては、12月末の給付になります。令和4年3月31日までに生まれる新生児に対しては、随時給付になります。受給対象者が公務員の世帯は、児童手当の支給が勤務されている官公庁からとなりますので、一度、町への申請書の提出が必要となります。よって、令和4年1月以降の給付となります。高校生については児童手当の対象外となりますので、一度町への申請書の提出が必要となります。よって、令和4年1月以降の給付となります。ただし、高校生の子供と小中学生以下の子供がいる世帯については、高校生分も同時給付可能となっておりますので、その世帯については高校生分も一括して給付する予定です。

12月末、給付対象児童は1,123名になります。予定として、12月24日の振り込みを計画いたしております。

予算については、事業費、事務費含めて計上させていただいております。国庫100%になります。

次に、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金です。給付額は1世帯当たり10万円の現金給付になります。

こちらの給付金については、受給対象が2種類ございます。

まず、一つ目は、基準日における世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び生活保護世帯です。

二つ目が、令和3年1月以降、新型コロナウイルス蔓延の影響を受け、家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にある世帯です。

対象世帯数は記載のとおりで、見込み数を計上いたしております。

こちらの給付金は、所得や課税状況等の確認が必要となりますので、令和4年1月以降の給付となります。

予算については、事業費、事務費含めて計上させていただいております。国庫100%になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第102号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 住民税非課税世帯の給付金なのですが、495世帯の見込みというのはどういうふうにして算定されましたでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。住民税非課税世帯の家計急変の見込み数ですけれども、この数につきましては、農林業センサス、それから、商工業センサス、事業所センサスですね、その数字を基にして、係数を掛けて割り出しております。あくまでも見込み数ということで、上限の数を計上いたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 先ほど、児童1人当たり10万円の給付について、兄弟でいる家庭については一括で給付できるとおっしゃいましたが、高校生についての申請はやはりしなくてはいけないということになるのでしょうかというのが1点です。

もう1点は、非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですけれども、少数ではあるかもしれませんが、1人当たり10万円給付のときにもたしかそのように配慮していただいたというふうに聞いたと記憶しておりますので、確認なのですが、やはり、先ほど言いましたDV被害とかで住所が明らかにできない方とか、いろんな面で住所が明らかにできない方が一番きつい思いをされていると思いますので、少数ではあるかもしれませんが、その辺への、その方たちへの配慮というか、その辺はどうなっているのか。

2点お尋ねします。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。高校生のみの世帯については、申請書が必要になります。それと、DV被害者等の住所を明らかにされない方への配慮ということですが、その点についても、制度上、配慮して給付するようにとされておりますので、そのように対応したいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** すいません。私がお尋ねしたかったのは、高校生のみはしなくちゃいけないというのはそうなんですけど、兄弟がいるときには必要かということです。配慮がされるということで、本当ありがたいと思いますけど。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。高校生と小中学生の御兄弟がいる世帯についての高校生分は、申請は必要はございません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 先ほどの非課税世帯の分なんですけど、上の段のところはもう分かっておりますので、非課税世帯及び生活保護の世帯には、こちらから確認書を送付して、その確認書を受け付けて、それから支給とかいう形になるのは分かりますけれども、その下の段、非課税世帯でない世帯、同様の事情にある世帯の方にはどんなふうにして。ここを見てみると、確認書を受け付けてから、審査後、給付となっておりますけれども、確認書をそもそもやるというのは、どういうふうにしてその世帯にやるのか。広報をしてから、申請があつて初めて確認書を交付して、それから、またもらうということなのか。そのところを確認したいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。家計急変の世帯対象の確認書の件ですけれども、こちらの事業のほうは、まだ詳細な要綱等が送られてきていませんが、今分かっている段階では、こちらのほうは、まず、申請主義ということになりますので、申請をしていただいて、それから、家計が急変しているという確認書のほうをまず提出していただいて、それから、町のほうで詳細を調べて、それから決定するというような流れになっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 国のいろんな方針が変わる中で、迅速にこのように、10万円現金給付ということでしていただいたということは、大変ありがたいことだと感謝申し上げたいと思います。

ただ、本当に頑張っていらっしゃるんですけども、8番議員からも言われたように、臨時特別給付金については、今、申請というふうに言われましたけど、こちらの方、やっぱり厳しいからなるべく早くというところがあると思うんですね。いろいろ変わる中で、本当に迅速に対応していただいていると思います。ただ、申請をしてもらわないとということで、段階的には煩雑になりますよね、申請される方にとっても。できるだけ早い給付ができますようにということでお願いしたいと思いますけれども。

その辺の見込みは、1月以降、1月中には何とかというふうにして進めていっていいのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。非課税世帯等に対する臨時特別給付金のほうは、先ほど申し上げましたとおり、国からの要綱等がまだ明確に提示されていないので、それを確認してからの作業となりますため、多少ちょっとスケジュール的にはずれ込むのかなというふうを考えております。

それから、この給付金事業につきましては、広報等を通して広く周知したいと思っておりますので、なるべく該当される方は申請をしていただければと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから議案第102号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第6号）」については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第93号 町道廃止について

## 日程第9 議案第94号 町道認定について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第93号「町道廃止について」及び日程第9、議案第94号「町道認定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、矢仁田秀典君。

○経済建設常任委員長（矢仁田秀典君） 議案第93号、第94号、町道廃止、認定について、経済建設常任委員会に付託を受けましたので、その報告をします。

令和3年12月17日。山都町議会議長、藤澤和生様。経済建設常任委員長、矢仁田秀典。

経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号。議案第93号。

2、件名、町道廃止について。1-1、仲町長野線、1-2、長原後谷線。

3、審査の結果。廃止。

4、審査の経過。本常任委員会に付託された事件について、12月9日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で廃止することが相当と認められたので、当該2路線を廃止するものとする。

次、経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号。議案第94号。

件名。町道認定について。2-1、仲町千滝線、2-2、運動公園線、2-3、千滝長野線、2-4、元仁田尾支線。

3、審査の結果。認定。

4、審査の経過。本常任委員会に付託された事件について、12月9日、執行部から説明を求め、現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で認定することが相当と認められたので、当該4路線を認定するものとする。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから、議案第93号「町道廃止について」及び議案第94号「町道認定について」の2件を一括して採決します。

お諮りします。

ただいまの経済建設常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号「町道廃止について」及び議案第94号「町道認定について」は、経済建設常任委員長の報告のとおり決定しました。

---

#### 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

**○議長（藤澤和生君）** 日程第10、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和3年12月9日提出。山都町長、梅田穰。

意見を求める者。

住所、山都町尾野尻700番地。

氏名、下田俊朗。

生年月日、昭和33年8月10日。

提案理由。人権擁護委員の1名が、令和4年3月31日をもって任期満了となりますので、委員の候補者を推薦する必要があります。これが諮問を行う理由です。よろしくお願ひします。

**○議長（藤澤和生君）** 諮問第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は原案に同意する旨、答申したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、原案に同意する旨、答申することに決定しました。

---

#### **日程第11 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第11、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について、閉会中の継続調査の申出がありました。当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第4回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午前10時44分

令和3年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第83号	山都町過疎地域の持続的発展の支援に係る固定資産税の特例に関する条例の設定について	12月9日	原案可決
議案第84号	山都町国民健康保険条例の一部改正について	12月9日	原案可決
議案第85号	山都町短期滞在施設条例の一部改正について	12月9日	原案可決
議案第86号	山都町営グラウンド条例の一部改正について	12月9日	原案可決
議案第95号	事業契約の締結について（下市PFI住宅整備）	12月9日	原案可決
発議第3号	主要地方道矢部阿蘇公園線建設促進特別委員会の設置について	12月9日	原案可決
議案第87号	令和3年度山都町一般会計補正予算（第5号）について	12月16日	原案可決
議案第88号	令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	12月16日	原案可決
議案第89号	令和3年度山都町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	12月16日	原案可決
議案第90号	令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月16日	原案可決
議案第91号	令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第3号）について	12月16日	原案可決
議案第92号	令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第2号）について	12月16日	原案可決
議案第96号	権利の放棄について	12月17日	原案可決
議案第97号	権利の放棄について	12月17日	原案可決
議案第98号	権利の放棄について	12月17日	原案可決
議案第99号	権利の放棄について	12月17日	原案可決
議案第100号	権利の放棄について	12月17日	原案可決
議案第101号	権利の放棄について	12月17日	原案可決
議案第102号	令和3年度山都町一般会計補正予算（第6号）について	12月17日	原案可決
議案第93号	町道廃止について	12月17日	原案可決
議案第94号	町道廃止について	12月17日	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	12月17日	原案同意
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	12月17日	原案可決



会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---